



第6次 伊万里市総合計画

IMARI CITY 6th MASTER PLAN



2019年 佐賀県伊万里市

第6次 伊万里市総合計画

IMARI CITY 6th MASTER PLAN





はじめに

本市は、江戸時代に、国内はもとより遠くヨーロッパ諸国の王侯貴族にも愛好された肥前磁器「伊万里焼」の積み出し港として栄えるとともに、大川内山には佐賀藩の御用窯が築かれ、将軍家に献上することを主目的とした国内最高峰の磁器製品である「鍋島焼」を産み出すなど、今まで続く伝統と文化のまちとして、現在も肥前窯業圏の一翼を担っています。

また、臨海部を中心に造船業、木材加工業、ＩＣ関連企業などの製造業が集積するとともに、伊万里港においては、国の重点港湾及び日本海側拠点港に選定され、中国・韓国をはじめとした東アジア諸国との国際物流の拠点化が進むほか、豊かな自然環境を生かし、伊万里ブランドとして名高い伊万里牛や伊万里梨に代表される農業が本市を力強く支えてお

り、自然と産業が調和したまちとして着実な成長を続けています。

その一方で、全国の多くの自治体と同様に、少子化の進行や東京圏への人口の一極集中などによる本格的な人口減少社会の到来をはじめとして、経済のグローバル化の拡大や高度情報化社会の急速な進展、度重なる自然災害の発生による市民の防災・コミュニティ意識の高まりなど、本市を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような中、人口減少が及ぼす様々な影響を最小限に抑え、持続可能なまちづくりを推進していくためには、市民が、仕事やまちづくりの活動を通して、地域社会に主体的かつ積極的に参画し、それぞれの役割で地域を支え、地域の課題を住民主体で解決していく



ことが最も重要であり、市はその活動を適切に支援していくことが必要です。

このため、第6次伊万里市総合計画では「時代に柔軟に適応し、みんなで支え育てるまちづくり」を基本理念とし、従来にない柔軟な発想で地域課題に対応し、将来を託す人づくりに努めながら、これまで以上に、市民どうしの助け合いや市民との協働によるまちづくりを推進していくこととしています。

また、「人がいきいきと活躍する 幸せ実感のまち 伊万里」を将来都市像に掲げ、市民ひとりひとりが、地域や職場、家庭において、生きがいを持って充実した暮らしを送ることができ、心から幸福だと実感することができるまちを目指してまいります。

今後、この計画を着実に推進し将来都市像を実現していくためには、市民に郷土への誇りや愛着心を高めていただけるような事業の展開を図りながら、地域や各種団体をはじめ市民と一緒に「オール伊万里」での取組が不可欠ですので、市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

最後に、計画の策定にあたり、市民アンケートへの回答やワールドカフェへのご参加などにより、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただいた市民の皆さまをはじめ、慎重かつ熱心にご審議いただきました市議会および市総合計画審議会の皆さんに対し、心から感謝申し上げます。

令和元年6月
伊万里市長 深浦 弘信

目次

I 序論	1
第 1 章 総合計画策定の趣旨	
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の構成と目標年次	3
第 2 章 伊万里市の概要	
1 地理的、自然的条件	4
2 本市の歩み	5
3 第 5 次総合計画の市民評価	6
4 本市を取り巻く現状と本市の課題	7
II 基本構想	15
第 1 章 基本理念と将来都市像	
1 基本理念	16
2 将来都市像	16
3 まちづくりの目標	17
4 将来推計	20
III 基本計画	21
第 1 章 施策体系	
第 2 章 重点施策	23
重点施策 1 将来を見据えた人づくり	24
重点施策 2 市民主導型公民連携のまちづくり	26
重点施策 3 しごとづくりと人材の確保	28
重点施策 4 交流人口の拡大によるにぎわいのあるまちづくり	30
重点施策 5 安全・安心な暮らしづくり	32
重点施策 6 効率的で効果的な行財政運営	34
第 3 章 分野別施策	36
第 1 節 安心で健やかな暮らしづくり	
施策 1 地域福祉の充実	38
施策 2 高齢者支援の充実	40
施策 3 障害者支援の充実	42
施策 4 子育て支援の充実	44
施策 5 低所得者支援の充実	46
施策 6 保健医療体制の充実	48

第2節 創造的で心豊かなひとづくり

施策 7 学校教育の推進	50
施策 8 生涯学習の推進	52
施策 9 青少年の健全育成の推進	54
施策 10 文化芸術・スポーツの振興	56
施策 11 人権教育と啓発の推進	58
施策 12 文化財の保護	60

第3節 活気あふれる産業づくり

施策 13 農林水産業の振興	62
施策 14 商工業の振興	66
施策 15 観光の振興	68
施策 16 港湾の活用	70

第4節 生活の基盤づくり

施策 17 道路・交通体系の整備	72
施策 18 上下水道の整備	74
施策 19 都市空間の形成	76
施策 20 住宅施策の推進	78

第5節 住みよい環境づくり

施策 21 生活環境の保全	80
施策 22 防災体制の整備	82
施策 23 暮らしの安全・安心の確立	84

第6節 自立と協働のまちづくり

施策 24 市政に関する情報共有と市民参画の促進	86
施策 25 市民との協働によるまちづくりの推進	88
施策 26 男女協働参画社会の形成	90
施策 27 自立した行財政運営の確立	92
施策 28 移住・定住の促進	94

IV 資料編 97

1. 伊万里市総合計画策定条例	98
2. 伊万里市総合計画審議会規則	99
3. 伊万里市総合計画審議会委員名簿	100
4. 伊万里市総合計画審議会部会委員名簿	101
5. 諒問書	103
6. 答申書	103
7. 第6次総合計画策定経過	104

I 序論

第1章 総合計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

本市では、平成21年度(2009年度)に第5次伊万里市総合計画を策定し、将来都市像である「活力あふれ ひとが輝く 安らぎのまち 伊万里」の実現に向け、これまで健康福祉の充実や教育文化の向上、産業の振興、都市基盤の整備、生活環境の保全などの各分野において、計画的に施策を開拓してきました。

この間、経済のさらなるグローバル化^{※1} や高度情報通信ネットワーク社会^{※2} の進展、東日本大震災や熊本地震等の大規模災害の発生を背景にした市民の防災や地域コミュニティ^{※3} に対する関心の高まりなど、本市を取り巻く社会的、経済的な環境は10年前の想定を越えて大きく変化しています。特に、少子化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来により、人口増加を前提とした従来の考え方では、今後本市が直面する多くの課題の解決が困難な状況を迎えていきます。

このような中、「団塊の世代」がすべて後期高齢者となる令和7年（2025年）には、現在は人口の一極集中が進んでいる東京都においても人口減少に転じると見込まれています。いよいよ日本全国の自治体で人口が減少する時代に突入することから、地方にとって、これまで取組を進めてきたまちづくり、ひとづくり、しごとづくりの真価が問われる局面を迎えている状況にあると言えます。

こうしたことを踏まえ、地域課題の解決に向けた市民の自発的な活動を市が適切に支援していく、新たな「市民との協働によるまちづくり」を進めながら、地域経営の考え方に基づく「効果的かつ効率的な行政運営」を目指し、その基本方向や仕組みを明らかにするため、第6次伊万里市総合計画を策定します。

※1 グローバル化：情報通信や交通・輸送手段の急激な発達や高度化によって人や物、情報などが地球規模で移動または流通する状況のこと。
※2 高度情報通信ネットワーク社会：

インターネットなどを通じて自由かつ安全に多様な情報等を世界的な規模で入手、共有、または発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会のこと。

※3 地域コミュニティ：地域住民が生活し相互の交流が行われている地域社会で、自治区や町（地区）のこと。



計画の位置づけ

本計画は、長期的な視点に立って、社会情勢や本市を取り巻く環境等の変化を踏まえ、総合的かつ体系的にまちづくりの指針を示す計画とし、各分野の個別計画に一定の方向性を付与する市のまちづくりの最上位計画として位置づけます。

また、地域課題に柔軟に対応していくため、市民と行政との協働による地域づくりに必要な取組を示すなど、協働のまちづくりの指針とします。

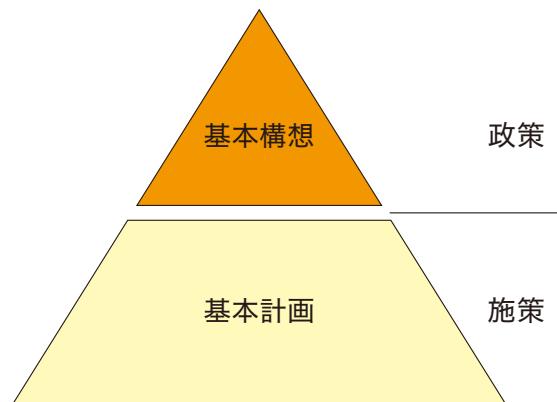
さらに、限られた財源の中で、「量」の重視から「質」の重視へと視点を移し、本市にないものを求めるのではなく、既にあるものをどう有効活用していくのかを重視したものとしています。

2 計画の構成と目標年次

この計画は、本市の目指す将来の都市像を掲げ、その都市像を実現するための基本的な方向を示す「基本構想」と、基本構想を実現するための基本的な計画で、基本構想における将来の都市像を踏まえた施策の基本的方向および体系を示す「基本計画」で構成します。

基本構想は、計画期間を令和元年度（2019年度）から令和8年度（2026年度）の8年間とし、前期基本計画は計画の実効性を高めるため、市長の任期と整合を図り、基本構想の計画期間の前期に相当する令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）の4年間を計画期間とします。

■計画の構成図



■計画期間

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基本構想（令和1～8年度）							
前期基本計画（令和1～4年度）				後期基本計画（令和5～8年度）			

第2章 伊万里市の概要

1 地理的、自然的条件

本市は、佐賀県の西北部、東松浦半島と北松浦半島の結合部に位置し、北と東は唐津市、南は武雄市と有田町、西は長崎県（佐世保市、松浦市）に接しています。市域は、伊万里湾の最奥部に形成された市街地を中心に、東西約 25 km、南北に約 21 km の広がりを見せ、面積は 255.25 km²と佐賀県全体の 10.5%を占めています。

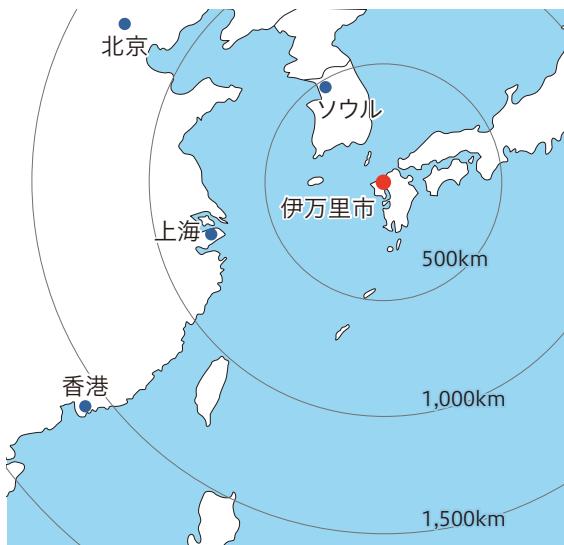
また、八幡岳や青螺山、国見山など、三方を山々に囲まれ、西北部からは波静かな伊万里湾が深く入り込むなど、豊かで美しい自然に恵まれています。

伊万里湾には、伊万里川や有田川が注ぎ込み、東部地区には松浦川が唐津湾に向かって流れしており、これらの主要河川沿いには

■高速道路体系



■地理



平地が開けていますが、市域の大部分を中山間地域^{※4}と山林が占めています。また、臨海部は工業用地として整備がなされており、造船をはじめ木材加工や半導体関連などの工場が立地しています。

伊万里港においては地理的な優位性を生かした韓国、中国との国際コンテナ定期航路のほか、神戸港との間にフィーダー航路を開設し世界各港との貿易を行っています。

また、高速道路体系の整備が進んでおり、平成 30 年（2018 年）の伊万里東府招インターチェンジの開通により、福岡都市圏まで約 1 時間でのアクセスが可能となっています。

気候は、年平均気温 16.1°C と温暖で、年平均 2,300 mm 程度の降水量があり、豊かな自然環境と温暖な気候の恩恵を受けた高品質な伊万里牛や伊万里梨、ブドウなどが生産されています。

※ 4 中山間地域：山間地及びその周辺の地域のこと。



2 本市の歩み

「伊万里」という地名の由来については諸説ありますが、「古今和歌集」の編さんや「土佐日記」の執筆で有名な紀貫之の祖先である紀飯麻呂（きのいいまろ）にちなむものであるという説があります。紀飯麻呂は奈良時代に活躍した公卿で、天平 12 年（740 年）の藤原広嗣の乱で征討副將軍に任せられていますが、その従軍の際に伊万里の地を訪れたとされています。

江戸時代	天然の良港を擁しているため、伊万里は古くから大陸との交易で発展してきました。江戸時代には、有田や伊万里周辺で生産された陶磁器の積み出し港として繁栄し、「IMARI」の名を世界に広めました。
明治～大正	明治に入り、鉄道建設が始まり、明治 31 年（1898 年）には伊万里鉄道が開設され、主要な輸送手段は陸上交通へと移り、陶磁器の積み出し港としての歴史に幕を下ろしました。
昭和 (市誕生)	<p>昭和 29 年（1954 年）、伊万里湾の総合開発を主要な動機として、伊万里湾を囲む 2 町 7 村が合併し、現在の伊万里市が誕生しました。</p> <p>昭和 30 年代になると国のエネルギー政策が大きく転換され、本市産業の柱であった石炭産業は昭和 45 年（1970 年）の立川炭鉱の閉山で終わりを迎えました。</p> <p>昭和 30 年代後半からは、港湾施設の整備や工業団地の造成など、伊万里湾開発が本格的に始まり、昭和 42 年（1967 年）には関税法上の開港^{※5} 指定を受け、外国船の入港が容易になりました。</p> <p>昭和 50 年代には、農業で、肉用牛の肥育や梨園の造成などがさらに進むとともに、工業では半導体関連企業をはじめ、食品、縫製業など、多くの企業が進出したほか、伊万里焼の伝統的工芸品の指定をはじめ、商業では駅通り商店街の近代化が進みました。</p>
現代	平成に入ると、海洋温度差発電などの研究を行う佐賀大学海洋エネルギー研究センターが設置され、これを核として、研究機関や新産業の集積による知的産業の基盤づくりが始まりました。また、伊万里港においては、平成 9 年（1997 年）の韓国・釜山との国際コンテナ定期航路の開設以来、中国・大連などの航路が相次いで開設されるなど、取扱量が順調に増加し、九州でも有数のコンテナ取扱港に成長しています。

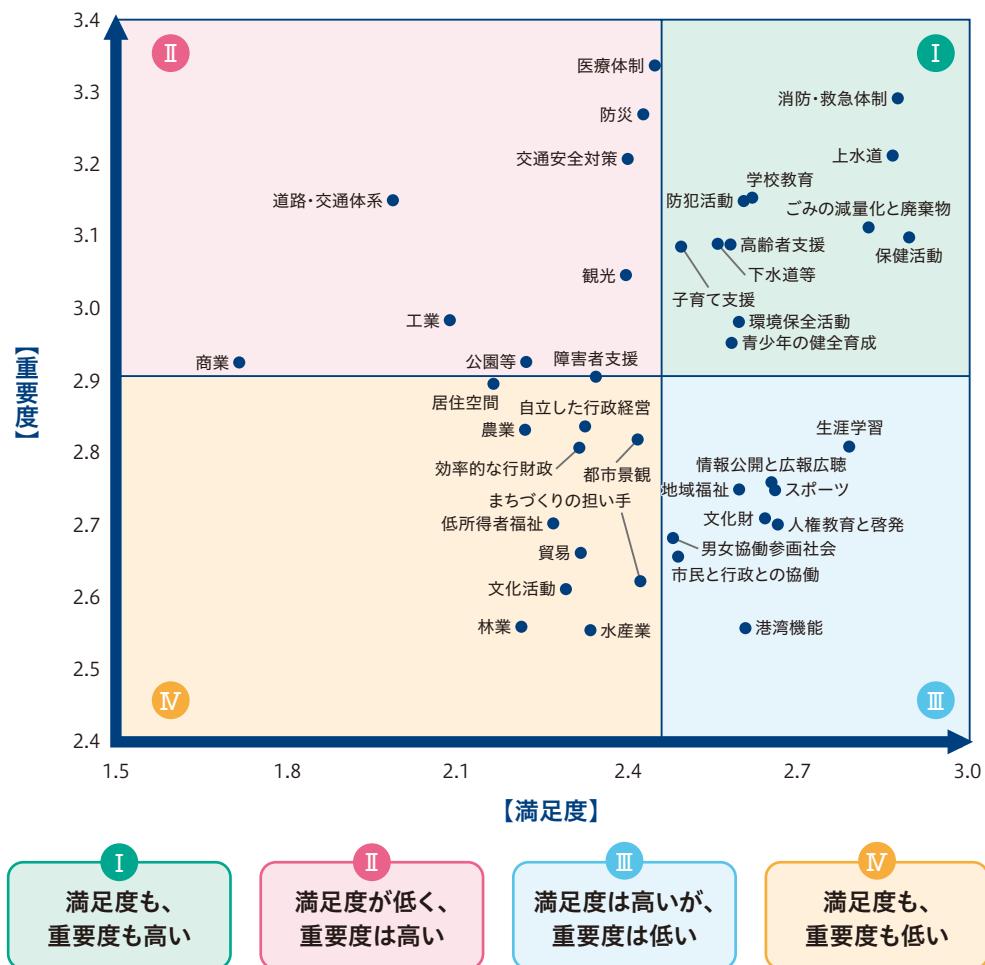


※ 5 開港：貨物の輸出入および外国の貿易船の入港または出港が許されている港のこと。

3 第5次総合計画の市民評価

第6次総合計画の策定にあたり、第5次総合計画後期基本計画の取組の成果を測るため、平成29年度（2017年度）に市民アンケートを実施し、各施策についての調査時点における満足度と今後の重要度を調査しました。

重要度が最も高い項目は「医療体制の充実」、満足度が最も高い項目は「保健活動の推進」となっています。また、重要度は高いものの満足度が低くなっている、『優先的に取り組むべき項目（グラフの左上の領域にある項目）』は、「医療体制の充実」「防災の推進」「交通安全対策の推進」「道路・交通体系の整備」「観光の振興」「工業の振興」「公園等の整備」「商業の振興」となっています。（重要度順）



※第6次伊万里市総合計画策定のための市民アンケート（実施概要）調査対象者：伊万里市在住の18歳以上3,500名を無作為抽出、回収票数：1,079票（回収率30.8%）

※上図は、各項目の満足度および重要度について、回答者の平均値の分布を示したもので。市の取組40項目について回答者の満足度（「満足している」「どちらかといえば満足している」「どちらかといえば不満である」「不満である」「わからない」）と重要度（「重視している」「やや重視している」「あまり重視していない」「重視していない」）を4点、3点、2点、1点（「わからない」は0点）に得点化し、回答者全員の平均値を項目ごとに算出しました。



4 本市を取り巻く現状と本市の課題

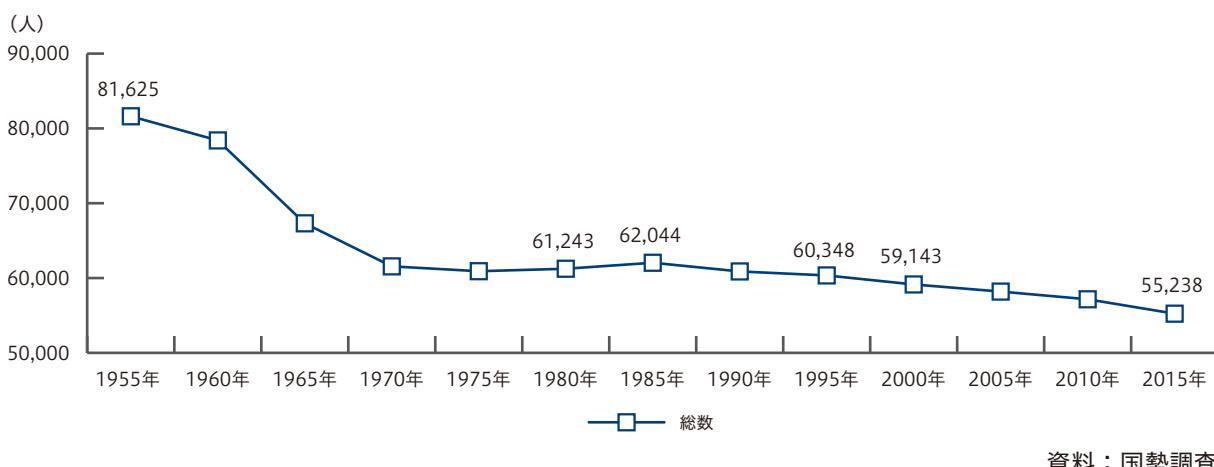
わが国の人団は、平成 27 年(2015 年)の国勢調査において、調査開始から初めて減少しました。

人口減少は、地域の活力の低下を招くだけでなく、労働、経済活動、社会保障などわが国のお社会全般にわたって大きな影響を与えることから、国民全体の危機感が高まっています。

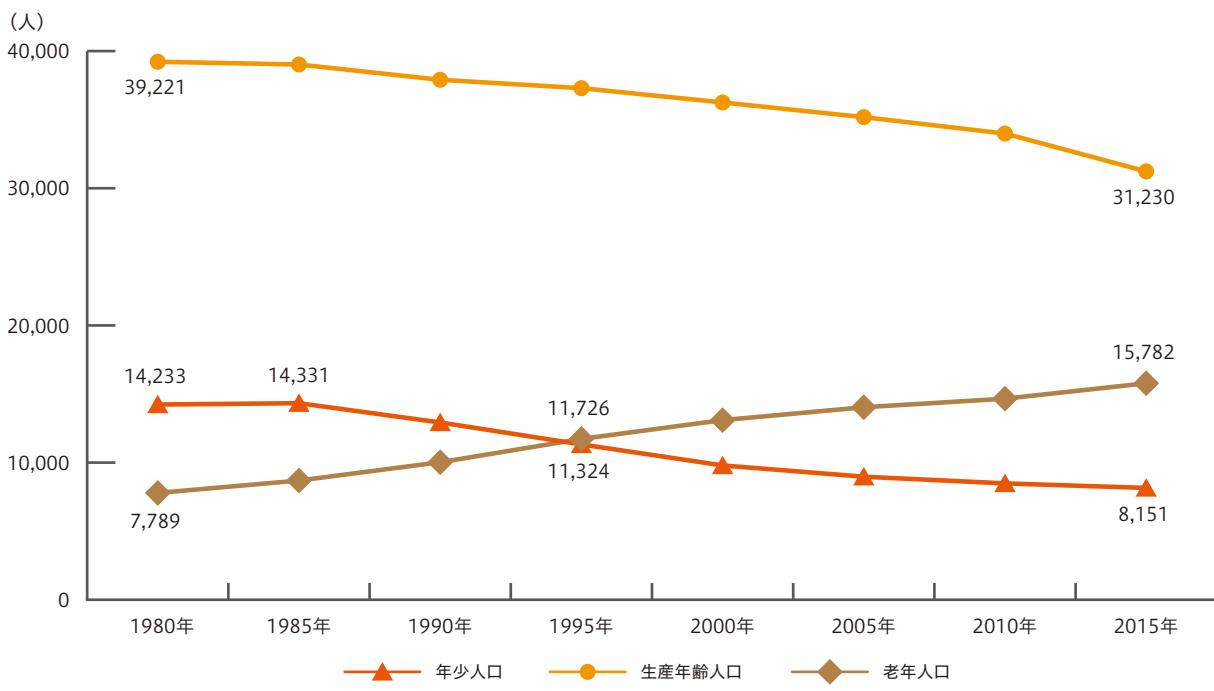
本市においても、昭和 60 年(1985 年)以降、人口減少に歯止めがかからない状況にあり、老年人口(65 歳以上)が年少人口(15 歳未満)を平成 7 年(1995 年)に初めて上回って以降、その差は毎年拡大しています。また、将来人口推計の結果では今後もこの傾向は継続していくことが見込まれており、対応が必要です。

このような中での今後の伊万里市の課題を整理しました。

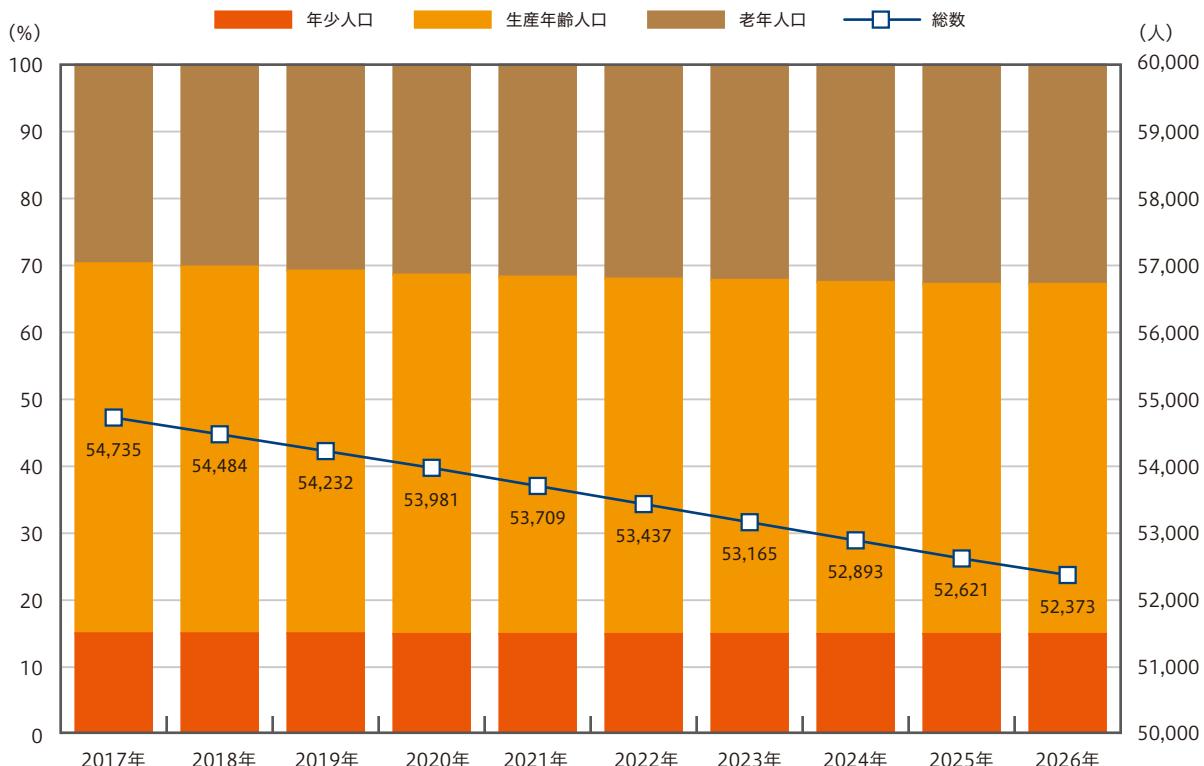
■人口の推移



■年齢 3 区別人口の推移



■総人口と年齢3区分別構成比の将来推計



資料：伊万里市推計

しごとづくり

国内経済は、世界的な景気の回復やアベノミクスの推進等により、雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調にあります。

一方、労働市場では、景気回復と「団塊の世代」の大量退職等により人手不足感が高まっていますが、求人と求職のミスマッチは改善していません。

国においては、働きたいと思う人が働きやすい環境を整えるとともに、成長分野への労働力の円滑なシフトを促し、高齢者や女性の就業希望者の労働参加を実現するため、多様な働き方を促すこととしています。

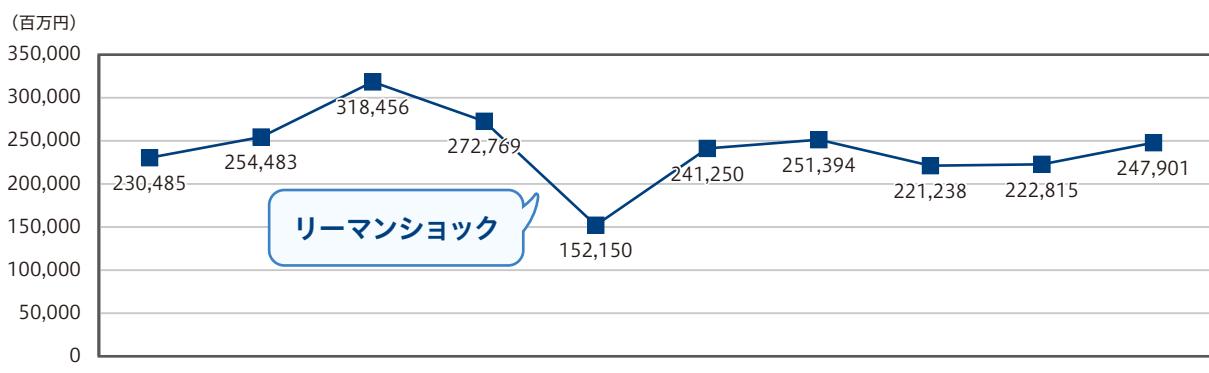
本市においては、平成20年（2008年）のリーマンショック^{※6}による世界経済の下降のあまりを受けました。以降、経済は回復傾向となっていますが、平成19年（2007年）の水準に届いていないのが現状です。

また、本市の労働市場においても、有効求人倍率は高水準を保ち、人手不足感が高まっています。男性は製造業、女性は医療・福祉への就業者数が大きな比率を占めていることから、職業の多様性を高め、若者と女性の受け皿となる労働環境を整備することが必要です。

さらに、人口減少社会にあっては、本市への人の流れを確立させるための移住・定住促進の取組などと連携した、しごと子育ての両立の支援が求められています。

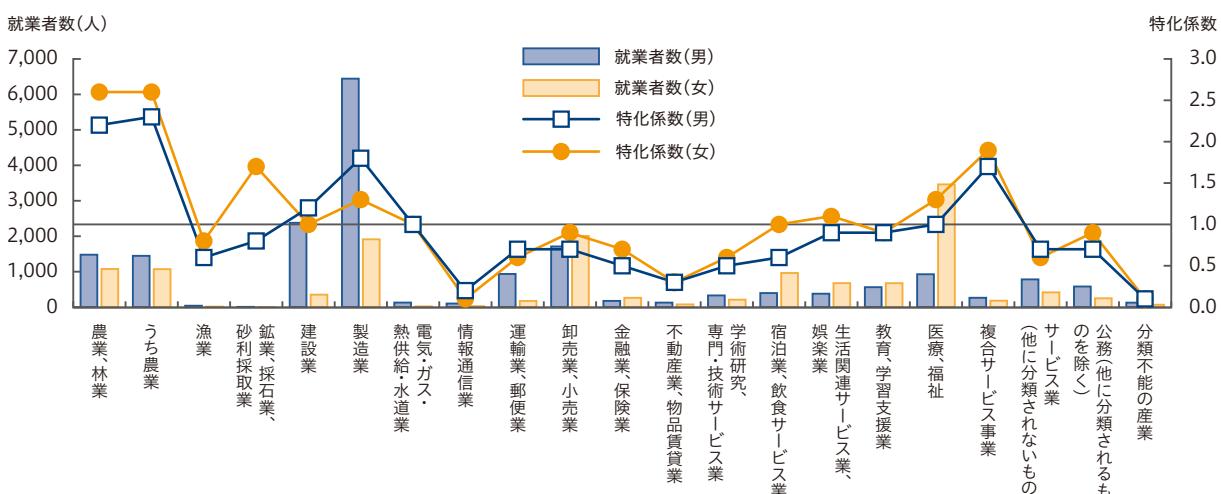
※6 リーマンショック：米国の大手投資銀行であるリーマンブラザーズの破たんとそれを原因とする世界同時不況のこと。

■ 市内総生産額の推移



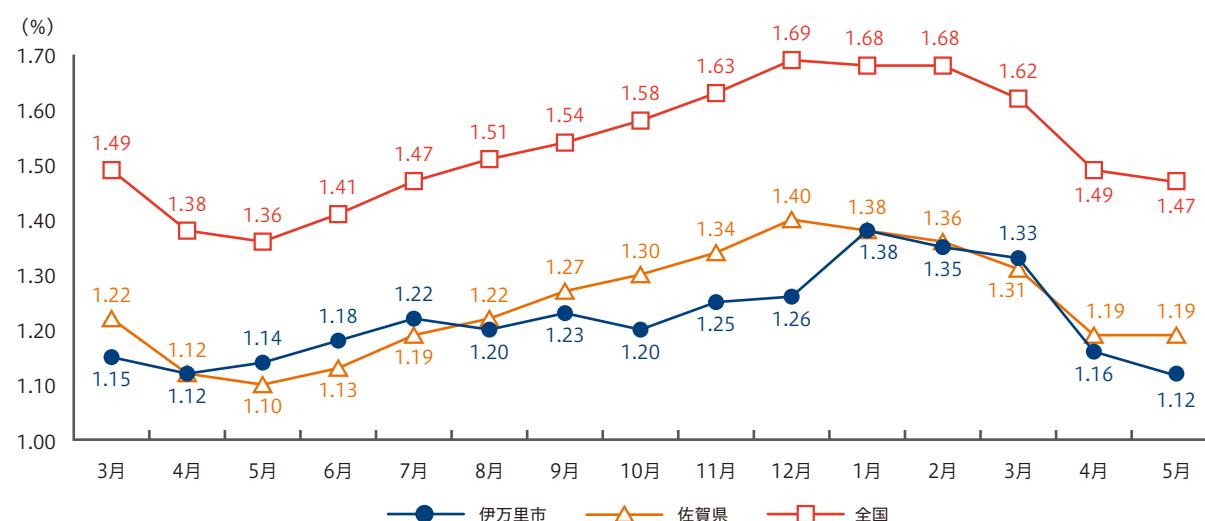
資料：市民経済計算（佐賀県）

■ 男女別産業大分類別人口（2015年）



資料：国勢調査

■ 有効求人倍率の推移



資料：(全国・佐賀県) 佐賀労働局、(伊万里市) ハローワーク伊万里 (2017 ~ 18年)

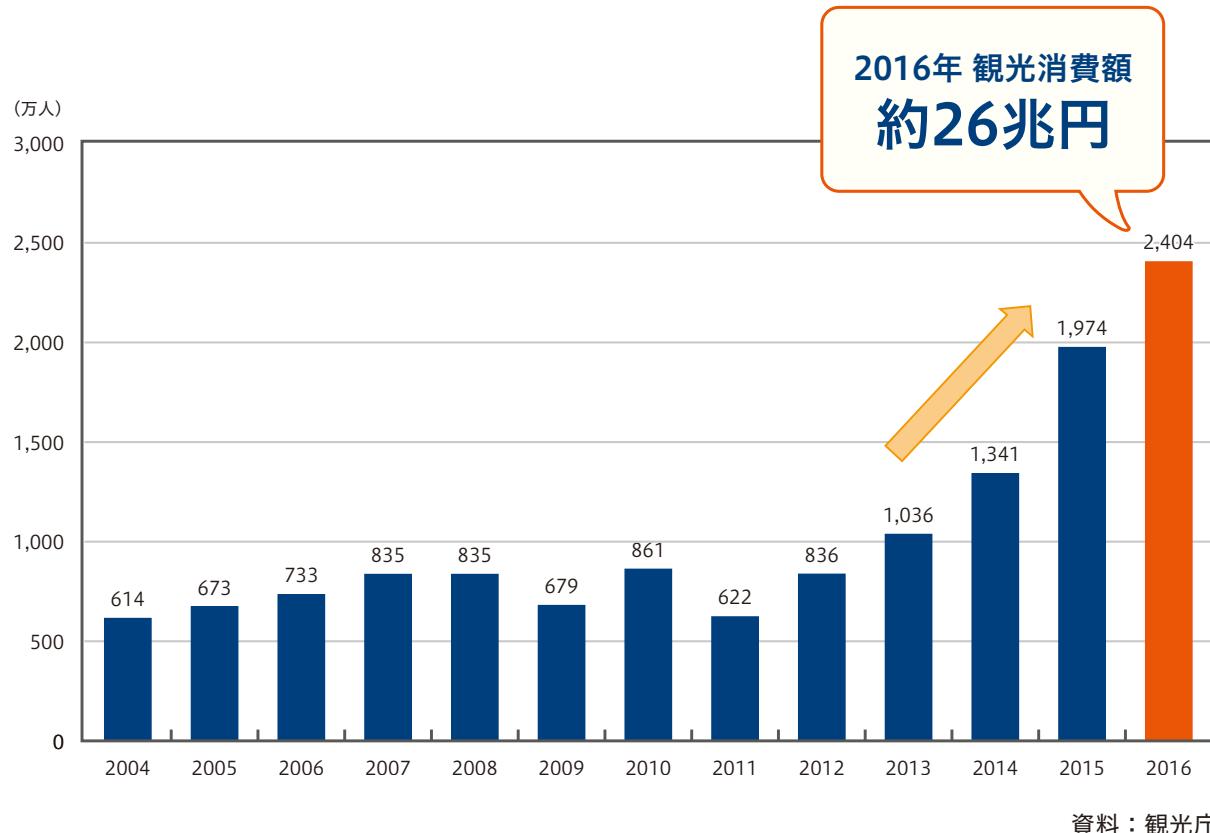
交流人口の拡大

わが国では、他国に先駆けて「人口減少・超高齢社会」に直面していることから、交流人口^{※7}の増加により経済成長の拡大、維持を図るために、「観光」を地方創生の切り札、成長戦略の柱として位置付け、さまざまな取組を推進しています。

特に、訪日外国人観光客数は過去最高を更新し続けており、インバウンド観光^{※8}は一大市場を築くまでとなっていることから、令和2年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピックをインバウンド観光の受入拡大の好機として捉え、新規訪日外国人観光客を獲得するとともに、訪日者のリピーター化を進めることにより、真の観光立国の実現を目指すこととしています。

本市においても、人口減少による地域経済の停滞などの影響を緩和するため、観光客等による交流人口の拡大を図るための取組は、従来以上に重要性を増しています。

■訪日外国人観光客数の推移



※7 交流人口：地域外からの旅行者や短期滞在者など地域を訪れる（交流する）人々のこと。

※8 インバウンド観光：外国人観光客による訪日観光のこと。



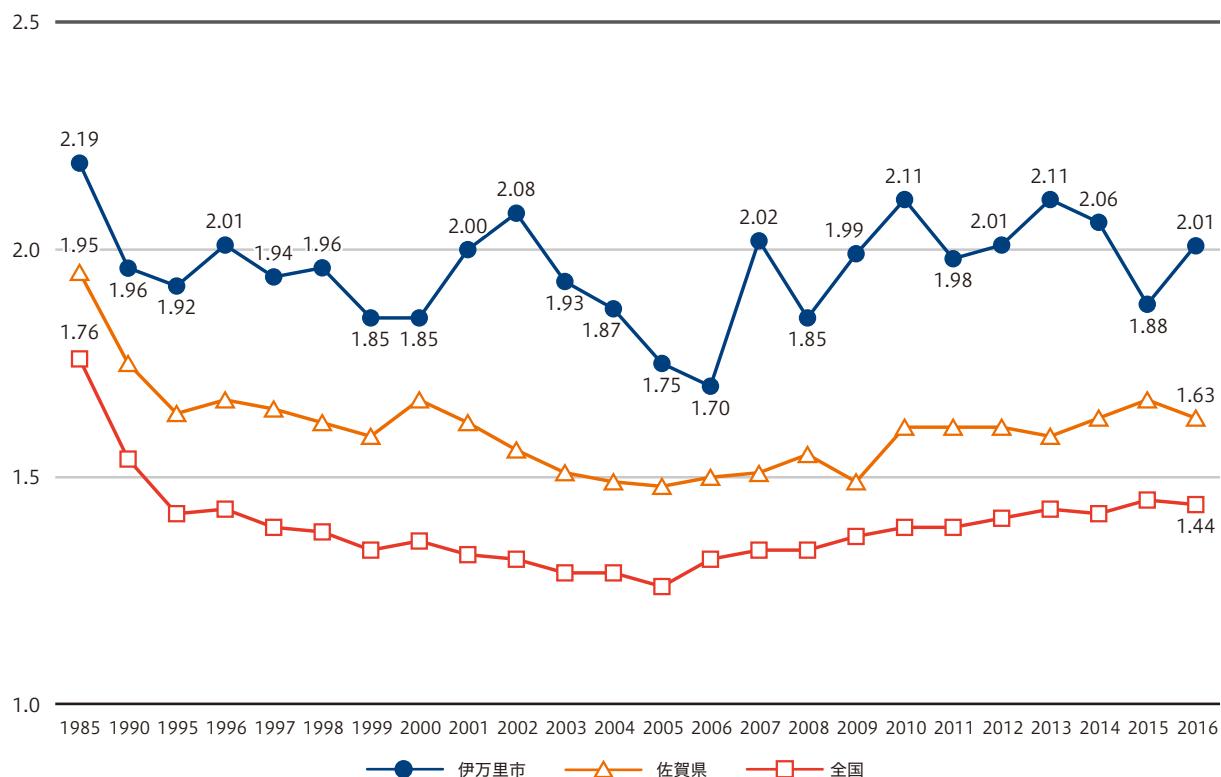
子育て支援と教育

わが国の子ども（15歳未満）の人口は、昭和57年（1982年）から37年連続の減少となっています。また、その育成環境においても、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等のさまざまな問題が相互に影響し合い、あるいは複合的に絡むなど、非常に複雑で多様な状況となっており、福祉面の支援と教育面の支援の充実が求められています。

本市においては、合計特殊出生率^{※9}が平成22年（2010年）、平成25年（2013年）に2.11と全国的にも高い数値となり、その後も高水準を維持しています。しかしながら、若い世代の女性の人口が減少しているため、出生数の増加にはつながっていないのが現状です。

子育て世代の流出を抑制するため、子育て支援施策の充実や教育環境のさらなる向上を図ることが求められます。

■合計特殊出生率の推移



資料：伊万里市

※9 合計特殊出生率：

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

安全・安心と健康

近年、頻発する大型台風やゲリラ豪雨などによる自然災害をはじめ、東日本大震災や熊本地震のような大規模な災害や福島第一原子力発電所の事故などから、住民の防災意識が高まっており、また、想定を上回る自然災害の発生の原因とされている地球温暖化の抑制のため、パリ協定により温室効果ガスの削減の着実な実現が求められています。

本市においても、災害に対する迅速かつ確実な対応を図り、特に避難の際に支援が必要な人への対策を進めるなど、市民の不安を可能な限り取り除く取組が求められています。

また、市内のはば全域が玄海原子力発電所のUPZ^{※10}（緊急時防護措置準備区域）圏内にあることなどから、省エネルギー・再生可能エネルギーへの展開が強く求められており、民間主導の産業分野での活用などの取組に合わせ、市民への周知活動など行政も連携を進め、持続可能な循環型社会^{※11}に向けた取組を進める必要があります。

一方、住民にとって、安全・安心な暮らしを確保するためには、自分や家族が健康であることが最も重要な要素となります。

国では、健康寿命^{※12}の延伸を中心課題としており、本市においても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活ができるよう介護予防の在り方の構築が求められています。

このような中、「スポーツ」は共生社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献することができるとされており、本市においても、子どもから高齢者まで、広く市民がスポーツや健康づくりに関わることのできる環境の整備が求められています。

■玄海原子力発電所のUPZ圏



※10 UPZ：

Urgent Protective action planning Zone（緊急時防護措置準備区域）の略。原子力施設での事故に備え、防災対策を重点的に実施する原子力施設から半径約30km圏内の地域のこと。

※11 循環型社会：再利用やリサイクルを行うことで、廃棄物の量を少なくし、資源として循環利用する社会のこと。

※12 健康寿命：日常的に介護を必要としないで、健康で自立した生活ができる生存期間のこと。



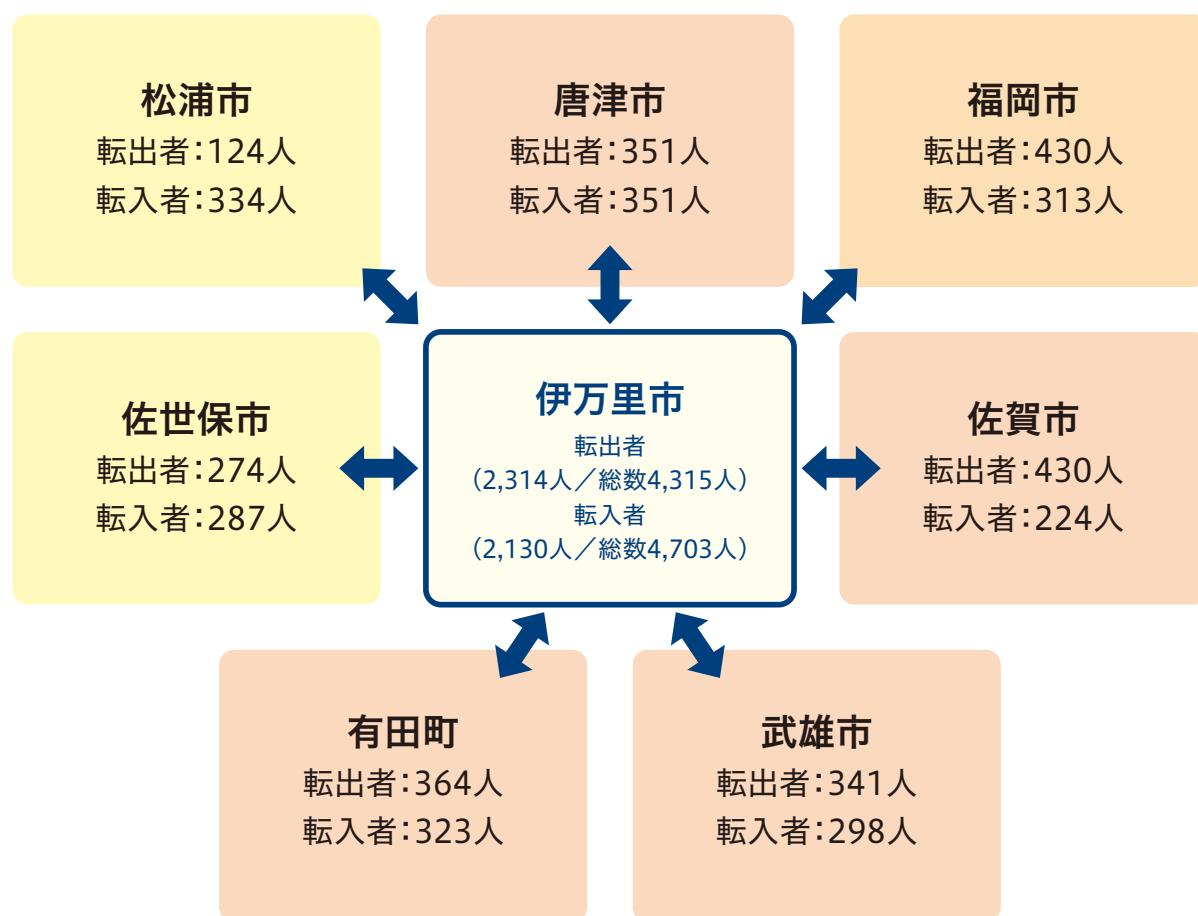
ひとづくり・まちづくり

地方における若者の都市部への流出は、大学や専門学校などの高等教育機関や就労先となる企業が都市部に集中していることが一因であり、このことは、地方において、職場や地域での人材不足を招いています。

本市においても、県内他市町や福岡県などへの若者の流出が続いている。農業をはじめ、地場企業や伝統産業である窯業など、産業における人手不足、後継者不足に加え、地縁による地域活動団体やNPO法人など市民によるまちづくり団体においても人材不足は深刻であることから、全市をあげてひとづくりを推進することが必要であり、特に子ども時代において、地域を知り、地域への愛着心を醸成する郷土愛教育を進めていくことが求められています。

まちづくりについては、全国的にも都市部とその周辺部における地域課題がそれぞれにあるように、本市においても、中心市街地とそれ以外の地域のそれぞれに地域課題を抱えています。福祉の充実や雇用の確保など、地域課題の解決に自発的に取り組む地域の住民団体、民間団体について、市との協働のパートナーとして位置づけ、人材面や資金面など多面的かつ密接に連携した魅力あるまちづくりを推進していく必要があります。

■近隣自治体間における人口移動



資料：国勢調査（2015年）

行政財政運営

地方自治体における行政運営については、地方分権の進展に伴う権限の拡大等により、自主的なまちづくりが可能になる一方、市民ニーズや価値観の多様化により、対応すべき課題が複雑化していることなどから、従来の考え方には捉われない柔軟な対応が求められています。

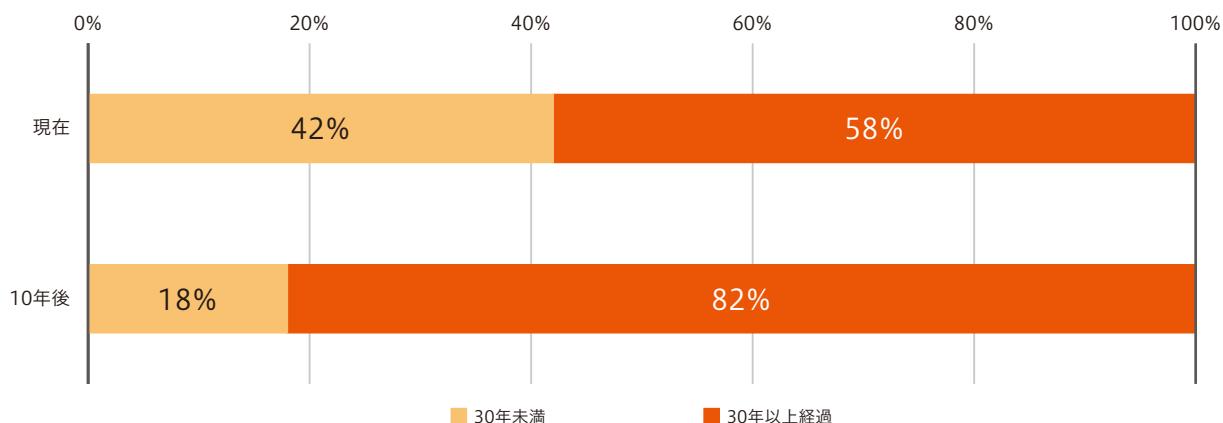
また、このような中、「まち・ひと・しごと」を3つの柱に掲げた地方創生では、自立性、将来性、地域性、直接性、そして成果重視の原則の下、各地方自治体の特色を生かした地域の活性化とその好循環を維持するための取組が求められているとともに、令和2年度（2020年）から始まる第2期の地方創生においては、Society5.0の実現やSDGsの達成に向けた取組をはじめとする現在と将来の社会的変化を見据えた対応が求められることとなります。

さらに、地域資源の高付加価値化（ブランディング）や市外に向けてのシティプロモーション^{※13}に取り組む自治体が増加しており、本市においても、他自治体との差異化を図るとともに、地域の価値を向上させ、魅力ある地域づくりを推進する必要があります。

一方で、地方自治体の財政運営については、三位一体の改革や社会保障費の増大、税収の減少などの影響により、年々厳しさを増しています。これに加えて、高度経済成長期に産業や市民生活を支える都市基盤として整備された公共建築物やインフラ資産については、施設の老朽化が全国的な課題となっており、本市においても10年後にはおよそ8割の公共建築物が建築から30年以上経過することとなっており、早急な対応が求められています。

厳しい財政状況が続く中で、人員や資産などの行政資源のさらなる最適化を図り、事業実施においては効果やコストを意識した「選択と集中」の考え方を基本にした、効率的な事業展開が必要になるとともに、民間活力の導入や、「市民とともに考え、ともに行動する」協働によるまちづくりの一層の推進が必要になっています。

■ 公共建築物の建築年数の割合



※13 シティプロモーション：

地域資源を発掘・創出して、地域の内外へ発信することで、都市のブランド力を高め、まちづくりにさまざまな効果を波及させること。

II 基本構想

第1章 基本理念と将来都市像

1 基本理念

時代に柔軟に適応し
みんなで支え育てるまちづくり

時代への柔軟な適応

これまで誰も経験したことのない人口減少の時代を迎え、この大きな課題に対し、従来ない柔軟な発想で、前向きに、かつしなやかに対応し、適応していきます。

みんなで支えみんなで育てる

伊万里市を支える若者世代の人口が減少していくことから、将来を託す人づくりを進めていくため、子育て支援や教育等に力を入れ、子どもや子育て世代を地域全体で支え、人材を育成していきます。

また、人口減少が進む地域での暮らしの維持には、地域に密着したきめ細かな対応が必要であることから、行政のみの対応では限界があるため、市民どうしの助け合い、市民と行政の協働など、これまで以上に市民みんなで支え育てるまちづくりに取り組みます。

2 将来都市像

市民ひとりひとりが活躍し、お互いに支え合いながら、住み慣れた地域で、生きがいを持って充実した暮らしを送ることができ、物質的な豊かさに限らない精神的な豊かさや心の平穏を感じることにより、心から幸福だと実感することができるまちを目指します。

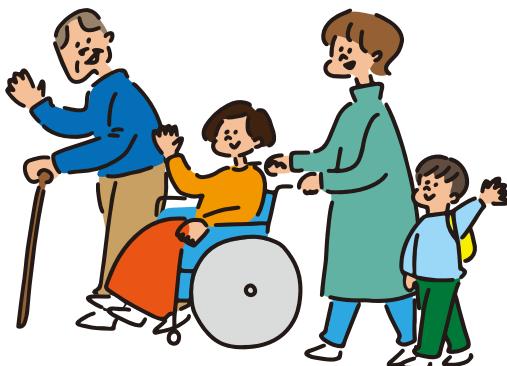




3 まちづくりの目標

将来都市像を実現するため、次の6つの分野ごとにまちづくりの目標を定めます。

①安心で健やかな暮らしづくり



行政と地域が一体となり、本市で活動するすべての人が自分らしくいきいきと輝くことができるよう、「安心で健やかな暮らしづくり」を進めます。

▶ このため

- 市民ひとりひとりが心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、各種保健事業の充実を図るとともに、地域や医療機関と一緒にした健康づくり活動や介護予防サービスの提供を推進します。
- 高齢者や障害のある人など支援が必要な人が自分らしく生活できるような相談・支援体制の構築を進め、適切な介護サービスや障害福祉サービスを提供するとともに、施設の整備やサービスの提供により、子どもを健やかに育てる体制を整えます。
- さまざまな福祉活動については、地域や関係機関との連携により社会全体を取り組むとともに、担い手の育成に努めます。

②創造的で心豊かなひとづくり



市民ひとりひとりが、みずからが住む郷土への誇りや愛着を持ち、個性や能力を伸ばし生かすことができるよう、「創造的で心豊かなひとづくり」を進めます。

▶ このため

- 子どもたちが意欲的に学び、社会で求められる能力を身に付け、心身ともに健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。
- 市民ひとりひとりが生涯を通じて学び、自己実現を果たすことで、充実した人生を送ることができるよう、効果的な生涯学習に関する取組を進めます。
- 郷土の歴史や文化の保存と継承に努めるとともに、地域固有の資源の活用をはじめ、国際的な交流のほか、文化・芸術活動、スポーツの振興を図ることで、市民が文化やスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。
- さまざまな人権問題の解決のため啓発を推進し、お互いの人権を尊重し合う共生社会の実現を図ります。

③活気あふれる産業づくり

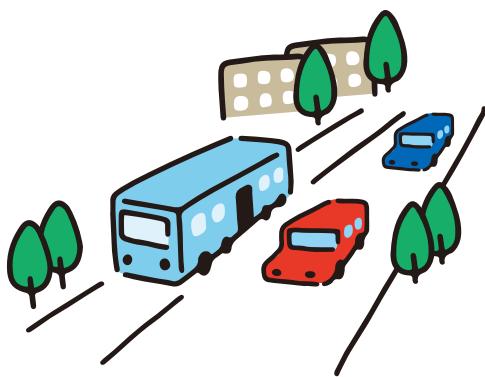


地域経済の活性化により生活の豊かさや都市の活力を高めることができるよう、本市の資源や特性を生かした「活気あふれる産業づくり」を進めます。

このため

- 第1次産業において、価格の低迷や担い手不足という共通した課題がある中、効率的で安定的な経営の確立を図るとともに、さまざまな機会を積極的に活用し、ブランド力の向上に努めます。
- 地場商工業の経営基盤の強化や伊万里焼の伝統技術の継承に努めるとともに、中心市街地におけるにぎわいの創出を図るほか、新たな雇用機会の創出に努めます。
- 伊万里市観光協会などと連携し、外国人を含めた観光客の受入体制の整備や観光情報の効果的な発信などにより、観光地としての魅力の向上を図ります。
- 本市の発展の歩みとともにある伊万里港については、貿易の拡大と施設の整備促進により国際物流拠点としての地位向上を図ります。

④生活の基盤づくり



市民の日常の暮らしを守り維持していくことができるよう、必要なインフラ整備に努め適正に維持管理することにより「生活の基盤づくり」を進めます。

このため

- 西九州自動車道の延伸や幹線道路の整備により安全かつ迅速な交通ネットワークの構築を図るとともに、利便性が高く、持続可能な公共交通網の構築を推進します。
- 老朽化が進む道路や上下水道などのインフラ資産、公共建築物の効率的な維持管理を図るとともに、高齢者や障害のある人など、すべての人が安心して生活することのできる環境の整備に努めます。
- 用途地域^{※14}に基づく開発の促進や都市計画施設^{※15}の整備の推進により、秩序ある都市空間の形成を図ります。
- 低家賃で良質な市営住宅の供給に努めるとともに、住環境における多様なニーズに対応するための相談体制の整備を図るほか、増加が見込まれる空き家等については、状況に応じて所有者に適正な管理を指導するなど、安全の確保に努めます。

※14 用途地域：住居、商業、工業など市街地の大枠として土地利用を定められた地域のこと。

※15 都市計画施設：都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設のうち、都市計画に定められた施設のこと。



⑤住みよい環境づくり

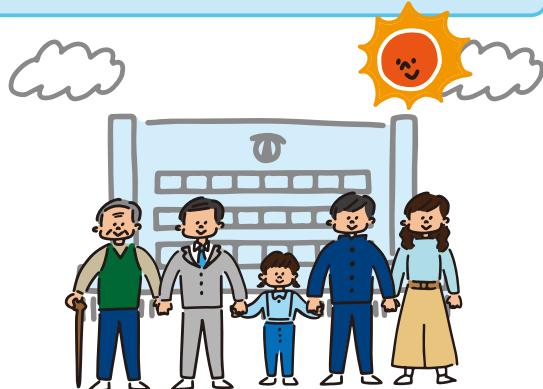


地域の歴史や豊かな自然環境を次代につなぎ、安全・安心に暮らすことができるよう、自然環境や災害等に配慮し対応した「住みよい環境づくり」を進めます。

このため

- 市民や事業者と、行政が連携することにより、ごみの減量化・資源化に取り組むなど、地域の生活環境はもとより地球環境への配慮に努めるとともに、再生可能エネルギーの導入を検討するなど、循環型社会の構築に努めます。
- 自然災害の教訓を踏まえ、将来にわたって安全・安心に暮らし続けることが可能な環境の創出が求められており、防災体制を整備するとともに、市民の危機管理意識の醸成を図ります。
- 市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、犯罪やトラブルから市民を守る取組を進めるなど、安全なまちづくりを目指します。

⑥自立と協働のまちづくり



直面する行政課題に柔軟に対応していくことができるよう、効率的で自立した自治体経営に努めながら、まちづくりへの市民の主体的な参画による「自立と協働のまちづくり」を進めます。

このため

- まちづくり団体や地域のまちづくり活動を支援し、市民活動の新たな担い手づくりに努めるなど、市民みずからが地域の課題を解決する取組への支援に努めます。
- 性別や年齢などに関わらず、すべての人がその人らしく個性と能力を十分に發揮することができる社会の実現を図ります。
- 市税や使用料などの自主財源の適正な確保を図るとともに、直面する行政課題に対し、限られた行政資源の有効な活用を図るほか、他自治体との連携や民間活力の導入を図るなど、効率的で効果的な行財政運営に努めます。
- 本市ならではの魅力の向上や再発見を進めながら、その魅力を戦略的に市外に発信するシティプロモーションを推進し、移住・定住の促進を図ります。

4 将来推計

将来人口

本市の人口は昭和 60 年（1985 年）以降減少が続いており、平成 27 年（2015 年）には 55,238 人となっています。日本全体が人口減少社会に突入しており、本市においても、今後も人口の減少傾向が続くと考えられます。

平成 27 年度（2015 年度）に策定し、本市における長期の人口展望を設定した「伊万里市人口ビジョン」においては、令和 42 年（2060 年度）の人口目標を 46,000 人程度としています。本計画においては、伊万里市人口ビジョンの目標人口と整合を図りつつ、最新の人口調査の結果を考慮し、以下のように将来人口を設定します。

令和 8 年度（2026 年度） 将来人口

52,500 人

III 基本計画

第1章 施策体系

基本理念

時代に柔軟に適応し
みんなで支え育てるまちづくり

分野別施策

重点施策



まちづくりの目標1
安心で健やかな
暮らしづくり

- | | | | |
|---|-----------|---|--|
| 1 | 地域福祉の充実 | | |
| 2 | 高齢者支援の充実 | ● | |
| 3 | 障害者支援の充実 | ● | |
| 4 | 子育て支援の充実 | ● | |
| 5 | 低所得者支援の充実 | | |
| 6 | 保健医療体制の充実 | | |

まちづくりの目標2
創造的で心豊かな
ひとづくり

- | | | | |
|----|--------------|---|---|
| 7 | 学校教育の推進 | ● | |
| 8 | 生涯学習の推進 | | ● |
| 9 | 青少年の健全育成の推進 | | |
| 10 | 文化芸術・スポーツの振興 | | |
| 11 | 人権教育と啓発の推進 | | |
| 12 | 文化財の保護 | | |

まちづくりの目標3
活気あふれる
産業づくり

- | | | | |
|----|----------|--|---|
| 13 | 農林水産業の振興 | | |
| 14 | 商工業の振興 | | ● |
| 15 | 観光の振興 | | |
| 16 | 港湾の活用 | | ● |

まちづくりの目標4
生活の基盤づくり

- | | | | |
|----|------------|---|--|
| 17 | 道路・交通体系の整備 | ● | |
| 18 | 上下水道の整備 | | |
| 19 | 都市空間の形成 | | |
| 20 | 住宅施策の推進 | | |

まちづくりの目標5
住みよい
環境づくり

- | | | | |
|----|--------------|--|--|
| 21 | 生活環境の保全 | | |
| 22 | 防災体制の整備 | | |
| 23 | 暮らしの安全・安心の確立 | | |

まちづくりの目標6
自立と協働の
まちづくり

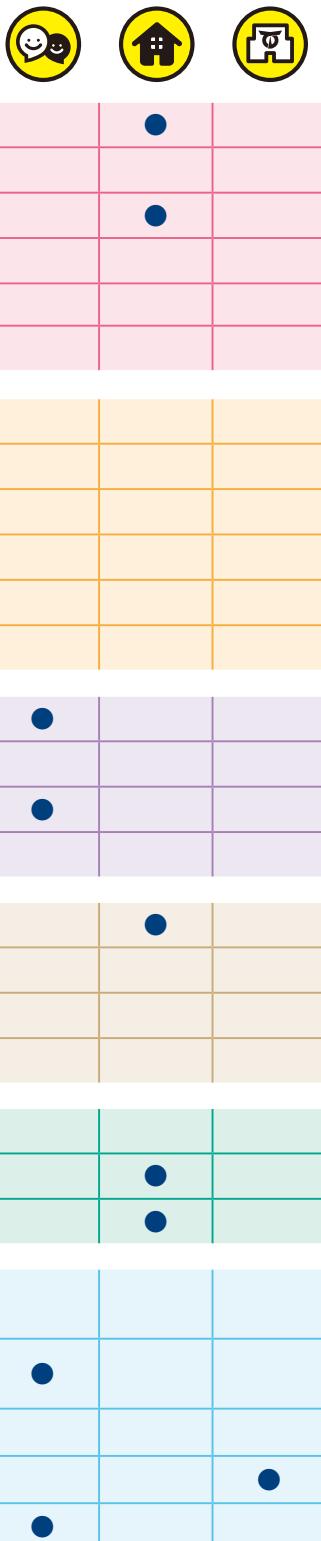
- | | | | |
|----|------------------------|---|---|
| 24 | 市政に関する情報共有と
市民参画の促進 | ● | |
| 25 | 市民との協働による
まちづくりの推進 | ● | |
| 26 | 男女協働参画社会の形成 | | ● |
| 27 | 自立した行財政運営の確立 | | |
| 28 | 移住・定住の促進 | | ● |

※『●』は、重点施策で示している指針と特に関連がある施策です。



第2章 重点施策

伊万里市の将来都市像「人がいきいきと活躍する 幸せ実感のまち 伊万里」の実現に向け、まちづくりの目標を達成するための複数の施策を横断的、多面的、一体的に実施するとともに、今後4年間で重点的に取り組みます。



将来都市像

人がいきいきと活躍する 幸せ実感のまち 伊万里

重点施策 1

将来を見据えた人づくり



重点施策 2

市民主導型公民連携の
まちづくり



重点施策 3

しごとづくりと
人材の確保



重点施策 4

交流人口の拡大による
にぎわいのあるまちづくり



重点施策 5

安全・安心な暮らしづくり



重点施策 6

効率的で効果的な
行財政運営



※それぞれの重点施策を推進していく上で、
達成状況を評価するため、まちづくりの
指標を設定しています。



重点施策 1

将来を見据えた人づくり

人口減少が続き社会環境が大きく変化していく中で、持続可能な社会を築いていくためには、本市の将来のまちづくりや産業を支える人材の確保が不可欠であることから、人づくりを今計画の最優先の課題と捉え、教育現場と連携しながら、子どもの学習環境を改善し、教育の充実を図るとともに、子育てに関する支援の拡充を図ります。

この方針の下、まずは小中学校において、前期基本計画の期間中に、校舎等の耐震化の完了にめどをつけることとし、老朽化が著しい校舎や施設の整備や補修に、従来以上に積極的に取り組むこととします。

また、すべての普通教室へのエアコンの設置やトイレの洋式化など、児童生徒が学習活動に集中できる環境を整えるほか、児童生徒の学習意欲の向上や効果的な学習につなげるため、デジタル教科書の導入や学校図書館の電算化^{※16}など、ICT^{※17}の活用を進めます。

さらに、支援の充実を図るため、待機児童^{※18}が発生することのないよう、必要な施設を確保しながら、留守家庭児童クラブ^{※19}の運営の改善を図るとともに、老朽化した保育園の整備や受入体制の確保に努めます。

これからの 伊万里を担う人材



※16 電算化：コンピュータ等電子機器を導入すること。

※17 ICT:Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。コンピュータやネットワークに関連する情報通信技術などの総称。

※18 待機児童：認可保育所へ入所申請をしたものの中の入所できない児童のこと。

※19 留守家庭児童クラブ：

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、支援員により遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成および保護者の子育てと仕事の両立を図る子育て支援事業のこと。



児童生徒の学習環境の充実

- 児童生徒の確かな学力につながる学習の基礎・基本を徹底して学べる環境づくり
- 児童生徒や地域に応じた創意工夫のある取組による特色ある学校づくり
- 計画的な建替え、改修、整備による安全で機能的かつ快適な教育環境の確保

子育て支援の充実

- サービス提供主体との協力による子育て環境の充実
- 適正な保育サービスを提供するための保育士の確保

まちづくりの指標

指標	単位	実績値	目標値（R4）
子育て支援に「満足」、「どちらかといえば満足」している人の割合	%	49.8 (H27)	55.0
小中学校の耐震化率	%	91.2 (H29)	96.3
小中学校の全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国に対する割合	%	95.3 (H30)	100
待機児童の数（保育園）	人	0 (H30)	0



重点施策 2

市民主導型公民連携のまちづくり

人口減少や高齢化が進む中、地域住民が自発的に立ち上がり、地域交通の確保や高齢者の支援など、わがまちの課題を把握し解決を図る市民主導のまちづくり活動は、地域での暮らしの維持に不可欠な取組です。

地域住民どうしの支え合いを促進するとともに、地域の課題の解決にスピード感を持って取り組むことができるよう、地域との対話を深め、現場で決定し、すぐに対応することができる体制づくりを進めます。

取組にあたっては、地域のまちづくり団体やNPO法人などの活動を積極的に支援するとともに、みずから課題を発見し対応することができる職員を育成し、あらゆる機会を捉えて市民との対話を深めながら、市民からの意見やアイデアなどを施策に十分に反映させ実行していくなど市民との協働を進めます。

また、地域との連携を深めることにより、地域包括ケアシステム^{※20}の強化を図り、高齢者の生活をさまざまな形で支え合う地域づくりの実現に努めるとともに、障害のある人の自立した生活の支援を推進します。



※ 20 地域包括ケアシステム：

高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、介護と医療等との連携により地域で包括的な支援・サービスを提供するシステムのこと。



市民団体等の支援

- 協働を推進する市民活動の支援および、リーダーの育成
- 地域課題を住民自身で考え解決を持続的に図ることができる体制づくり

市民との対話の充実

- 市民参画や市民との意見交換の機会の拡充と市民意見の積極的な市政運営への反映
- 市職員のまちづくり活動への積極的な参画の促進

地域との連携による生活の支援

- 適切な支援につなぐための、各福祉分野の相談支援施設の利用促進と連携強化
- 地域包括ケアシステムによる高齢者の在宅生活の支援と地域全体で見守る体制の充実
- 障害のある人の地域での自立した生活につながる、地域における支援体制の整備

地域を支える人づくり

- 地域における助け合い、地域住民どうしの支え合いの促進
- 看護師、介護士、保育士など、市民を支える人への支援

まちづくりの指標

指標	単位	実績値	目標値（R4）
市民と行政との協働が進んでいる（「満足」・「どちらかといえば満足」と思う人の割合）	%	31.5 (H29)	35.0
市の施策では対応できない地域の課題について、地域住民がみずから対応するという取組が必要と思う人の割合	%	81.3 (H29)	86.0
高齢者に対する支援が充実していると「思う」、「どちらかといえば思う」人の割合	%	53.2 (H27)	58.0
住民主体の通いの場（いきいき百歳体操）の実施団体	団体	23 (H29)	55



重点施策 3

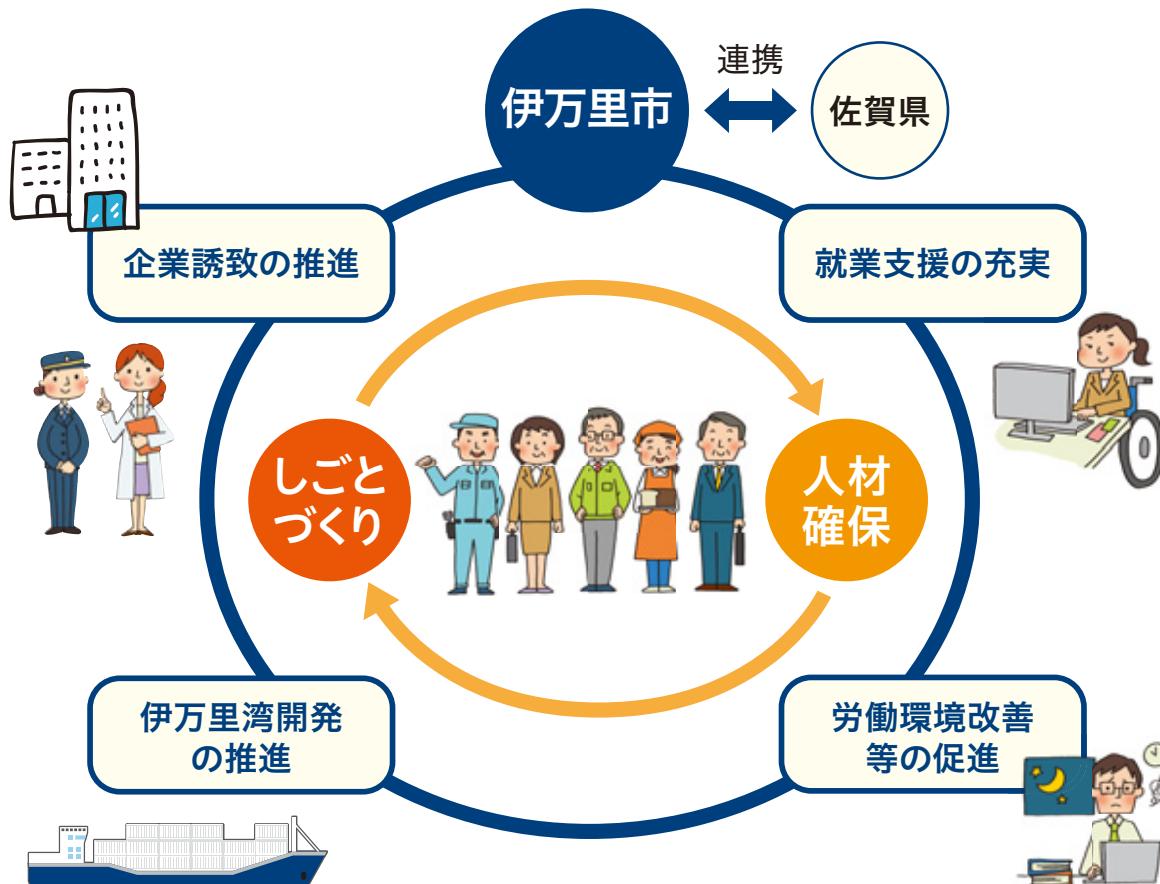
しごとづくりと人材の確保

人口減少対策として、雇用の場の確保が不可欠であるため、しごとづくりに力を入れ、職場の労働環境の改善や所得の向上を促しながら、本市で育った若者の市内への定着を図り、本市の産業やまちづくりを支える人材の確保に努めます。

このため、佐賀県や関係機関との連携により、IT関連企業などの事務系企業や製造業を中心として、ビジネス支援オフィスや新たに整備する工業団地への誘致活動を推進します。

また、働き方改革^{※21}への取組を促進するとともに、優良企業・事業所を市内外の若者へ広く紹介するほか、市外から市内企業への就労を促進するなど、移住・定住の取組と連携しながら市外からの若者の流入を図ります。

伊万里湾開発については、関係機関と連携して、浦ノ崎地区における埋め立て地の産業用地化など、臨海部の整備を促進するとともに、積極的なポートセールス^{※22}により、伊万里港のさらなる利用の促進と活性化を図ることで、企業誘致活動との好循環を図ります。



※21 働き方改革：

労働者の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、労働者ひとりひとりがより良い将来の展望を持てるようすることを目指し、正規、非正規の不合理な処遇の差や長時間労働の解消等を行うこと。

※22 ポートセールス：

船舶や貨物の誘致のために、港湾管理者、港運事業者、商工会議所などの港湾振興関係者が一団となって行う営業活動のこと。



就業支援の充実

- 新規学卒者の市内での就労の促進と創業の支援
- 「一億総活躍社会^{※23}」の実現に向けた多様な主体への就業機会の創出

企業誘致の推進

- 港湾を活用できる立地条件や支援制度など本市の特色を生かした企業誘致
- 積極的な事務系企業の誘致による市内外の若者や女性の就職の促進

伊万里湾開発の推進

- 国内外での関係機関との連携による積極的なポートセールスの促進
- 重要港湾である伊万里港が担う役割の拡大にあわせた港湾機能の拡充

労働環境改善等の促進

- 市内企業の労働環境改善や働き方改革の取組の促進

まちづくりの指標

指標	単位	実績値	目標値（R4）
企業立地件数	件 / 年	2 (H29)	3
新規学卒者の伊万里・有田地区内での就職率	%	34.8 (H29)	40.0
コンテナ貨物の取扱量	TEU	36,700 (H29)	42,000
商品販売額（経済活動別市の総生産額）	百万円	13,185 (H29)	13,600
一人あたりの市民所得	千円	2,430 (H27)	2,490

※ 23 一億総活躍社会：

女性も男性も、高齢者も若者も、一度失敗を経験した人も、障害や難病のある人も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会のこと。



重点施策 4

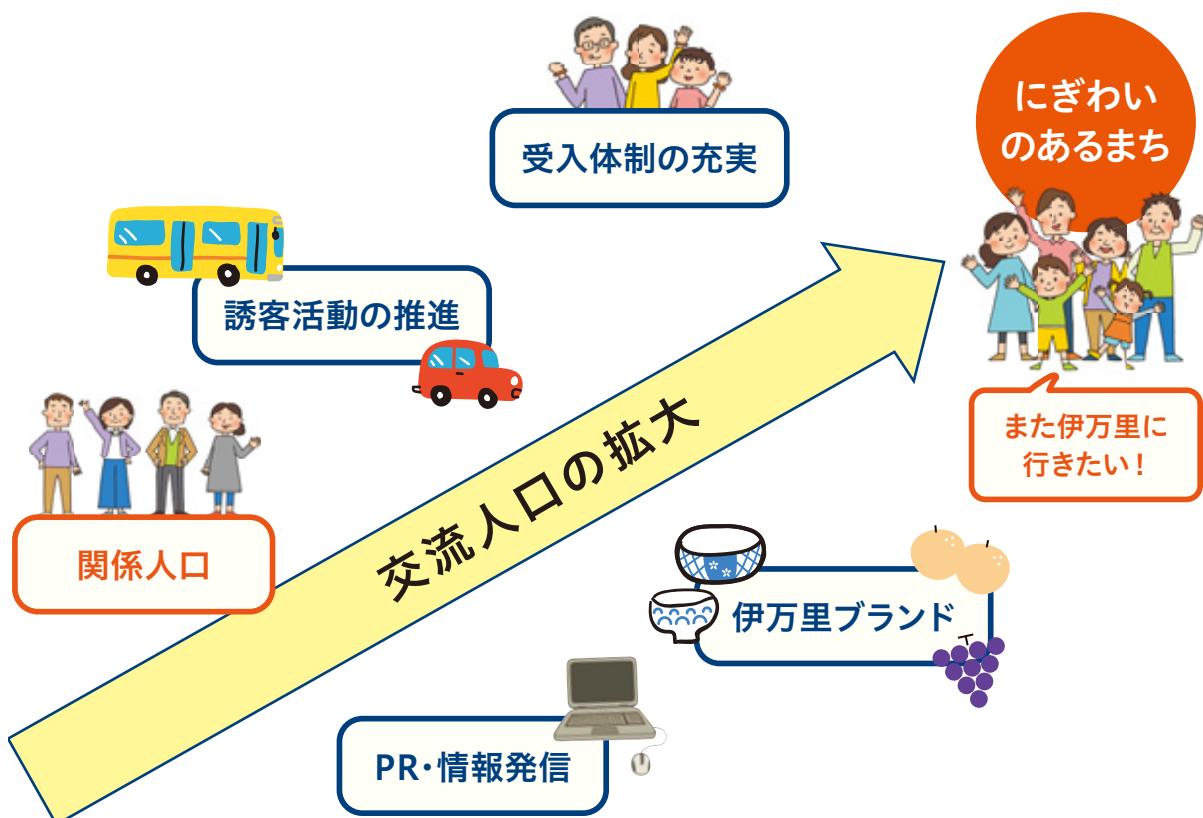
交流人口の拡大によるにぎわいのあるまちづくり

定住人口の減少に歯止めがかかる状況が続く中、本市のにぎわいを確保するためには、観光振興等による市外からの交流人口の拡大が必要です。また、「関係人口」の拡大を図ることにより市外からのサポート体制を整えることは重要であり戦略的に進めていく必要があります。

交流人口を拡大するため、本市固有の歴史や文化、焼き物や農畜産物等の特産品を活用したイベントの開催などにより、本市の魅力を対外的に発信し観光誘客を促進するとともに、伊万里港へのクルーズ船誘致を進めるなど、魅力ある観光資源を十分に活用した誘客活動に取り組みます。

また、観光協会など関係機関と連携し、都市圏からの誘客を進めながら、市内での消費を促し、「また伊万里に来たい」と言われるような仕組みづくりに取り組み、市内産業の振興につなげる活動を戦略的に展開します。

さらに、伊万里市内のまちづくり活動を持続可能なものにするために、市外からのサポート体制づくりは不可欠です。このため、市外在住の本市出身者や勤務経験者など「関係人口」との交流を深めるとともに、まちづくり活動における市内の地域間連携や地域おこし協力隊の活用をしながら、「関係人口」拡大の取組を進めます。





特産品の活用

- 農畜産物や水産物のブランド銘柄確立、品質向上につながる取組の実施
- より効果的な媒体を活用したPR・情報発信による生産の振興
- 市民との協働による新たな市の魅力の創出

誘客活動の推進

- 稼ぐ観光に向けた観光協会の体制強化および関係団体との連携による観光戦略の展開
- 海外や全国に向けた観光情報の充実や積極的な情報発信
- 西九州自動車道の整備に伴い広域化する観光ニーズへの対応

受入体制の充実

- 市内の観光地への誘導や新しい観光スタイルに対応する環境の整備
- 増加する外国人観光客の受入体制の整備
- 地域全体で観光客を迎える体制づくり

「関係人口」の拡大

- 「関係人口」の来訪機会の拡大等

まちづくりの指標

指標	単位	実績値	目標値（R4）
観光振興に対して「満足」、「どちらかといえば満足」と思う人の割合	%	36.7 (H29)	80.0
観光客数	千人	1,350 (H28)	1,765
宿泊客数	千人	215 (H28)	247
観光客一人あたりの観光消費額	円	2,571 (H28)	3,300



重点施策 5

安全・安心な暮らしづくり

人口減少が続く中にあっても、市民が安全で、安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進します。

道路の整備については、子どもや高齢者、障害のある人に配慮した通学路や生活道路の段差の解消などを重視して取り組みます。

また、地域やバス・タクシー事業者等との連携により、きめ細かな公共交通網を構築するなど、子どもや高齢者、障害のある人の移動手段の確保に努めるとともに、河川、ため池、急傾斜地など防災工事の徹底や橋りょうの定期点検、河川護岸の改修工事など、安全を優先した公共インフラの整備に取り組むほか、特定空家^{※24}の倒壊や火災の未然防止を図ります。

さらに、防災行政無線等を十分に活用し、日頃から地域との連携を密にしながら実効性の高い防災訓練に取り組むとともに、地域防災の要となる消防団の充実に努めるなど、自然災害等から市民生活の安全を守り、市民が安心して暮らすことができる体制づくりに努めます。



※ 24 特定空家：周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空き家のこと。



安全なインフラ整備

- 老朽化が進むインフラの危険箇所等の早期発見と適切な維持管理
- 障害のある人や高齢者の安全で安心な通行を実現するバリアフリー化
- 河川の氾濫、低地や市街地における浸水等対策設備の適切な維持管理

防災体制の充実

- 災害発生のおそれのある危険箇所の把握および防災訓練の実施による地域の防災力の向上
- 避難行動要支援者^{※25}に対する効果的な支援体制の整備の促進
- 地域の実情に応じた消防団組織の再編および円滑に消防団活動を実施できる環境の整備
- 資機材や装備の充実による消防団員の安全かつ効率的な活動の促進

交通弱者の移動手段の確保

- 持続可能な公共交通網の構築および地域の実情に配慮した公共交通の確保

まちづくりの指標

指標	単位	実績値	目標値（R4）
身近な生活道路（市道）において、自動車や歩行・自転車で通行する場合、安全だと「思う」、「どちらかといえば思う」人の割合	%	48.4 (H27)	53.0
伊万里市の防災対策によって、自分の生命や財産を守ることができると「思う」、「どちらかといえば思う」人の割合	%	31.9 (H27)	37.0
橋りょうの補修件数	橋	2 (H30)	18 (累計)
いまりんバス・地域コミュニティバス等の利用者数	人	71,455 (H29)	75,400

※ 25 避難行動要支援者：高齢者や障害のある人などの要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。



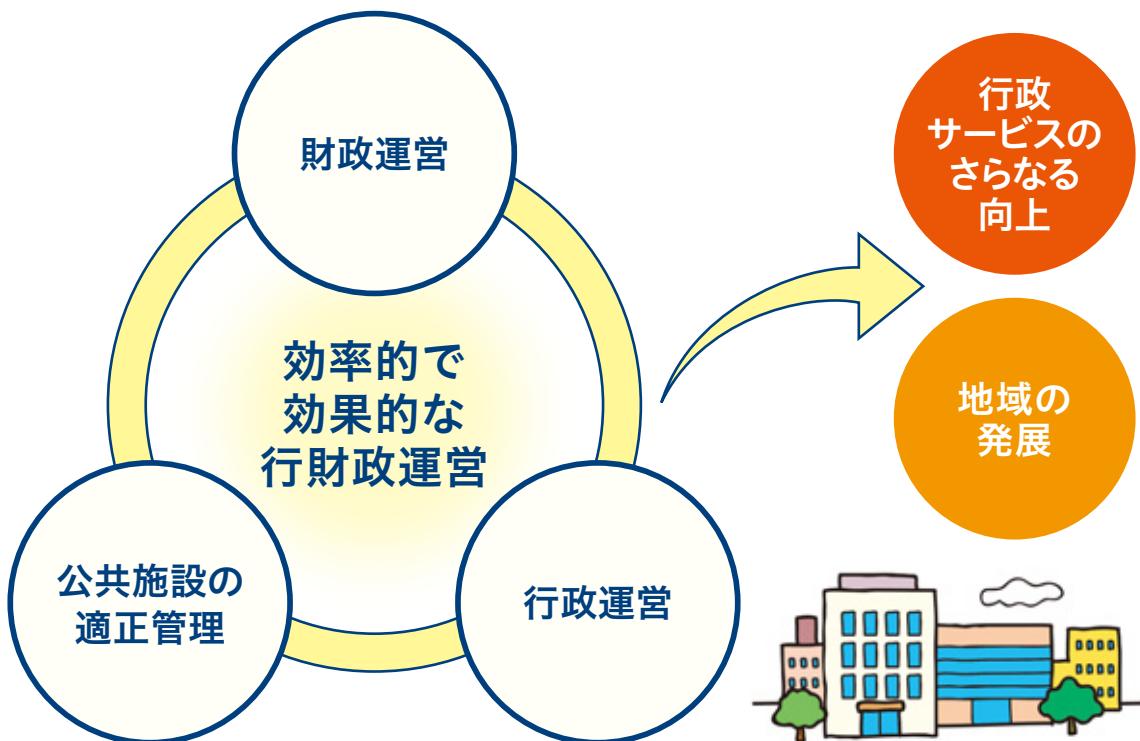
重点施策 6

効率的で効果的な行財政運営

人口減少に歯止めがかからない状況にあって、市民福祉のさらなる向上と地域の発展を図るために、これまで以上に限られた資源を有効に活用し、市政運営の仕組みや考え方、予算の優先順位や使い方を常に検証し見直していくことが大切です。

このため、事業の成果を検証し、次の予算編成で改善するP D C Aサイクルを生み出す仕組みづくりを進めるとともに、民間活力の積極的な活用や他自治体との連携などを図ります。

また、市が所有する施設については、多くが老朽化に伴う大規模改修や建て替えの時期を迎えており、今後の人口減少に対応しながら市民サービスを維持していくため、施設の在り方や運営方法を抜本的に見直し、個々の施設や地域の実情に応じた長寿命化や統廃合などの方針を決定し、再配置を進めます。





効率的な行財政運営

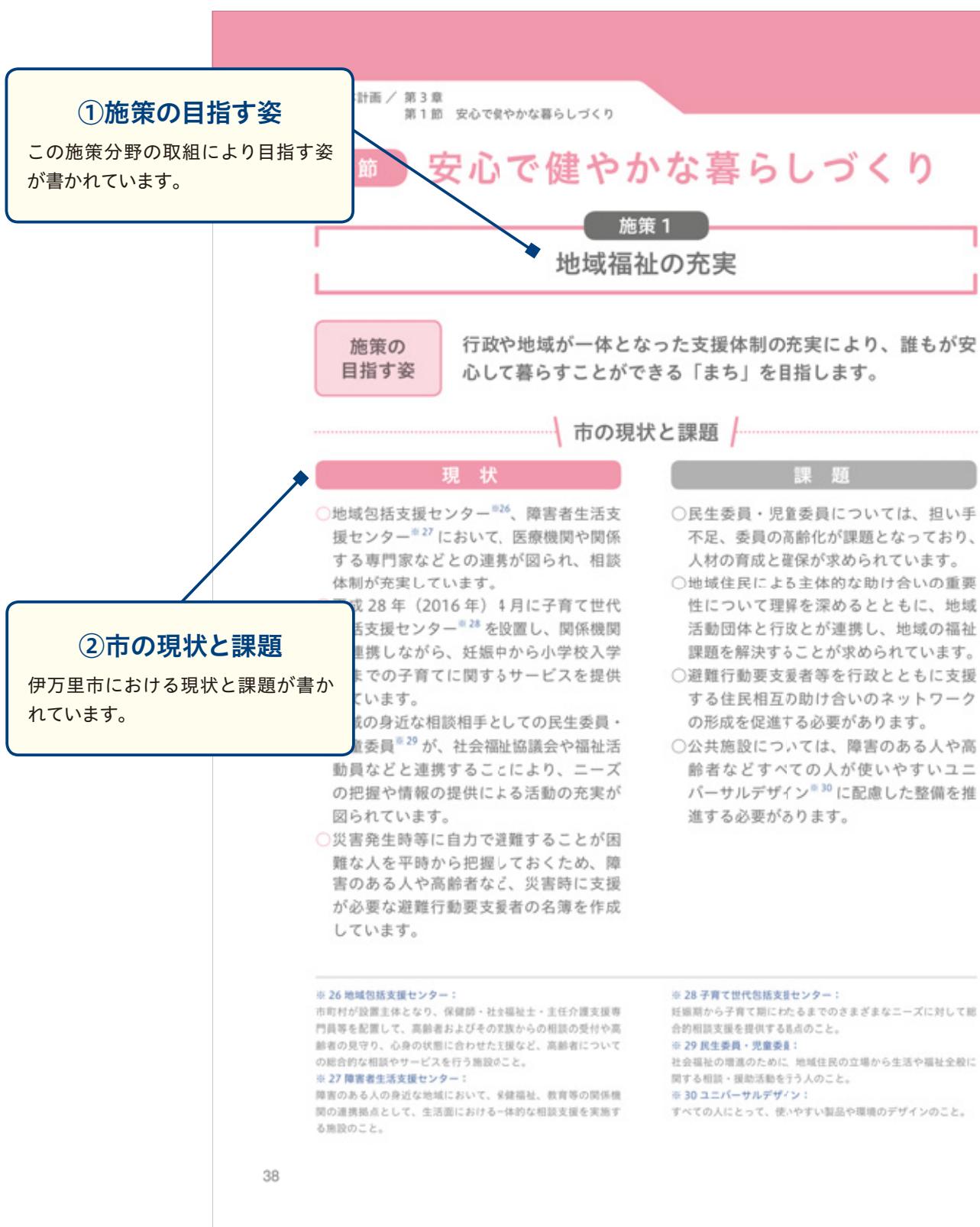
- 国や県の事業の活用や計画的な財政運営による負担の軽減と年度間の平準化
- 市が所有する施設の今後の在り方を踏まえた建て替えや改修等
- 成果指向型の行政経営システムの確立、積極的な民間活力の導入、他自治体との連携

まちづくりの指標

指標	単位	実績値	目標値（R4）
伊万里市が提供する行政サービスについて「満足」、「どちらかといえば満足」している人の割合	%	61.3 (H29)	66.0
実質公債費比率	%	16.0 (H29)	18.0 未満
市税収納率	%	96.4 (H29)	97.0

第3章 分野別施策

■分野別施策ページの見方





③取組方針

この施策分野で実施する取組の具体的な方針が書かれています。

取組方針

1. 相談・支援体制の充実

- 地域包括支援センター、障害者生活支援センター、生活自立支援センター^{※31} および子育て世代包括支援センターの利用の促進と、各機関の連携で包括的な支援ができる体制の整備を図ります。

2. 地域福祉活動の充実

- 障害のある人や高齢者、子育て世代などへの支援についての情報発信に努め、福祉に関する市民の意識の向上を図ります。
- 民生委員・児童委員について、受け持つの世帯数等を考慮した適切な配置の検討と活動の支援を進めます。
- 関係機関や地域活動団体との連携により、福祉ニーズの把握とボランティア等への情報提供に努めます。
- 講習会や研修会の開催などにより、地域福祉活動の新たな担い手の育成を図ります。

3. 安全で安心な地域づくり

- 公共施設の整備にあたっては、すべての人が安全に利用することができるよう、ユニバーサルデザインに配慮します。
- 避難行動要支援者名簿の活用などにより、災害時に避難支援が必要な人の把握とともに、地区防災会と連携し、具体的な災害を想定した効果的な支援体制の整備を進めます。
- 障害のある人や高齢者など配慮の必要な人が、災害時に安心して生活することができる避難所の拡充について検討を進めます。
- 行政各分野における部門別計画の策定においては、障害のある人や高齢者、子育てへの配慮や福祉関係団体等の意見の反映に努めます。

市民の役割

④市民の役割

市民に期待される役割が書かれています。

- 民生委員・児童委員、福祉活動員、市民ボランティアなど、地域福祉への積極的な参加が必要です。
- 住民相互の助け合いのネットワークの形成が必要です。

関連する個別計画

第3次伊万里市地域福祉計画、地域福祉活動計画

⑤関連する個別計画

施策分野に関連する個別計画の名称が書かれています。

※ 31 生活自立支援センター：生活に困っている人の問題に対し、自立した生活が送れるように支援する相談機関のこと。

第1節 安心で健やかな暮らしづくり

施策1

地域福祉の充実

施策の 目指す姿

行政や地域が一体となった支援体制の充実により、誰もが安心して暮らすことができる「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 地域包括支援センター^{※26}、障害者生活支援センター^{※27}において、医療機関や関係する専門家などとの連携が図られ、相談体制が充実しています。
- 平成28年（2016年）4月に子育て世代包括支援センター^{※28}を設置し、関係機関と連携しながら、妊娠中から小学校入学前までの子育てに関するサービスを提供しています。
- 地域の身近な相談相手としての民生委員・児童委員^{※29}が、社会福祉協議会や福祉活動員などと連携することにより、ニーズの把握や情報の提供による活動の充実が図られています。
- 災害発生時等に自力で避難することが困難な人を平時から把握しておくため、障害のある人や高齢者など、災害時に支援が必要な避難行動要支援者の名簿を作成しています。

課 題

- 民生委員・児童委員については、担い手不足、委員の高齢化が課題となっており、人材の育成と確保が求められています。
- 地域住民による主体的な助け合いの重要性について理解を深めるとともに、地域活動団体と行政とが連携し、地域の福祉課題を解決することが求められています。
- 避難行動要支援者等を行政とともに支援する住民相互の助け合いのネットワークの形成を促進する必要があります。
- 公共施設については、障害のある人や高齢者などすべての人が使いやすいユニバーサルデザイン^{※30}に配慮した整備を推進する必要があります。

※26 地域包括支援センター：

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、高齢者およびその家族からの相談の受付や高齢者の見守り、心身の状態に合わせた支援など、高齢者についての総合的な相談やサービスを行う施設のこと。

※27 障害者生活支援センター：

障害のある人の身近な地域において、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、生活面における一的な相談支援を実施する施設のこと。

※28 子育て世代包括支援センター：

妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供する拠点のこと。

※29 民生委員・児童委員：

社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行う人のこと。

※30 ユニバーサルデザイン：

すべての人にとって、使いやすい製品や環境のデザインのこと。



取組方針

1. 相談・支援体制の充実

- 地域包括支援センター、障害者生活支援センター、生活自立支援センター^{※31} および子育て世代包括支援センターの利用の促進と、各機関の連携で包括的な支援ができる体制の整備を図ります。

2. 地域福祉活動の充実

- 障害のある人や高齢者、子育て世代などへの支援についての情報発信に努め、福祉に関する市民の意識の向上を図ります。
- 民生委員・児童委員について、受け持つの世帯数等を考慮した適切な配置の検討と活動の支援を進めます。
- 関係機関や地域活動団体等との連携により、福祉ニーズの把握とボランティア等への情報提供に努めます。
- 講習会や研修会の開催などにより、地域福祉活動の新たな担い手の育成を図ります。

3. 安全で安心な地域づくり

- 公共施設の整備にあたっては、すべての人が安全に利用することができるよう、ユニバーサルデザインに配慮します。
- 避難行動要支援者名簿の活用などにより、災害時に避難支援が必要な人の把握に努めるとともに、地区防災会と連携し、具体的な災害を想定した効果的な支援体制の整備を推進します。
- 障害のある人や高齢者など配慮の必要な人が、災害時に安心して生活することができる福祉避難所の拡充について検討を進めます。
- 行政各分野における部門別計画の策定においては、障害のある人や高齢者、子育て世代等への配慮や福祉関係団体等の意見の反映に努めます。

市民の役割

- ◎ 民生委員・児童委員、福祉活動員、市民ボランティアなど、地域福祉への積極的な参加が必要です。
- ◎ 住民相互の助け合いのネットワークの形成が必要です。

関連する個別計画

第3次伊万里市地域福祉計画、地域福祉活動計画

※ 31 生活自立支援センター：生活に困窮している人の問題に対し、自立した生活が送れるように支援する相談機関のこと。

施策2

高齢者支援の充実

施策の 目指す姿

高齢者が生きがいをもって積極的に社会へ参加し、介護が必要になっても住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができる「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 本市における高齢化率は、平成29年（2017年）10月1日現在で29.6%で、令和7年（2025年）には33.8%に上昇することが見込まれています。
- 高齢者のみの世帯や認知症、生活困窮者など、高齢者本人やその家族が抱える問題は多様化しています。
- NPO法人や地域の事業者、社会福祉協議会^{※32}などにより、地域で高齢者を支える取組が進められています。

課 題

- 就業の場や趣味・学習の場など高齢者が生きがいをもって積極的に社会参加できるような機会の創出が求められています。
- 本市における介護保険1号被保険者の要介護認定率^{※33}や1件あたりの介護給付費^{※34}は国や県の平均より高いことから、地域住民と一緒に高齢者の介護予防活動や自立支援に取り組む必要があります。
- 多様化する福祉や介護へのニーズに対応できるよう、サービスの担い手の確保や質の向上、高齢者を支える家族や介護者の負担の軽減などが必要となります。

※32 社会福祉協議会：民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織のこと。

※33 要介護認定率：介護保険者が認定する、被保険者の介護を必要とする程度のこと。要支援1・2、要介護1～5の区分がある。

※34 介護給付費：介護給付としてサービスを提供した事業所に支払われる費用のこと。



取組方針

1. 高齢者の活動支援と介護予防の充実

- 老人クラブなど高齢者の交流と学習の場の活性化を支援します。
- シルバー人材センター^{※35}など関係機関と連携し、高齢者の就業機会の創出を図ります。
- いきいき百歳体操^{※36}など住民主体の介護予防活動を支援します。

2. 介護サービス・生活支援の充実

- ケアマネジャーなど介護サービス従事者の育成および確保のための支援に努めます。
- 高齢者やその家族への支援を推進するため、地域包括支援センターの機能の充実や関係機関との連携を図ります。
- 介護者の負担軽減を図るため、「認知症カフェ^{※37}」の設置・運営を推進します。
- 在宅での生活に支援が必要な人を行政と地域が一体となって支えていく仕組みづくりをはじめ、地域全体で高齢者を見守る体制づくりを推進します。

3. 介護保険事業の適正な運営

- 介護給付費の適正化を図るため、要介護認定における適切な審査判定に努めるほか、適切かつ質の高いケアプラン^{※38}の作成を支援します。
- ガイドブックの配布などによる介護保険制度の普及・啓発を図ります。

市民の役割

- ◎ 生きがい、仲間づくりを積極的に行うことが必要です。
- ◎ 高齢者の見守りネットワークの形成が必要です。
- ◎ 住民相互による生活支援や支え合い活動の推進が必要です。

関連する個別計画

伊万里市第4次高齢者福祉計画、伊万里市第7期介護保険事業計画

※35 シルバー人材センター：

高年齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織のこと。ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を行っている。

※36 いきいき百歳体操：

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送るように支援することを目指し、高知県高知市で開発された体操のこと。

※37 認知症カフェ：認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と集い、相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場のこと。

※38 ケアプラン：必要な介護サービスの利用計画のこと。ケアマネジャーが利用者やその家族と相談しながら作成する。

施策3

障害者支援の充実

施策の 目指す姿

障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いに支え合って共生できる「まち」を目指します。

現 状

- 本市における身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の所持者が人口に占める割合は、平成29年（2017年）4月1日現在、約7.3%となっています。
- 平成29年（2017年）6月現在、佐賀県内の法定雇用率を達成した企業の割合は72.6%と全国1位となっています。
- 障害のある人の家族等が就労したり、一時的に休息することができる環境の整備を進めています。また、障害のある人の高齢化や障害の重度化、「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点^{※39}を整備しています。

課 題

- 子どもの障害を早期に発見し、必要な発達支援ができる療育^{※40}体制を整備することが必要です。
- 障害のある人が地域で自立して暮らすために必要な教育や就業訓練等を推進し、社会活動や経済活動へ参加しやすい環境づくりが求められています。
- 障害者支援制度^{※41}や障害のある人に対する市民の理解を深めるとともに、障害のある人の家族への支援・相談体制の充実が必要です。

※39 地域生活支援拠点：

障害のある人や子どもの地域での生活を支援することを目的として、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人や子どもの生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

※40 療育：障害のある子どもの社会的な自立を目的として行われる医療と保育のこと。

※41 障害者支援制度：

障害のある人を支援する制度のこと。障害者総合支援法や児童福祉法、障害者雇用促進法、発達障害者支援法、障害者差別解消法などに基づき支援制度が整備されている。



取組方針

1. 啓発活動の推進と支援体制の整備

- 障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるための啓発活動や情報提供に努めます。
- 各種福祉施設や病院などの関係機関や関係団体等との連携を強化し、多様化する障害福祉ニーズに対応できる体制の整備を図ります。
- 障害のある人への支援活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 障害のある人の自立や地域生活に関する不安の軽減を図るための相談体制の充実を図ります。

2. 地域での生活や自立への支援

- 公共施設において、障害のある人が快適で安全に利用するためのバリアフリー^{※42}化を推進します。
- 障害のある人の日常生活におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、会議等に参加しやすい仕組みづくりやパソコン操作等の技能習得の支援に努めます。
- 関係機関等と連携し、障害のある人の一般就労に向けた訓練や福祉的就労の場を提供するとともに、職場に適応するための支援制度の周知に努めます。
- 医療費の助成や障害福祉法に基づく自立支援給付など障害のある人の自立支援に必要なサービスの提供に努めます。

3. 療育の充実

- 各種健康診査等により障害を早期に発見し、療育へ速やかに移行するための体制整備を図ります。
- 障害のある子どもの多様な療育に関するニーズに対応するため、放課後等デイサービス^{※43}などの療育の場を支援します。

市民の役割

- 障害や障害のある人に対する理解を深めることが必要です。
- ボランティア活動への積極的な参加が必要です。
- 障害のある人の積極的な社会参加が必要です。
- 障害福祉サービス事業者による質の高いサービス提供が必要です。

関連する個別計画

第3次伊万里市障害者計画、第5期伊万里市障害福祉計画

※42 バリアフリー：高齢者や障害のある人などが生活していく上で障害になっているものを取り除くこと。

※43 放課後等デイサービス：

学校通学中の障害のある子どもが、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育とあわせ本人の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービスのこと。

施策4

子育て支援の充実

施策の 目指す姿

すべての人々が相互に協力し合い子どもを育てる「まち」を
目指します。

現 状

- 本市の出生数は減少を続けており、少子化が急激に進展している状況です。
- 本市の保育所については、待機児童はないものの、入所希望が地域によって偏っているため、保護者が希望する園に入所できない状況が一部見られます。
- 留守家庭児童クラブについては、支援員^{※44}不足の解消や事業の充実を図るため、平成30年（2018年）4月から、民間事業者に運営を委託している一方、受入対象学年の拡大や利用希望児童の増加に伴い、待機児童がいる状況にあります。
- 平成28年（2016年）4月に子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関と連携しながら、妊娠期から小学校入学前までの子育てに関するサービスを提供しています。
- 平成30年（2018年）2月から、子育てと仕事との両立支援のための子育てワンストップサービス^{※45}が開始されました。

課 題

- 公立保育園の老朽化が進み、また公立私立を問わず保育士が慢性的に不足していることから、安定した質の高い保育サービスを提供するための保育環境の整備が求められています。
- 留守家庭児童クラブでは、児童の健全な育成を目的とした円滑な運営と、待機児童解消のための対策が求められています。
- 核家族、ひとり親世帯、共働き世帯など、世帯構成の多様化に伴い、子育て中の家庭が抱える悩みや不安、ストレスも多様化しており、子育てに関する相談体制の充実や情報提供等の支援、経済的な支援などが必要となっています。
- 子どもの貧困について、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な対策が求められています。

※44 支援員：2015年度より新しく創設された放課後児童クラブに従事する職員のこと。

※45 子育てワンストップサービス：

市区町村への子育て関連の手続きが、パソコンやスマートフォンを使ってオンライン上でできる、政府が運営するサービスのこと。



取組方針

1. 子育てと仕事の両立支援の充実

- 多様化するニーズに対応できるよう、保育園等における保育環境の充実を図ります。
- 保育士など保育サービス従事者の育成および確保のための支援に努めます。
- 公設の留守家庭児童クラブにおいては、学校や運営委託事業者と連携し、保護者のニーズに合わせた受入体制や施設の整備に努めます。

2. 社会全体での子育て支援、相談体制の充実

- 子育て支援センター^{※46}を中心に、関係機関等と連携し、子育てに関する相談への対応や情報提供のほか、相互援助活動などを支援します。
- 子どもに関するあらゆる問題に対応するための拠点を整備し、子育て世代包括支援センターと一緒にした妊娠期からの相談・支援体制の充実を図ります。
- 地域全体で子どもを見守り育てるため、子どもが地域の大人とふれあう機会の創出を図ります。
- 支援が必要な子どもを地域で見守るため、関係機関と連携し、児童虐待などの困難事例等への対応に努めます。

3. 経済的支援の充実

- 医療費の助成などにより、子どもの健康増進を図ります。
- 保育料の軽減などにより、子育てと仕事の両立支援の充実に努めます。
- ひとり親家庭に対し、経済的支援や就業支援などにより生活の安定と自立を図ります。

4. 貧困状態にある子どもへの支援体制の構築

- 子どもの貧困について実態調査を実施し、課題に対する支援方法を検討します。
- 支援が必要な子どもを速やかに支援機関につなげられるよう、総合的な支援体制の構築に努めます。

市民の役割

- 地域全体で子育てを支援する意識を持つことが必要です。
- 子育てファミリー・サポート・センターへの積極的な会員登録が必要です。
- 地域行事等への子どもの積極的な参加を促すなど、地域全体で子どもを見守り育てることが必要です。
- 子どもの安全・安心な生活の場を確保するため、学校などの関係機関や地域との連携を図ることが必要です。

関連する個別計画

伊万里市子ども・子育て支援事業計画

※46 子育て支援センター：楽しく子育てができるように、保護者が集い、交流し、リフレッシュするための各種支援・サービスを行う施設のこと。

施策5

低所得者支援の充実

施策の 目指す姿

全ての市民が、健康で文化的な自立した暮らしを送ることが
できる「まち」を目指します。

現 状

- 本市における生活保護の受給率は県平均よりも高く、その受給状況については、受給者の疾病や高齢化、扶養義務者の扶養意識の低下等により、長期化・固定化の傾向が見られます。
- 社会福祉協議会に生活自立支援センターの相談事業を委託し、最低限の生活を維持できなくなるおそれのある人たちに対し自立を促しています。

課 題

- 生活保護費の中でも医療扶助費^{※47}の増加が課題となっています。
- 生活保護制度の適切な運用を図るため、受給者の生活の実態を把握する必要があります。
- すべての生活困窮者に十分な相談・支援を行うため、相談体制を充実させる必要があります。

※ 47 医療扶助費：国民健康保険の被保険者から除外されている生活保護受給者に対して、医療扶助として医療を提供する費用のこと。



取組方針

1. 自立支援体制の強化

- 生活自立支援センターを中心として、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する、自立に向けた相談・支援体制の充実に取り組みます。
- 受給者の自立を促すため、扶養義務者への働きかけや受給者の生活指導など、自立・就職に向けた支援を推進します。

2. 生活保護制度の適正な運用

- 生活保護の相談において適切な助言等に努めるほか、受給者の生活の状況を正確に把握するなど、生活保護制度の適正な運用を図ります。
- 増加する医療扶助費の適正化を図るため、医療相談の充実や後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を促進します。

市民の役割

- ◎地域における生活困窮者に関する情報を市に提供することが必要です。
- ◎地域における生活困窮者に対する理解が必要です。

施策 6

保健医療体制の充実

施策の 目指す姿

すべての人が心身ともに健やかに生活し、市民の疾病やケガへの対応に必要な医療体制が確保された「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 本市の死亡原因の約5割が、生活習慣病に起因するものであり、特定健診^{※48}やがん検診の受診率向上に取り組んでいます。
- 結婚や妊娠・出産に関する考え方の多様化や医療の進歩などに伴い、不妊やハイリスク出産^{※49}などについての医療的な相談・支援を必要とする妊婦等が増加しています。

課 題

- ストレス等に悩む本人や家族に対し、心身の健康に関する相談体制の継続と、社会復帰への支援体制を構築する必要があります。
- 医療機関等との連携を図り、休日や夜間の救急医療体制のより一層の充実に努める必要があります。
- すべての市民が適正な医療を受けられるよう、国民健康保険と後期高齢者医療制度の安定的な運営を図る必要があります。

取組方針

1. 各種保健事業の充実と推進

- 特定健診やがん検診の受診率向上、特定保健指導の実施率向上とともに、若年層への健康診査や保健指導の充実を図り、生活習慣の改善に努めます。
- 生涯を通じて歯および口腔の健康を保つため、むし歯予防のための指導や教育を進めます。また、各種健診に合わせた歯科健診や歯周疾患検診、歯科教室などに取り組みます。
- 適切な情報提供と接種勧奨により定期予防接種の接種率の向上に努めるほか、行動計画等に基づいた感染症対策を進めます。
- 子育て世代包括支援センターにおいて、特定妊婦^{※50}等への支援を進めるほか、不妊治療に対する相談体制の整備や支援に努めます。
- 妊婦や乳幼児の健康診査により病気を早期に発見することで適切な医療につなぐほか、集団生活において支援が必要な子どもへの支援を図るなど、母子保健に関する支援に努めます。

※ 48 特定健診：

特定健康診査の略。医療保険者が、40～74歳の被保険者と被扶養者を対象として実施するメタボリックシンドロームに着目した検査項目での健康診査のこと。

※ 49 ハイリスク出産：前回帝王切開、子宮筋腫、多胎妊娠、高齢出産等、胎児や母体の生命に高いリスクを伴う出産のこと。

※ 50 特定妊婦：出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。



2. 健康づくり活動の推進

- 健康寿命を延ばすため、特定健診やがん検診の受診勧奨を進めるほか、生活習慣病予防のための食生活講習会を開催するなど、健康づくり活動を推進します。
- 市民が健やかな日常生活を送ることができるよう、心や体の健康相談などに取り組みます。

3. 地域医療の充実

- 医師会等との連携により、伊万里休日・夜間急患医療センター^{※51}における初期救急医療を含めた救急医療体制の充実をはじめ、市民が安心してサービスを受けることができる医療体制の整備と周知を図ります。
- 市民が地域において必要な医療サービスを受けることができるよう、医療スタッフの育成と確保に努めます。
- 地域医療の確保のため、伊万里有田共立病院の運営を支援します。

4. 保険制度の安定的な運営

- 国民健康保険や後期高齢者医療保険制度については、医療費の適正化を進めるとともに、保険税（料）の収納率向上を図るなど、安定的な運営に努めます。

市民の役割

- ◎ 健康づくりに対する意識や関心を持ち、保健事業への積極的な参加が必要です。
- ◎ 生活習慣病などの予防のため、健診を積極的に受診し、責任をもって自分の健康管理をすることが必要です。

関連する個別計画

第2期伊万里市保健事業実施計画（データヘルス計画）、
第2期伊万里市いきいき健康づくりプラン21後期計画、
伊万里市第3次食のまちづくり・食育推進基本計画

※51 伊万里休日・夜間急患医療センター：

伊万里市が指定管理者制度を活用し、日曜・祝日および夜間の初期救急患者の医療を確保するために開設している医療施設のこと。

第2節 創造的で心豊かなひとづくり

施策7

学校教育の推進

施策の 目指す姿

子どもたちが未来を生きるための力を身に付け、問題解決力や論理的な思考力、想像力、コミュニケーション能力の質の向上を高めることができる、教育環境の確立した「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」で意思疎通を図り、市長の方針として教育大綱を作成し、目標に向かた各種教育施策を推進しています。
- 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実に努め、幼稚園・保育園と小学校との間で情報を共有しています。
- 家庭との連携を図りながら、児童生徒が主体的に学習に取り組む姿勢を養っています。
- ICTを利用した授業など、さまざまな学習の展開や指導方法の改善を図り、児童生徒の学習意欲や学力の向上に努めています。
- 児童生徒にとってよりよい学校教育の環境づくりを目指すため、児童生徒数や学校規模、児童生徒への教育効果を踏まえ、南波多郷学館などの新しい学校づくりに努めています。
- 食や健康問題などに関する学習指導に取り組むとともに、保健・安全に関する学校・家庭・地域で一体となった指導に努めています。

課 題

- 平成29年度（2017年度）の全国学力・学習状況調査では、小学校において改善の傾向にある一方で、中学校における基礎的・応用的な学力がいずれの教科も国・県平均を下回っています。この調査結果を踏まえ、学校での指導方法のさらなる改善に取り組む必要があります。
- 児童生徒数は今後も減少することが見込まれることから、市立学校の規模適正化に向けた継続的な協議が不可欠です。
- 学校施設や設備の老朽化が進む中で良好な学習環境を確保するため、計画的な改修等を進める必要があります。
- いじめや不登校の問題は、個人の尊重・生命の尊厳にかかる緊急かつ最大の教育課題として捉え、対策を講じる必要があります。

取組方針

1. 教育環境の充実

- 学習の基礎・基本を徹底し、子どもの確かな学力を定着させるため、授業と家庭学習のつながりの強化に努めます。



- デジタル教科書などを用いた ICT 利活用教育を推進し、教員の授業力の向上を図ります。
- 学習指導要領の改訂で求められるプログラミング教育や小学校での外国語の教科化に対応するため、教員の指導力向上や ALT の配置など学習指導体制の充実に努めます。
- 児童生徒や地域に応じた創意工夫のある取組により、特色ある学校づくりを推進するとともに、学校現場で発生するさまざまな課題に対応し、円滑な学校運営に取り組みます。
- 開かれた学校づくりを実現するため、校内での授業や校外学習、学校行事などで学校と地域との連携・協働を推進し、コミュニティ・スクールの導入を図ります。
- 子どもの豊かな心を育成するため、いのちの教育や道徳教育の充実に努めます。
- 学校施設や設備について安心して学習活動に集中できる教育環境とするため、老朽化の度合いや将来の児童生徒数の推移を踏まえた規模適正化の検討を行いながら、計画的に建て替えや改修を進めます。
- 就学前における教育では、小学校以降の生活や学習基盤の育成につながることに配慮するとともに、小学校との情報共有を図り、小学校へのスムーズな接続や保護者の安心の確保に努めます。

2. 適切な教育指導の推進

- いじめや不登校などの問題行動については、教員はもとよりスクールカウンセラーや生徒指導支援員等により指導体制を充実させます。また、学校、家庭、地域、市や警察などの関係機関が連携し、解決に向け一体となって取り組みます。
- いじめ問題については、迅速かつ的確に対応し、必要に応じて第三者による組織を設置するなど、専門的な見地から早期解決や発生防止に向けた対策に取り組みます。
- 学習への困難を示す児童生徒の能力や個性を最大限に伸ばすため、状況に応じた支援員の配置や ICT による学習支援、適切な就学相談など、特別支援教育の充実を図ります。

3. 食育^{※52} と安全教育の充実

- 地元産食材の使用や食の安全性を重視した学校給食を通じ、望ましい食習慣の形成を図ります。また、家庭と連携した食育の推進により、児童生徒の心身の発育や健康の保持増進に取り組みます。
- 登下校時における事故の未然防止や不審者対策のため、通学路の安全点検を実施し、児童生徒の安全を確保するとともに、安全教育を進め、危険予測や回避能力の向上に努めます。

市民の役割

- 登下校時の安全確保や学校行事等に積極的にかかわることが必要です。
- 幅広い世代間で交流する場をつくり、地域全体で子どもを育てることが必要です。

関連する個別計画

伊万里市教育大綱、第3次伊万里市食のまちづくり・食育推進基本計画

※ 52 食育：さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

施策8

生涯学習の推進

施策の 目指す姿

いつでも自由に学ぶことができる機会の充実をはじめ、習得した知識や能力を発揮・活用する機会の充実などにより、市民がより生きがいを感じることができる「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 「伊万里学^{※53}」については、学習機会や情報提供の充実に努め、郷土意識の醸成や地域づくりの担い手の育成を行っています。
- 第一線で活躍する身近な大人やまちづくりの仕掛け人などと地域貢献を志す若者をつなぐ取組を行っています。
- 市民図書館では、読書を通じた本市の生涯学習の拠点として、図書資料の収集、提供のほか、市民との協働による事業の実施に取り組んでいます。
- 市民の家読（うちどく）^{※54}への関心をより一層高めるため、平成28年（2016年）9月に「日本一のうちどく推進のまち・いまり」を宣言しました。

課 題

- 生涯学習への関心が高まり、重要視される一方で、郷土の歴史や文化などの学習講座等への参加者は高齢化・固定化しており、新たな指導者や生涯学習を支える若い世代の人材育成が急務となっています。
- 子どもの成長についての地域社会の関心を高め、世代間交流により、支え合い共生する地域づくりを進める必要があります。
- 地区公民館については、生涯学習や防災などの地域コミュニティ活動の拠点機能を十分に発揮するための適切な管理・運営が求められます。

※53 伊万里学：まちづくりを担う人づくりのため、ふるさと伊万里の歴史を学び、先人の知恵に新たな価値を見いだす学習のこと。

※54 家読（うちどく）：家族や地域で本に親しむ時間と空間を共有すること。みんなで好きな本を読んで、読んだ本について話すなど。



取組方針

1. 生涯学習の充実

- 市民の生涯学習を支援するため、「伊万里学」、「まちづくり出前講座」などの学習活動のさらなる充実や公民館報、ホームページにより情報提供や情報共有に努めます。
- 次代の伊万里を担う人材を養成するため、まちづくりの第一線で活躍する大人と若者をつなぐ取組の充実を図ります。
- 地区公民館については、これまでの施設の在り方や利用実態を踏まえ、世代間交流や地域ごとの特色を生かしたまちづくりの拠点として、誰もが利用できる環境の整備を図ります。

2. 市民図書館の充実

- 市民図書館において、本市ならではのサービスを提供するため、図書資料の充実を図るとともに、「図書館フレンズいまり」や多くの図書館利用者、図書館協議会との連携に努めます。
- あらゆる世代の市民が抱える課題の解決を支援するため、レファレンスサービス（相談業務）やレフェラルサービス（専門機関への案内）などの強化・充実に努めます。
- 市民図書館と学校図書館との連携により、児童生徒が行う調べ学習^{※55}の充実を図ります。

3. 家庭教育の支援

- 家庭における教育力の向上を図るため、市小中学校連合PTAを主体とした、児童生徒と保護者、地域等が一体となった取組を支援します。
- 家族で本を読んで語り合い、絆を深めるため、「日本一のうちどく推進のまち・いまり」宣言に基づいた幅広い取組を進めます。

市民の役割

- ◎生涯学習の場として、公民館や図書館を利用することが求められます。
- ◎学習講座等に積極的に参加することが求められます。
- ◎習得した知識や技能等を地域の活動に生かすことが必要です。
- ◎家読など子どもとの触れ合いを通じて、家庭の教育力を高めていくことが必要です。

関連する個別計画

伊万里市教育大綱、第3次伊万里市子どもの読書活動推進計画

※ 55 調べ学習：

さまざまな資料から必要な資料を探し出すための技術やスキルを学ぶためだけではなく、その情報の中から主体的に目的にあった情報を選び取り、それを分析・評価して情報を再構成、検証し発表していくこと等を目的とした学習活動のこと。

施策9

青少年の健全育成の推進

施策の 目指す姿

地域ぐるみの見守りや支援体制の充実などにより、青少年が健全に育つことができる「まち」を目指します。

現 状

- 警察や青少年育成市民会議などの関係機関と連携し、インターネットの利用に関する危険性やネット利用に伴う個人情報などの自己管理の重要性について啓発に取り組んでいます。
- 地区防犯協会を中心に組織された「子ども見守り隊」と協力し、地域における有害環境の点検や市街地での巡回パトロールを実施しています。
- 子どもやその家族が気軽に悩みを相談できるような体制を整備しています。
- 自然体験学習活動となるキャンプ事業を実施し、青少年の健全な育成に取り組んでいます。
- 放課後や週末における子どもの安全で安心な活動の拠点として、地区公民館等を活用し、世代間交流によるスポーツや文化活動などに取り組んでいます。

課 題

- インターネット依存などによる生活習慣の乱れや情報メディアを利用したネット上での犯罪等、複雑化するトラブルを未然に防ぐため、大人がその現状を理解し、監督、保護する力を養うとともに、関係機関等と連携した対応を図る必要があります。
- 放課後および休日における子どもの居場所づくりについては、留守家庭児童クラブの拡充など、さまざまな子ども向けの社会教育事業が展開されていることから、地域の実情に合った取組を進める必要があります。
- 各種取組において、子どもの参加者が減少し、指導者も不足しているため、実施方法を見直すとともに、新たな指導者を育成することが求められています。
- 非行少年の更生後、地域での雇用先の確保などについて、課題があります。



取組方針

1. 非行防止活動の推進

- インターネットの利用に潜む危険性や自己管理の重要性について、家庭や学校、地域、関係機関との連携により、啓発活動に取り組みます。
- 「子ども見守り隊」と協力し、地域ぐるみで子どもの安全・安心の確保に努めます。
- 各地区の青少年育成町民会議など関係団体等と連携し、地域における有害環境についての点検活動や巡回パトロールに取り組みます。
- 青少年や保護者が抱える複雑多岐にわたる悩みについて、青少年相談室を中心として、学校や関係機関と連携した対応を図るなど、相談体制の充実に努めます。

2. 健全育成活動の推進

- 伊万里市青少年育成市民会議などの青少年育成団体や市内企業・団体との連携・協力体制のさらなる強化を進め、地域ぐるみでの支援体制の充実を図ります。
- 放課後および休日における子どもの居場所づくりや地域の大人との交流、郷土愛教育の実践の場として、地区公民館を中心に地域の特色を生かした取組を進めます。
- 自然体験学習活動については、実施時期や体験メニュー、実施方法について改善を図るとともに、新たな指導者の掘り起こしと育成に努めます。

市民の役割

- ◎ 子どもを地域で守り育てるという意識を持つことが必要です。
- ◎ 地域でのあいさつなど、子どもとの対話が必要です。
- ◎ 青少年育成団体などの活動に積極的に参加することが求められます。
- ◎ 子どもが適切にインターネットを利用できる環境づくりに努めることが必要です。

施策 10

文化芸術・スポーツの振興

施策の 目指す姿

市民が各世代にわたり心身ともに健やかに、生きる喜びや楽しさ、安らぎを感じながら充実した生活を送ることができる「まち」を目指します。

文化芸術やスポーツの振興により、交流人口が増加する「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 伊万里市美術展や市民音楽祭などの開催により、文化に触れる機会を確保とともに、自発的な団体活動の支援を行うなど市民の文化活動を促進しています。
- 市内企業における外国人技能実習生や訪日外国人観光客などの増加により、外国人や異文化とかかわる機会が増えており、本市においても国際化が進んでいます。
- 友好交流都市である中国・大連市との相互訪問などに取り組んでおり、それぞれの文化を活かした親交を深めています。
- 伊万里ハーフマラソンや伊万里ウォークについては、市内外から多くの参加者が訪れており、スポーツツーリズム^{※56}によるにぎわいを見せています。

課 題

- 文化活動やスポーツ活動については、伊万里市文化連盟や伊万里市体育協会などの団体との連携により振興が図られていますが、人口減少や価値観の多様化に伴う担い手の減少などにより、団体の活動力の低下が見られます。
- 文化活動やスポーツ活動に取り組む場となる各種施設の老朽化が進んでおり、利用実態を踏まえながら、改修を行っていく必要があります。

取組方針

1. 文化活動の推進

- 文化活動に関する情報を提供するとともに、優れた文化芸術の鑑賞機会を確保するなど、市民の文化意識の高揚を図ります。

※ 56 スポーツツーリズム：スポーツと観光の融合のこと。



- 本市の文化振興を図るため、若い世代が所属する新たな団体等の掘り起こしに取り組むほか、伊万里市美術展や市民音楽祭を開催するとともに、市内の文化芸術団体を支援します。
- 学校における児童生徒の活発な文化芸術活動を促進するとともに、全国大会への出場等に対する支援に取り組みます。

2. 國際交流の推進

- 大連市との友好交流について、これまで培ってきた友好の絆を生かし、若い世代をはじめとした各種交流事業に取り組みます。
- 世界に開かれた地域社会づくりを目指すとともに、多文化共生^{※57} の地域づくりを推進します。

3. スポーツ活動の推進

- 「伊万里ハーフマラソン」や「伊万里ウォーク」などのスポーツイベントへの、市内外からの参加者の増加を図ります。また、スポーツツーリズムの視点から、さまざまな観光資源を活用し、交流人口の拡大につなげます。
- 令和5年（2023年）に開催される国民スポーツ大会佐賀大会を契機として、市民のスポーツに対する関心を高めることで、スポーツ参画人口の拡大と各種目の競技力向上を図ります。
- 老朽化したスポーツ施設については、計画的な改修を進め安全性の確保を図ることで、よりよいスポーツ環境の整備に努めます。
- 県内でも数少ない第3種公認陸上競技場を備えた国見台体育施設については、国民スポーツ大会の開催を見据え、県と連携した計画的な改修に努めます。また、体育館については、防災機能を備えた県営施設としての整備について関係機関との協議を進めます。
- 松浦町に計画を進めているスポーツ・レクリエーション施設については、多世代の交流やにぎわいを創出するための施設として整備を図ります。

市民の役割

- ◎文化芸術に対して関心を持ち、みずから活動することが求められます。
- ◎本市在住の外国人等と積極的に交流することにより、互いの価値観を認め、国際理解を深めていくことが必要です。
- ◎年齢や体力に応じて、気軽にスポーツに親しむことが求められます。
- ◎地域スポーツ活動に積極的に参加することにより、地域の活力を育むことが必要です。

関連する個別計画

伊万里市教育大綱

※ 57 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

施策 11

人権教育と啓発の推進

施策の 目指す姿

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決のため、人権教育・啓発を推進し、市民ひとりひとりの人権が尊重される「まち」を目指します。

現 状

- 「伊万里市人権教育・啓発に関する基本方針」に基づき、各施策において人権尊重の視点から、総合的に人権教育・啓発に向けた取組を実施しています。
- 関係機関や団体等との連携により、人権に関する研修会や講演会を開催し、人権問題の解決に向けた取組を進めてきた結果、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に対する市民の正しい理解と認識は徐々に深まりを見せているものの、予断と偏見、潜在意識としての差別観念は依然として存在しています。
- インターネットの急速な普及などの社会情勢の変化に伴い、人権問題は複雑化、多様化しています。
- 職場や学校などの身近なコミュニティにおいてもハラスメント^{※58}は存在しており、その内容は多岐にわたっています。

課 題

- 「同和問題は解決した。過去の問題である。」という誤った考えがあるため、正しい理解と認識を深める必要があります。
- SNS^{※59}などインターネット上での誹謗中傷のほか、今後増加が見込まれる外国人に対する偏見や差別、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別など、新たな人権問題への対策が求められます。
- 学校や職場、地域等あらゆる場や機会を捉えた人権教育や啓発活動を継続的に進めるとともに、人権教育を推進する指導者の資質向上や地域の実情に応じた教育内容の充実を図る必要があります。
- 人権侵害による被害者等への的確な支援が求められます。

取組方針

1. 同和問題の解決促進

- 「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、関係機関や団体との連携により、「差別の現実に学ぶ」ことに重きを置いた教育や啓発を推進します。

※58 ハラスメント：

いろいろな場面における「嫌がらせ」「相手を悩ませること」などのこと。セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど。

※59 SNS：

Social Networking Service の略。参加するユーザーが互いに自分の趣味や嗜好、友人、社会生活などを公開し合いながら、幅広いコミュニケーションを取ることを目的としたコミュニティ型の Web サイトのこと。



- 同和問題についての市民の正しい理解と認識を深めるなど、早期解決を図るための効果的な取組を推進します。

2. 社会における人権教育・啓発の推進

- 同和問題に加え、新たな人権問題への取組を盛り込んだ「伊万里市人権教育・啓発に関する基本方針」に基づき、人権に関する教育や啓発の効果的な展開を図ります。
- 市民をはじめ社会教育団体や企業を対象とした人権問題やハラスメントに関する研修会や講座などを開催し、人権に関する理解の促進や指導者の育成に努めます。

3. 学校における人権教育の推進

- ひとりひとりの個性を認め合う知識と心をはぐくむため、幼児期からの発達段階に応じた人権教育をはじめ、学校生活でのあらゆる機会を捉えた人権教育を推進します。また、人権教育についての教員の知識や指導力の向上に努めます。
- 学校教育の中で培われてきた成果などを有効に活用し、人権教育を進めるための教材の開発に努めます。

4. 相談・支援体制の充実

- 人権侵害に関する市民の不安や悩みに対処するため、関係機関等と連携し、相談・支援体制の充実に努めます。

5. 虐待や暴力、ハラスメントの根絶

- 虐待や暴力、ハラスメントなどは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることから、講演会等の開催や若い世代への予防教育の実施等、継続的に効果的な啓発を推進します。
- 被害者の支援にあたっては、被害者の安全確保と人権尊重のため、相談への対応から保護、自立支援など、多くの段階にわたって関係機関との連携を強化し、被害者の立場に立った支援に努めます。

市民の役割

- 人権問題に関する学習会などに参加し、正しい理解や認識を持つことが必要です。
- 人権問題をみずから問題と捉え、態度や行動に表れるような人権感覚を養うことが必要です。
- 虐待などの重大な人権問題に気づいた場合は、躊躇せずに警察等の関係機関へ通報することが求められます。

関連する個別計画

伊万里市人権教育・啓発に関する基本方針、第4次伊万里市男女協働参画基本計画、
伊万里市第4次高齢者福祉計画、第3次伊万里市障害者計画、
伊万里市子ども・子育て支援事業計画

施策 12

文化財の保護

施策の 目指す姿

歴史や文化を通じて郷土の素晴らしさを伝え、まちづくりや地域の活性化にもつながっている貴重な文化財の価値や魅力を広く市内外に伝えながら、後世に引き継いでいくことのできる「まち」を目指します。

現 状

- 本市には、県内最古の神社建築である田嶋神社本殿などの建築物をはじめ、松浦党ゆかりの山ン寺遺跡などの史跡、明星桜やカブトガニの繁殖地などの天然記念物、府招の浮立をはじめとする民俗芸能など、さまざまな文化財があり、それぞれの地域で市民団体などによる保存継承活動が行われています。
- 九州最大の黒曜石原産地である腰岳においては、平成26年（2014年）に民間による調査研究グループが組織され、先史時代の遺跡にかかる調査研究が実施されています。
- 佐賀・長崎の両県と圏域内の8市町で構成する肥前窯業圏が「日本磁器のふるさと肥前～百花繚乱のやきもの散歩～」として日本遺産に認定されています。
- 窯跡では、盗掘などの悪質な被害が発生したことから、地元保護団体などと連携し、警告看板や防護柵の設置、防犯に向けた啓発活動を行い、被害は大きく減少しています。

課 題

- 文化財の保存伝承において、広く市民の参画を得た有意義な取組を展開するため、市民の関心や理解を深めることが必要です。
- 伊万里の歴史を正しく理解するために、過去の発掘調査の成果や貴重な出土遺物の積極的な活用が必要です。
- 民俗芸能などに関しては、指導者の高齢化や後継者不足による活動の存続が心配され、今後住民や学校など、地域をあげた伝承活動を促進することが重要です。
- 肥前窯業圏の日本遺産認定を契機とした地域の活性化を図るには、圏域内の自治体との連携を強めながら、市内の有形無形の文化財群にかかる魅力を市内外に向けて戦略的に発信していく必要があります。
- 窯跡や文化財における悪質な被害の未然防止へ向けた取組のなお一層の強化と、保護・継承のためには、地域住民の積極的な参画が必要です。



取組方針

1. 文化財の保存

- 伊万里を特徴づける黒曜石や近世肥前窯跡などの文化財調査を計画的に進め、これにより価値が明確になった文化財は、講演会や説明会などを通じ、広く市民への公開に努めます。
- 学術的価値が高い文化財は、積極的な指定に努め、適切な保護を図ります。
- 文化財の保護においては、市民の関心、理解を高め、後継者の育成と伝承活動を促進するため、郷土学である「伊万里学」を基にした特別講座などの学習の機会を提供し、学校や子ども、地域の参画を働きかけます。
- 文化財の整理作業や資料・記録の保管、発掘調査などで出土した貴重な文化財を保存し、活用する施設整備について検討します。

2. 文化財の活用

- 国史跡大川内鍋島窯跡については、歴史文化を活用し、地域振興に寄与するため、史跡整備を積極的に進めます。
- 腰岳の黒曜石や鍋島焼など、本市を代表する特徴的な文化財の重要性を伝える講演会やシンポジウムなどの開催をはじめ、文化財を活用した体験学習の機会の創出に努めます。
- 歴史民俗資料館や伊万里・鍋島ギャラリーなどでは、郷土の歴史や伝統文化、自然に関する企画展の充実を図るとともに、市民の郷土理解の促進はもとより、対外的な魅力発信に努めます。
- 関係部署や関係機関、団体と連携し、地域経済の活性化も見据えた総合的かつ一体的な取組計画の整備に向けて調査・研究を進めます。

市民の役割

- ◎地域における伝統芸能などの保護に取り組むことが必要です。
- ◎伊万里の歴史や文化などの学習活動や研究活動に参加することが求められます。

第3節 活気あふれる産業づくり

施策 13

農林水産業の振興

施策の 目指す姿

高品質な農林水産物の生産や6次産業化^{※60}、ブランド化などを推進し、力強い農林水産業が確立された「まち」を目指します。

1 農業の振興

市の現状と課題

現 状

- 本市の農業は、中山間地域という不利な生産条件の下、水田農業を中心に、果樹や施設園芸、畜産などの複合経営が営まれています。特に伊万里牛、伊万里梨等については、伊万里ブランドとして高い評価を受けており、ふるさと応援寄附^{※61}の返礼品としても全国屈指の人気を誇っています。
- 全国的に農家戸数が減少する中、耕作放棄地が増加しており、本市においても、農業就業者の減少や高齢化等に伴い、農家数は平成27年（2015年）には2,628戸と5年前の約90%に減少し、耕作放棄地は農地面積の約16.4%に増加しています。
- イノシシ等の有害鳥獣による被害は依然として後を絶たず、平成28年度（2016年度）では、約3,397万円の被害額となっています。

課 題

- 平成30年（2018年）から米の直接支払交付金が廃止となり、米の生産数量目標も国の強制力がなくなるため、需要に応じた米づくりが求められています。
- TPP^{※62}等による影響など農業を取り巻く厳しい情勢の中、農産物の品質向上や伊万里ブランドの普及拡大が必要となっています。
- 地域農業の担い手となる認定農業者^{※63}や認定新規就農者、集落営農組織^{※64}などの育成・確保、担い手への農地の集積など、農業所得の向上と農業経営の効率化に向けた取組が必要となっています。

※ 60 6次産業化：

第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業まで手掛けること。

※ 61 ふるさと応援寄附：

自分の意思で応援したい自治体に寄附をすることができる制度のこと。寄附をした場合に税の控除や返礼品等を受け取ることができます。

※ 62 TPP：

Trans-Pacific Partnership Agreement（環太平洋パートナーシップ協定）の略。環太平洋地域における貿易自由化を目指す経済連携協定のこと。

※ 63 認定農業者：

農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく農業経営改善計画を市町村に提出し、認定を受けた農業者のこと。

※ 64 集落営農組織：

集落単位で農家が共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織のこと。



取組方針

1. 担い手の育成と農業経営の効率化

- 各種補助事業を実施しながら、農地・農業用施設の再整備や農地中間管理機構との連携による担い手への農地集積を図り、農業環境の向上および農業後継者の確保に努めます。
- 農業用機械や施設の共同利用、共同作業により相互に支え合う集落営農の組織化を推進し、生産コストの低減と効率的な農業経営の確立を図ります。
- 国の水田農業に関する施策の活用や高性能機械の導入等により、水田農業の経営安定を図ります。
- 農作物に深刻な被害を及ぼすイノシシなどの有害鳥獣による被害防止については、獣友会との連携により捕獲活動などに取り組みます。

2. 農地・農村環境の整備

- 中山間地域においては、不利な農業生産条件を補うなど、地域が共同で取り組む活動を支援します。
- 農業用施設、農地や農村環境を適切に管理し、農業・農村が有する多面的機能^{※65}を維持していくため、地域が一体となって取り組む保全活動や長寿命化の活動を支援します。
- 暗渠(あんきよ)排水等による農地の条件整備など、農地の利用率向上に向けた取組を進めます。

3. 農産物の生産振興

- 自然環境への負荷の低減や消費者への安全な農産物の提供を促進します。
- 農業経営の改善や持続可能性の確保、品質の向上に資するとともに、消費者からの信頼の確保につながる取組を促進します。
- 県やJAとの連携により、高品質化や6次産業化、ブランド化等を推進します。

2 畜産業の振興

市の現状と課題

現 状

- 肥育素牛^{※66}の値段が高騰し肥育牛農家の経営の負担となっているため、繁殖雌牛の導入に対する支援の拡充など、増頭や改良に向けた取組を推進しています。
- 高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の流行に備え、県と連携し適切かつ迅速な対応ができる体制を整えています。

課 題

- 生産牛農家の減少が肥育素牛の減少や価格の高騰につながり、肥育牛農家の経営安定に影響を及ぼすことが懸念されます。
- 畜産業を取り巻く厳しい情勢の中、伊万里牛をはじめとした伊万里ブランドの普及拡大が必要となっています。

※ 65 多面的機能：国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等、農業生産活動が行われることにより生ずる多面にわたる機能のこと。
※ 66 肥育素牛：肥育を目的としている肥育開始前の牛のこと。

取組方針

1. 畜産業の振興

- 肉用牛を中心とした畜産については、ブランド銘柄確立と品質向上につながる取組を実施します。
- 伊万里牛振興会などと連携した効果的な情報発信に努め、生産振興を図ります。
- 肥育素牛の安定供給のため、生産牛農家への支援に努めます。

3 林業の振興

市の現状と課題

現 状

- 市域の約55%を占める森林は、採算性の悪化により、間伐など管理が十分に行われておらず、森林が持つ水源の涵養^{※67}など公益的機能が損なわれつつあります。
- 林業に対する市民の理解を深めるため、木工芸品の制作体験の場や生活環境保全林などの森林に親しむ場を提供し、木材利用の意義等についての学習活動を実施しています。

課 題

- 従事者の高齢化等による担い手不足や木材価格の低迷により、林業を取り巻く環境は厳しい状況にあるため、林業を振興する新たな取組が必要です。
- 林業の採算性の悪化により、施業意欲が低下し、間伐などの管理が十分に行われていない状況となっています。林道をはじめとする生産基盤の整備や高性能機械の導入支援などにより、適正な森林の管理を促進する必要があります。

取組方針

1. 林業の振興

- 森林組合等の林業経営体への施業の集約や高性能機械の導入による低コスト化に努めます。
- 施業の効率化に向け計画的に林道を整備します。
- 森林経営計画に基づいた森林の整備により木材の効率的な供給を図ります。
- 優良材の生産の促進や間伐材の有効活用に努めます。

※67 水源の涵養：

森林の土壤が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能や雨水が森林土壤を通過する際の水質浄化機能のこと。



4 水産業の振興

市の現状と課題

現 状

- 本市の水産業は、静穏な伊万里湾奥部を中心に、10トン未満の小型漁船による底引き網漁やはえ縄漁を中心とした沿岸漁業と、クルマエビやハマチ、フグ、カキなどの養殖漁業が営まれています。
- 地域の人が集まる憩いの場として始まった波多津町ふれあい広場は、カキ焼きや塩づくり体験などにより地元の人や観光客が集まるにぎわいのある施設となっています。

課 題

- 各漁家の経営規模が零細なことから、獲る漁業からつくり育てる漁業への一層の転換を図るなど、漁業経営の安定化に向けた取組が求められています。
- 従事者の高齢化等による担い手不足や魚介類価格の低迷により、水産業を取り巻く環境は厳しい状況にあるため、水産業を振興する新たな取組が必要です。

取組方針

1. 水産業の振興

- アサリ貝、ナマコ等の定着性の高い魚介類の放流に取り組むなど、安定的な漁獲量の確保を図ります。
- 環境・生態系の維持、回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能を発揮するための地域活動を支援します。
- 各種イベントなどにおける水産物の直売や品質の高さと安全性のPRにより、水産物の販路拡大を図ります。
- 佐賀玄海漁業協同組合との連携により、クルマエビをはじめとする水産物ブランドの確立や消費者ニーズに対応した新たな特産品の開発を促進します。
- 漁業経営の安定化を図るため、商品開発や加工・販売などを行う6次産業化の取組を促進します。
- 波多津町コミュニティセンター等を拠点とし、NPO法人など地域住民が主体となつたまちづくり活動との連携による漁港周辺の活性化を図ります。

市民の役割

- 地元農産物・水産物を消費することが求められます。
- 農村地域における環境保全活動などに積極的に参加することが必要です。
- 森林の保全に関心を持つことが必要です。

関連する個別計画

伊万里市農村振興基本計画、伊万里農業振興地域整備計画、
伊万里市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、
伊万里市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画、伊万里市人・農地プラン

施策 14

商工業の振興

施策の 目指す姿

中心市街地への市民や観光客の誘客をはじめ、地場産業の育成、創業支援や企業誘致などにより、活気あふれる商工業が営まれる「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 空洞化が進む中心市街地の活性化の拠点である「伊万里まちなか一番館」の運営を支援するほか、本市の交通の結節点である伊万里駅ビルを改修するなど、まちのにぎわい創出に取り組んでいます。
- 伊万里焼については、長引く消費低迷や安価な輸入品などの影響で厳しい状況にありますが、日本磁器発祥 400 年の節目を迎えたことや肥前窯業圏の日本遺産認定など、その魅力の発信が進んでいます。
- 市内企業を紹介するガイドブックの作成や高校生等を対象とした「伊万里の“いい職”説明会」の開催など、地元企業の PR に努め市内での就職を促進しています。
- 地域の産業と最新のテクノロジーの融合による新たなビジネスの創造や人材育成など、都市部の IT 関連企業との連携や誘致を促進しています。
- 新たに松浦町に伊万里東部（松浦地区）工業団地（仮称）を整備するなど、製造業誘致のための基盤整備を行っています。

課 題

- 中心市街地の活性化に向け、店舗みずから努力はもとより、関係団体と一緒に取組により、集客力の向上を図る必要があります。
- 高齢化のさらなる進行により、日常の買い物のための移動手段を確保できない市民の増加が懸念されます。
- 松島搦地区開発などの周遊性を高める取組を、中心市街地のにぎわい創出へつなげていく必要があります。
- 伊万里焼については、新たな商品開発や販路の開拓等が求められています。
- 高校 3 年生を対象としたアンケートの結果において、生徒の 5 割を超える進学者のうち将来地元に就職したいと考える人は 2 割程度と低くなっています。
- 大学新卒者や UIJ ターン^{※68} 希望者などが市内で就業できる企業が限られており、若者が地元に残り、あるいは戻ってきて働くことができる雇用の場の確保が求められています。

取組方針

1. 地場商工業の振興

- 市民や企業、関係団体等と一緒に、中小企業の振興を図ります。

※ 68 UIJ ターン：

都市部の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に、Iターンは出身地以外の地方に、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態のこと。



- 商工会議所等との連携により、中小企業の経営基盤の強化をはじめ、経営革新や人材確保等を支援します。
- 安心して買い物ができる地域の店舗の維持を促進します。また、食材や日用品等の配達サービスなどの取組に対する支援を検討します。
- 創業※69 および第二創業※70 への取組を支援するとともに、企業や商工団体等を対象とした情報交換の機会を提供し、誘致企業と地場企業、地場企業どうしの取引拡大への支援に努めます。
- 伊万里焼の伝統技術の継承はもとより、窯元による新規性、独創性の高い商品開発や販路開拓、同業種間の連携などに取り組む窯業団体の活動を支援します。

2. 中心市街地のにぎわい創出

- 地域活性化に向けて意欲的な事業者を積極的に支援するほか、子どもから高齢者まで家族が憩える商業施設の進出を促進するなど、集客力の向上を図ります。
- 中心市街地とその近郊での民間事業者による独自の取組を促進し、魅力ある商業空間の形成を図ります。
- 都市圏における物産展の開催や企業等と連携した伊万里焼等のPRを通じたさらなる販売促進活動を開します。

3. 企業誘致の推進

- 佐賀県などと人事交流を進めるほか、県と連携した企業誘致活動に取り組みます。
- 都市部のIT関連企業から「選ばれるまち」としてのイメージアップを図ります。
- ビジネス支援オフィスを活用するなど、IT関連企業の誘致を強力に推進し、市内外の若者の就職につなげます。
- 伊万里東部（松浦地区）工業団地（仮称）の分譲を開始し、伊万里港や高速道路など物流ネットワークを活用した製造業の集積を図ります。
- 工業用水の安定供給のため、経営の健全化を図り、企業の水需要に対応した計画的な施設更新等に努めます。

4. 勤労者福祉と就労支援の充実

- 市内企業における勤労者福祉の向上を図るため、佐賀県中小企業勤労者福祉サービスセンター等と連携し、働きやすい労働環境への改善促進に取り組みます。
- 商工会議所やハローワークと連携し、新規学卒者等の市内での就労促進に取り組みます。

市民の役割

- ◎商店街の利用やにぎわいづくりのイベントへの積極的な参加が必要です。
- ◎IT関連企業や製造業など地方展開を検討する企業に関する情報提供が求められます。
- ◎市内企業の製品やサービスを利用することが必要です。

関連する個別計画

伊万里市まち・ひと・しごと創生総合戦略

伊万里市工業用水道事業経営戦略

伊万里市工業用水施設更新計画

※69 創業：会社や店を新しく始める。

※70 第二創業：創業後の事業者が、その業態の変更をしたり、新たに別の事業に進出したりすること。

施策 15

観光の振興

施策の 目指す姿

さまざまな観光素材を組み合わせ、「観光客の誘致」や「外部消費の導入」策を重点的に展開し、伊万里ブランドの販売が促進され、国内外からの交流人口がさらに増加した「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 全国的に評価が高い伊万里牛を提供する飲食店等のほか、伊万里梨やブドウなどを販売する交流施設や観光農園には、多くの観光客が訪れています。
- 西九州自動車道など道路網の整備をはじめ、九州佐賀国際空港におけるLCC（格安航空会社）の就航、九州に寄港する旅客船の増加など、今後ますます交流人口の増加が見込まれます。
- 福岡都市圏や首都圏、関西圏での伊万里フェア開催会場が増加していることに加え、商業施設での伊万里焼風鈴の展示・販売など、伊万里ブランドの認知度向上を図り観光誘客に取り組んでいます。

課 題

- 福岡都市圏からの誘客を活動の軸に据え、さらなる観光客数の増加に向けた戦略的な展開が求められています。
- 誘客のための宣伝活動や観光施策の中核となる観光協会の体制の強化が必要となっています。
- 本市への観光客のほとんどが日帰りで通過型であることから、滞在時間を伸ばすための工夫が必要です。
- 外国からの観光客の受入のために環境の整備などが求められています。

取組方針

1. 観光資源の開発と活用

- 宿泊・飲食等の関係団体と一緒に戦略的な観光の取組を進め、国内外からの誘客を促進します。
- 観光客の本市での滞在時間を伸ばすことにより消費額の増加を図り、稼げる観光につなげていきます。
- まちづくり団体や民間旅行会社との人的交流による新しい観光資源の開発に積極的に取り組みます。
- 福岡都市圏からの誘客拡大と周遊促進、リピート率の向上などのため、個人旅行者をターゲットにした取組を推進します。



- 伊万里焼や伊万里牛、伊万里梨などの特産品をPRする伊万里フェアや物産展等を福岡都市圏等で開催するなど、伊万里ブランドの認知度を高め誘客を図ります。
- 交流人口の増加による地域経済の活性化を図るため、どっちゃん祭りなど、歴史や文化を生かした観光イベントの充実に努めます。また、伊万里ハーフマラソンなどのスポーツツーリズム、農家民宿やフットパス^{※71}などの体験型観光を推進します。

2. 観光客受入体制の整備

- 本市の観光事業を主体的かつ強力に実践する観光協会の体制強化に取り組みます。
- 西九州自動車道の延伸に伴い、インターチェンジから市内の観光地へ誘導するための案内表示や観光PR看板等の整備に努めます。
- フリーWi-Fiスポットの拡大促進など、新しい観光スタイルに対応した環境整備を図ります。
- 増加する外国人観光客へ対応するため、受入体制の整備を進めます。
- 周辺自治体や関係団体との連携により、伊万里港へのクルーズ船の受入体制づくりを推進します。
- 西九州自動車道のさらなる延伸を見据えた観光施策について、中心市街地までの導線の中で総合的で効果的な取組を検討します。
- 市民の観光に関する知識の習得を促すなど、地域全体で観光客を迎える体制づくりを推進します。

3. 観光宣伝の強化

- さまざまな機会を活用した情報発信に努めます。また、マスコットキャラクターを活用したPR活動に取り組みます。
- 西九州自動車道の整備に伴い広域化する観光ニーズに対応するため、近隣都市と連携して観光ルートの開発や誘客宣伝活動に取り組みます。
- 外国人観光客が本市を訪れるための効果的な情報発信や誘致活動に取り組みます。

市民の役割

- ◎観光に関する知識の習得に努め、もてなしの心で観光客と接することが必要です。
- ◎ひとりひとりが本市の魅力を発信し、観光客の増加につなげることが必要です。

関連する個別計画

伊万里市まち・ひと・しごと創生総合戦略

※71 フットパス：

森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小径（こみち）のこと。

施策 16

港湾の活用

施策の 目指す姿

東アジア地域のめざましい経済発展を背景とした貿易量の増大や高度かつ多様な物流ニーズに対応できる高機能な港湾が整備された「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 伊万里港は国際海上コンテナ拠点として日本海側拠点港^{※72}に選定され、国際物流拠点として発展してきました。
- 伊万里港では、平成9年（1997年）に国際コンテナ定期航路が開設されて以来、海外航路の開設を進め、平成27年（2015年）には神戸港との国際フィーダー航路^{※73}を就航するなど、平成30年（2018年）3月現在、5航路・週7便が運航しています。
- 平成25年（2013年）に、七ツ島地区においてガントリークレーン^{※74}を備えた水深13m岸壁の供用が開始され、コンテナ船の大型化に対応とともに岸壁が2バース^{※75}に拡張されたことから、港湾機能の大幅な向上が図られました。
- 伊万里港における貿易については、国内外の経済動向の影響はあるものの、貿易額は順調に増加しています。
- 佐賀県や佐賀県伊万里港振興会と連携した積極的なポートセールスや集荷活動により、コンテナ取扱量は増加し、九州の港湾において第4位の取扱量となっています。

課 題

- コンテナ貨物の輸入と輸出の取り扱いバランスが悪く、輸入超過となっているため、伊万里港の優位性等をPRし、さらなる集荷活動と航路の拡充を進める必要があります。
- コンテナの保管能力や荷役作業の効率化の向上を図るとともに、周辺地域の関係車両の通行量の増加に伴う課題に対応することが求められています。
- 臨海部への企業誘致や港湾利用企業のニーズに対応するため、県が埋め立てを行っている浦ノ崎地区廃棄物処理用地については、港湾機能を備えた産業用地としての活用を視野に、土地利用計画の策定を県に対し働きかける必要があります。
- 増加する外国人観光客を受け入れ、観光施策等と連携した取組を強化するため、伊万里港でのクルーズ船誘致に関して、周辺自治体や民間団体と連携した受入体制の確立が必要となっています。

※ 72 日本海側拠点港：

中国や韓国、ロシアなど日本海の対岸諸国の経済発展を日本の成長に取り入れるとともに、災害に強い物流ネットワークの構築を目的に国土交通省が選定する港湾のこと。

※ 73 国際フィーダー航路：

国内の主要港で基幹航路に接続し、国際コンテナ戦略港湾（阪神港・京浜港）と国内各港を結ぶ航路のこと。

※ 74 ガントリークレーン：

港湾の岸壁に設置され、コンテナなどの貨物の積み下ろしを行う門型のクレーンのこと。

※ 75 バース：

船舶が、貨物の積み降ろしや旅客の乗降などを行うために着岸する場所のこと。船1隻が作業を行うために占める水域が1バース。



取組方針

1. 貿易の振興

- 輸出入取扱貨物の増大を図るため、国内外で積極的なポートセールスを展開し、新規荷主の開拓に努めます。また、既存荷主への定期的な訪問により伊万里港のさらなる利用を促進するほか、新たなコンテナ航路の開設に取り組みます。
- 重要港湾である伊万里港が担う役割の向上にあわせて、港湾機能の拡充を促進します。
- 「伊万里港ポートセールス戦略」に基づき、市と民間等が一体となって、企業ニーズを捉えた効果的なポートセールスに努めます。

2. 港湾施設の整備

- 北部九州における国際物流拠点として必要な機能を拡充し、コンテナ保管能力や処理能力の向上を図るため、国、県へ積極的な要望活動を進め、港湾施設の整備を促進します。
- 伊万里港における新たな産業用地の確保と港湾機能の整備に向け、浦ノ崎地区廃棄物処理用地の早期埋め立てを促進します。
- 伊万里港における物流の迅速性を確保する交通体系の構築を図ります。
- 港湾関係車両の増加に伴う交通渋滞の緩和と地域住民の安全確保について、関係機関との連携により対応します。
- 伊万里港の観光面での活用として、周辺自治体や関係団体と連携し、クルーズ船の受入体制づくりを推進します。

市民の役割

- ◎市内企業の海外との取引が求められます。
- ◎臨港道路や港湾施設の整備を円滑に推進するための地域の協力が必要です。

第4節 生活の基盤づくり

施策 17

道路・交通体系の整備

施策の 目指す姿

道路等の計画的な整備や地域の実情に応じた公共交通機関の確保に取り組み、安全で利便性の高い道路・交通体系が整備された「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 平成30年（2018年）に西九州自動車道の伊万里東府招インターチェンジが開通し、福岡都市圏との時間距離が短くなつたことから、交流人口の増加が期待されています。
- 本市における公共交通機関については、伊万里駅を中心として、民間事業者による鉄道やバスが運行されているほか、コミュニティバスを運行しています。
- 地域の実情に応じた町内循環バスやデマンドタクシーの運行が開始されるなど、地域が主体となった取組が行われています。

課 題

- 産業の振興や交流人口の拡大を図るため、福岡都市圏や近隣自治体への高速かつ安全な交通網の構築が求められています。
- 道路や橋りょうなどのインフラ資産については、利用者の安全確保を図るとともに、老朽化への適切な対応が求められています。
- 公共交通機関については利用者数の減少により採算性が低下し、既存路線の維持・確保が困難になっています。
- 運転免許証返納者の増加とともに、山間部では公共交通機関がない地域が存在していることから、交通弱者に対する利便性の高い公共交通機関の整備が求められています。



取組方針

1. 高規格幹線道路等の整備

- 西九州自動車道については、関係自治体や団体と連携して全線開通の早期実現に向けた国への要望活動を進めます。また、整備促進のための円滑な用地取得や地元に対する説明に取り組みます。
- 高速かつ安全な物流ネットワークを構築するため、国道204号バイパスなど幹線道路や臨港道路の整備について、事業者である国や県に対し、要望活動を進めます。

2. 生活道路と交通安全施設の整備

- 老朽化が進む道路や橋りょう等については、定期的な道路パトロールを実施し、危険箇所などの早期発見と適切な維持管理に努めます。
- ドローンなどを活用した施設の点検やインフラ資産ごとの長寿命化計画の策定により、道路等の維持補修に係る費用の抑制や平準化を図ります。
- 交通対策協議会等と連携し、カーブミラーなど交通安全施設の整備に努めます。
- 子どもや高齢者、障害のある人が安全に安心して通行できるよう、生活道路のバリアフリー化に取り組みます。

3. 公共交通機関の充実

- 路線バスについては、事業者への支援により不採算路線の維持を図るとともに、いまりんバスの便数や運行時間、経路を定期的に見直すなど、持続可能な公共交通網の構築に努めます。
- 地域が主体となって取り組む町内循環バスやデマンドタクシーの運行を支援します。
- 鉄道交通の利便性を確保するため、沿線自治体と連携し、鉄道事業者に対する要望活動に取り組みます。
- 鉄道の利用促進を図るため、イベント列車やウォーキングイベント等を開催するとともに、鉄道関連施設の安全対策に関する支援を進めます。
- リムジンタクシーの運行など、本市へ観光客を呼び込む新しい公共交通の確保について、関係者との協議を進めます。

市民の役割

- 道路整備事業を円滑に推進するため、用地取得や説明会等への理解が必要です。
- 地域における交通危険箇所等に関する情報提供が必要です。
- 公共交通機関の積極的な利用が必要です。

施策 18

上下水道の整備

施策の 目指す姿

平常時はもとより、災害時にも安全な水を安定して供給できる「まち」を目指します。

下水道の整備により、健康で快適な生活環境が確保された「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 井手口川ダムの建設による新しい水利権の確保や有田川浄水場の改修等による水の高度浄水処理に取り組み、おいしい水を安定的に供給しています。
- 上水道施設のうち法定耐用年数を超過した施設が1割、また、耐震化率は2割程度となっています。
- 汚水処理については、公共下水道や農業集落排水の供用開始区域の拡大に取り組んできました。
- 水洗化率については平成30年（2018年）3月時点で公共下水道区域が97.23%、農業集落排水区域が86.16%となっており、伊万里川におけるBOD^{※76}測定値は正常値とされる1mg/lとなるなど、下水道施設の普及が公共用水域の水質の保全につながっています。

課 題

- 上水道の持続性確保のため、長期的な視点での施設の更新や耐震化が必要になっています。
- 公共下水道では民間の宅地造成等で接続数が増加していますが、既存の未接続の世帯ではそのままのところが多く、接続促進に向けた取組が必要になっています。
- 公共下水道の計画区域を縮小したことにより増加が見込まれる浄化槽の設置への支援が必要になっています。
- 上下水道事業ともに人口減少による料金収入の減少が見込まれます。一方で、施設の老朽化により、将来的に維持補修や更新に多額の費用が見込まれることから、経営の効率化と財政運営の健全化による財源の確保が必要になっています。

※76 BOD：

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。水の汚濁指標として用いられる。値が大きいほど水質が汚濁していることを意味する。



取組方針

1. 水道普及率と有収率^{※77} の向上

- 上水道施設の計画的な整備により漏水の発生を予防し、おいしい水の安定供給と有収率の向上を図ります。
- 水道未普及地域を解消するため、拡張整備が困難な地区においては、国の助成制度などの活用による整備を促進します。

2. 汚水処理の推進と普及促進の整備

- 公共下水道の計画区域内における未供用区域の効率的な整備を推進します。
- 下水道施設への接続を促進し、水洗化率の向上を図ります。
- 老朽化が進む下水道施設については、施設ごとの長寿命化計画に基づき、適切な維持補修や計画的な更新を図ります。
- 適切な支援により浄化槽の設置を促進します。

3. 下水道事業の経営の安定化

- 下水道事業の公営企業法適用に伴い事務処理を上水道事業と一元化するなど、効率的な経営に取り組みます。
- 伊万里・有田地区衛生組合からのし尿・汚泥の受け入れをはじめ、消化ガス発電施設を活用した自家発電などにより財政健全化の推進に取り組みます。

市民の役割

- ◎水を大切にする意識を持ち、節水や再利用に努めることが必要です。
- ◎汚水処理に対する理解を深め、下水道への接続や浄化槽の設置など水洗化に努めるとともに、施設の適正な管理が必要です。
- ◎上下水道の利用に係る使用料の適正な納付が必要です。

関連する個別計画

伊万里市水道ビジョン、伊万里市汚水処理総合計画、
伊万里市水道施設更新計画、伊万里市水道施設耐震化計画、
伊万里市水道事業経営戦略

※ 77 有収率：給水する水量と料金として収入のあった水量との比率のこと。

施策 19

都市空間の形成

施策の 目指す姿

用途地域等の区分に基づく適正な土地利用や都市計画施設の整備により、秩序ある都市空間が形成され健全に発展する「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 本市の市街地は古伊万里の積み出し港として栄えた歴史があり、当時の伊万里津を再現したモザイクタイルの設置や白壁土蔵づくりの建物の補修などをはじめ、伊万里らしい景観づくりに取り組んできました。
- 都市計画道路の整備や土地区画整理事業の実施などにより、郊外型店舗の出店が増えています。また、伊万里中インター チェンジ（仮称）の開通を見据えた松島潟地区の開発が進んでいます。
- 公園については、伊万里ファミリーパーク（いまり夢みさき公園）や国見台公園などの都市公園等を設置しています。また、玄海国定公園や黒髪山県立自然公園などが自然公園に指定されています。

課 題

- 市街地は、商業地としての機能だけではなく、人々が憩うための場としての役割も担うことから、美しいまちなみや良好な景観に囲まれたまちづくりが求められています。
- 住宅地の拡大や郊外型店舗の出店など新しい開発にあたっては、用途地域の区分に基づく適正な土地利用を促すことが必要になっています。
- 都市計画道路など都市施設の整備による機能的な都市環境の形成が必要になっていきます。
- 今後の人口減少・少子高齢化社会を見据えて、地域の特性に応じて各地域の一定の範囲内に集約させるなど適正な土地利用とともに、市街地と各地域を結ぶネットワークづくりを促すことが必要になっています。
- 公園については、遊具などの公園施設が老朽化しているものもあり、子育て世代をはじめすべての市民が身近な憩いの場として安心して利用できるよう、適切な維持管理が必要となっています。



取組方針

1. 適正な土地利用とコンパクトなまちづくりの推進

- 伊万里川河畔や大川内山など地域の歴史や文化、風土に根ざした景観や建物の保全に努めます。
- 社会環境や生活環境の変化に応じて用途地域の変更を行うことにより、秩序ある都市空間の形成を推進します。
- 市街地については、商業、医療、福祉等多様な都市機能が集積するコンパクトなまちの形成を促進します。
- 市街地以外の地域については、各地域の日常生活を支える機能とともに、地域の特性を生かした機能を有するまちの形成を促進します。
- 市街地と各地域を結び、市民の暮らしを支える公共交通等のネットワークづくりを進めます。

2. 公園の適正な管理

- 市民の憩いの場所として快適かつ安全に利用できるよう、公園施設や遊具等の適切な維持管理に取り組みます。
- 公園の里親制度^{※78}を広く周知し、市民の公園環境の保全や美化活動に関する意識の高揚を図ります。

市民の役割

- 文化や風土に根ざした良好な景観づくりに関心を持つことが必要です。
- 機能的で秩序あるまちづくりに関心を持つことが必要です。
- 公園の里親制度への積極的な登録と活動が必要です。

関連する個別計画

伊万里市土地利用構想、伊万里市の都市計画、伊万里市都市形成戦略

※ 78 公園の里親制度：市民を里親、公園を養子と見立て、清掃活動などの管理を里親に行ってもらう制度のこと。

施策 20

住宅施策の推進

施策の 目指す姿

生活の基盤としての住宅を確保し、安心して暮らすことのできる「まち」を目指します。

耐震化等の支援や空き家等の適切な管理により、安らぎを感じることのできる「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 本市では、平成31年（2019年）3月末現在、9団地で712戸の市営住宅を管理しています。
- 地震や集中豪雨などの大規模災害による住宅への被害が全国的に発生しており、住宅の安全性に対する市民の意識が高まっています。
- 平成28年度（2016年度）に実施した伊万里市空家等実態調査によると、空き家数は1,451戸となっており、空き家の建築種別では約85%を戸建住宅が占めています。
- 「伊万里市空家等の適正管理に関する条例」を制定し、空家等対策計画に基づき空き家等の利活用や倒壊等の危険がある特定空家等の対策に取り組んでいます。

課 題

- 市営住宅の老朽化が進んでおり、令和9年（2027年）には全体の4割が耐用年数を超過することから、必要戸数の確保を含め、適切な維持管理や計画的な施設の更新が必要となっています。
- 民間住宅の安全性の確保については、住宅の耐震化をはじめ、誰もが使いやすくなるようなバリアフリー化など、住宅の整備に対する支援が求められています。
- 人口減少や高齢化に伴い空き家等の増加が見込まれ、特定空家等については所有者に対し適切な管理を指導するなど、空き家等の状況に応じた対応が求められています。



取組方針

1. 市営住宅の適正な管理

- 市営住宅については、人口減少等を踏まえた公営住宅需要を基に供給目標を設定し、低賃貸で良質な住宅の供給を図ります。
- 市営住宅ごとの長寿命化計画に基づく適切な維持管理や計画的な更新に取り組むとともに、高齢者や障害のある人に配慮したバリアフリー化を推進します。
- 老朽化により建て替えが必要な市営住宅については、PFI^{※79}の活用など民間との連携による新しい市営住宅の供給方法を検討します。

2. 住宅の安全性の確保と相談体制の整備

- 耐震性に不安のある住宅に対する耐震診断や耐震改修への支援に努めます。
- 特定空家等については、所有者への助言や指導などを定めた空家等対策計画に基づき適切な管理を促進します。
- 空き家等が良好な状態である場合は民間事業者と連携して空き家情報バンクへの登録を促進し、移住・定住やリノベーションの取組への活用を図ります。
- 多様な居住ニーズに対応するため、住環境の整備に関する相談に対応するとともに、市のホームページなどを活用し、住宅の改修に関する補助制度等の周知に努めます。

市民の役割

- 民間住宅の耐震化など安全性に関する措置が必要です。
- 所有者等による空き家等の適正な管理が必要です。
- 良好な空き家等を空き家情報バンクに登録するなど有効活用に取り組むことが必要です。

関連する個別計画

伊万里市公営住宅等長寿命化計画、伊万里市公共施設等総合管理計画、
伊万里市住生活基本計画、伊万里市空家等対策計画

※ 79 PFI :

Private Finance Initiative の略。公共サービスを提供するための公共施設が必要な場合に、行政が直接施設を整備せずに民間資金を活用して民間に施設の整備や公共サービスの提供を委託する手法のこと。

第5節 住みよい環境づくり

施策 21

生活環境の保全

施策の 目指す姿

地球規模での気候変動や越境大気汚染、また自然災害の発生、廃棄物の処理などに、住民や企業、行政等が協働で環境保全活動に取り組み、暮らしやすい生活環境の確保された「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 市民との協働により、市民大清掃を年2回実施しており、平成29年度には延べおよそ2万人が参加するなど、環境保全活動の拡大が進んでいます。
- 資源ごみの集団拠点回収（リサイクルセンター）に取り組んでおり、実施率は世帯割合で98.6%となるなど、市民のリサイクルに対する意識は高くなっています。
- 散弾銃射撃場については、鉛の流出防止などの対策を検討しています。

課 題

- 地球温暖化対策のため、二酸化炭素など温室効果ガス^{※80}の削減に努める必要があります。そのため、省エネに対応した設備の導入を進めるとともに、新たなエネルギー政策への展開が求められています。
- ごみの減量化の取組などにより、ごみ排出量全体の増加傾向に歯止めがかかったものの、事業所から処理施設への搬入が平成25年（2013年）からの4年間で約21%増加しています。

取組方針

1. ごみ等の減量化と適正な処理

- 循環型社会の形成に向け、市民や事業者と一体となって3R運動^{※81}を推進します。
- 廃棄物の排出削減を図るため、事業系一般廃棄物の多量排出事業者へ指導に努めるほか、資源ごみの細分化によるごみの減量化に取り組みます。
- ごみの不法投棄を防止するとともに、産業廃棄物については、排出事業者の責任において再資源化や適正な処理を行うよう、関係機関との連携により事業者への指導、助言に努めます。
- 良好な生活環境の保全のため、市民大清掃などの取組の拡大を図ります。
- し尿や浄化槽汚泥については、伊万里・有田地区衛生組合と連携し、公共下水道終末処理場（伊万里市浄化センター）での共同処理を進めます。

※80 温室効果ガス：赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。大気中に存在すると温室効果をもたらすため、温室効果ガスと呼ぶ。

※81 3R運動：

ごみの減量化「Reduce」、資源の再使用「Reuse」、資源の再生利用「Recycle」の頭文字をとったもので、限りある資源を有効に利用するための取組のこと。



2. 環境保全意識の高揚

- 環境にやさしい行動ができる人づくりを進めるため、環境教育に積極的に取り組みます。
- 市広報に省エネ情報等を掲載するなど、市民への継続的な啓発に努めます。

3. 再生可能エネルギーの導入

- 温室効果ガスのさらなる削減に向け、市の事務や事業においては、従来の省エネ活動に加え、二酸化炭素排出係数が低い電力会社と契約を結ぶなど新たな取組を進めます。
- 地球環境問題やエネルギー問題が深刻化していることを踏まえて、佐賀県や企業等との連携を強化し、再生可能エネルギーの普及や啓発を図ります。
- 再生可能エネルギーの導入を進めることにより、地域産業の振興や持続可能な集落機能の維持等への活用を目指します。

4. 公衆衛生の向上

- 市民との協働により下排水路の整備や清掃、ハエや蚊など病害虫の防除に取り組み、快適な生活空間の維持に努めます。
- 狂犬病予防注射を地区公民館等で実施し高い接種率を保つとともに、「動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、動物愛護意識の向上を図ります。

5. 生活環境の保全

- 大気の定期的な測定と微小粒子状物質（PM2.5^{※82}）などの発生に関する迅速な情報提供に努めます。
- 伊万里湾や河川について定期的に水質測定を行い、測定結果を市民へ公表します。
- 野外焼却による煙や事業所からの排水、悪臭、騒音などから生活環境を守るため、市民への啓発や事業所への適正な指導などに努めます。
- 散弾銃射撃場については、施設内や周辺において定期的に水質調査を実施し測定結果を公表するとともに、アクションプランに基づき鉛の流出対策等に取り組みます。

市民の役割

- ◎ごみの減量化や適正な分別に取り組むことが必要です。
- ◎身近な環境や地域環境の保全に关心を持つことが必要です。
- ◎省エネの実践や再生可能エネルギー等設備の導入など、環境負荷の低減に向けた取組が必要です。

伊万里市環境基本計画、伊万里市一般廃棄物処理基本計画、
伊万里市地球温暖化対策実行計画「ストップ ザ 温暖化 いまリアクションプログラム」、
伊万里市再生可能エネルギーイニシアチブ

※ 82 PM 2.5 :

粒径 2.5μm (2.5mm の千分の 1) 以下の粒子状物質のこと。呼吸器系の奥深くまで入りやすいうことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されている。

施策 22

防災体制の整備

施策の 目指す姿

住民や地域、行政がそれぞれの役割を果たし、地域における防災力を向上させることで安心して暮らせる「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 平成30年（2018年）7月豪雨では、12時間の累積雨量が本市においては過去最大を観測し、市内各地において土砂崩れなどにより、道路や河川などの公共施設や住宅など数多くの被害が発生しました。
- 市域のすべてが玄海原子力発電所のUPZ（緊急時防護措置準備区域）に含まれております、原子力発電所の事故に対する市民の不安が高まっています。
- 災害時における相互応援については、県内20市町をはじめ、熊本県の菊池市、嘉島町と協定を締結しています。

課 題

- 災害の被害を最低限にとどめるため、日頃から市民の防災意識の向上に努め、地域における防災体制を整備するなど災害に備える必要があります。
- 迅速かつ確実な災害情報の伝達手段や避難道路の整備などの対応が求められています。
- 人口減少をはじめ、就業構造の変化や個人の価値観の多様化等が進む中、消防団員の確保が難しくなっています。
- 農地や森林が持つ水源涵養などの公益的機能の低下やため池の老朽化、また、局地的な集中豪雨の増加など、地域における災害発生の危険性が高まっており、対応が必要です。

取組方針

1. 防災体制の充実

- 災害危険箇所の調査や、防災パトロール等の実施により事前に対応策を検討するなど、災害による被害の防止に努めます。
- 地域の防災力を高める取組を進めるとともに、各防災関係機関の機能向上および相互協力体制の強化を図ります。
- 避難行動要支援者名簿の活用により、災害時に避難支援が必要な人の把握に努めます。また、地区防災会と連携し具体的な災害を想定した効果的な支援体制の整備を促進します。
- 防災行政無線^{※83}の活用や伝達手段の多重化、避難計画の充実に加え、避難道路等の整備など原子力防災体制を確立します。

※83 防災行政無線：災害時や緊急時に「避難勧告」などの重要な情報を放送する無線放送施設のこと。



- 高齢者や障害のある人など配慮の必要な人が災害発生時に安心して生活することができる福祉避難所の拡充について検討を進めます。
- 大規模災害の発生に備え、他自治体等との相互応援体制を確立します。

2. 消防体制の充実

- 事業所や市民等に対して、消防団への理解や協力を得るための啓発活動を推進し、消防団員の確保を図るなど、円滑に消防団活動を実施できる環境を整備します。
- 消防団員の安全かつ効率的な活動を促進するため、装備の充実を図るほか、質の高い知識と技術の習得の場の確保に努めます。
- 消防訓練をはじめ、火災予防運動などに取り組むほか、災害発生時に主体的に行動する力を身に付けるための防災教育に取り組み、市民の防火・防災意識の高揚を図ります。
- 有田町と連携し、伊万里・有田消防組合の取組を支援します。

3. 治山治水事業の推進

- 水源涵養や土砂流出の防止など森林が持つ公益的機能を維持するため、国や県等の関係機関との連携により、森林の適正な管理を促進します。
- 河川の氾濫や低地における浸水等の対策として、国や県等と連携し、準用河川^{※84}や排水機場、樋門の整備維持など管理に取り組むほか、市街地の浸水対策として、都市下水路の整備と適切な維持管理に努めます。
- 災害時において市民が迅速かつ的確に対応できるよう、土砂災害の危険箇所および避難場所や経路を示した土砂災害ハザードマップ^{※85}の作成に取り組みます。
- 急傾斜地崩壊防止施設などの整備について、国や県に対する積極的な働きかけを進め、事業を促進します。
- 老朽化したため池の年次的な改修に取り組みます。

市民の役割

- ◎災害時用食料の備蓄や避難場所の確認など、災害発生に備えることが必要です。
- ◎災害発生時には高齢者や障害のある人の避難を支援するなど、地域で助け合うことが必要です。
- ◎防災訓練などによる地域防災力の向上が必要です。
- ◎地域や企業等における消防団活動に対する理解と協力が必要です。

関連する個別計画

伊万里市地域防災計画

※84 準用河川：河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川のこと。

※85 ハザードマップ：

地震や洪水などの自然災害による被害を予測し地図化したもので、被害の拡大範囲や避難経路、避難場所などの情報が図示されている。

施策 23

暮らしの安全・安心の確立

施策の 目指す姿

交通安全意識の高揚や防犯活動の推進などにより、事故や事件のない安全・安心に暮らすことができる「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 本市の交通事故発生件数は、人身事故は年々減少していますが、物損事故は増加傾向にあります。
- 本市の犯罪発生率は、県平均に比べて低い状況にあり、全国においても刑法犯の認知件数は減少傾向にあるものの、各地で子どもを巻き込む犯罪をはじめ、消費に関する犯罪が多発しています。
- テレビやインターネットを使った通信販売などが広まり、支払い方法も電子マネーやクレジットカードなどさまざまです。消費生活が便利になる一方、消費に関するトラブルは多様化・複雑化しており、市広報などで注意を呼びかけていますが、消費に関する相談件数は減少していません。

課 題

- 平成29年（2017年）の交通死亡事故は高齢者が5割を占めているなど、高齢者の交通事故防止対策が重要な課題となっています。
- 飲酒運転の検挙者数は、平成28年（2016年）は26人、平成29年（2017年）は12人となっていますが、飲酒運転撲滅に向けたさらなる取組の強化が必要です。
- 本市で発生している犯罪の特徴として、自転車の盗難や車上狙い、空き巣などの窃盗犯が多いため、警察をはじめ関係機関や関係団体による巡回など、地域ぐるみでの防犯活動の展開が必要です。
- 令和4年（2022年）からの成人年齢の引き下げに伴い、若年層の契約に関するトラブルが発生しないよう、予防に向けた対策が求められています。



取組方針

1. 交通安全意識の高揚

- 交通ルールの遵守と正しい交通マナーを向上させるため、家庭や学校、職場等との連携により運転者などに応じた交通安全教室を開催します。また、関係機関や関係団体等と連携した交通安全運動を展開します。
- 高齢者がかかる交通事故を減少させるため、交通安全意識の高揚に努めるほか、高齢者の自主的な運転免許証の返納を促進します。
- 飲酒運転の撲滅については、重大事故に直結する悪質・危険な交通違反であるとの認識の下、関係機関と一体となって積極的な啓発活動を展開します。

2. 防犯活動の推進

- 市民の防犯意識を啓発するため、警察や防犯協会などの関係機関と連携し、防犯に関する講話や防犯訓練等を実施します。
- 地域と一緒に防犯活動を推進し、登下校時の児童生徒の安全を守る取組を促進するとともに、地域における夜間の安全の確保を図ります。
- 暴力と犯罪のない明るく住みよいまちづくりを実現するため、暴力犯罪の排除を目指し、警察や暴力追放推進市民会議と連携し、暴力犯罪防止に対する市民意識の高揚を図ります。
- 不審者による声かけや消費者トラブルなど、注意喚起が必要な事案について、同様のトラブルを防ぐため、市ホームページ等を活用して周知を図ります。

3. 消費生活相談の充実

- 消費生活センターに専門の相談員を配置するとともに、弁護士や司法書士などによる市民相談窓口を開設するなど、相談体制の充実に努めます。
- 消費生活相談員によるまちづくり出前講座の開催をはじめ、市広報等での注意喚起など、さまざまな機会を捉えた啓発活動に努めます。
- 成人年齢の引き下げに伴い、契約に関するトラブルの増加が懸念されることから、若年層への積極的な注意喚起に努めます。

市民の役割

- 交通ルールの遵守など、交通安全に対する意識を高めることができます。
- 防犯意識の向上や、消費者としての正しい知識の習得が必要です。

第6節 自立と協働のまちづくり

施策 24

市政に関する情報共有と市民参画の促進

施策の 目指す姿

まちづくりの計画段階から施策や事業の実施、評価段階に至るまで市民が主体的に参加できる「まち」を目指します。
市民が適切な判断ができるよう、市の運営に関する情報を市民と幅広く共有できる「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 本市では、平成18年（2006年）に制定した「伊万里市民が主役のまちづくり条例」の理念の下、市民参画と市民との協働による行政運営を推進しています。
- 行政情報の広報活動については、「広報伊万里」をはじめ、ケーブルテレビやホームページを活用した緊急情報や動画配信など多様な手法による情報の発信に努めています。
- 広聴活動については、地域へ出向いての座談会の開催をはじめ、市民意見提出手続制度（パブリックコメント）^{※86}の実施や「伊万里っ子ポスト」の設置などに取り組んでいます。
- 情報公開や個人情報の保護については、条例に基づき、適正な取り扱いに努めています。

課 題

- 市民が主役のまちづくりを進めていくためには、まちづくりの計画段階から、施策や事業の実施、評価段階に至るまで、市民が主体的に参加することができる機会を確保するとともに、市民の意向を市政に的確に反映させるための取組を充実させていく必要があります。
- 市政に関する情報の発信に当たっては、既存の媒体に加え、利用の拡大が続いているSNSなどを活用した効果的な発信が必要となっています。
- マイナンバー制度^{※87}を活用したマイナポータル^{※88}の利用促進を図り、行政手続きのオンライン化やワンストップサービス^{※89}、お知らせ機能等の充実が必要となります。

※86 市民意見提出手続制度（パブリックコメント）：

行政が政策や制度、計画等を決定する際に、市民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

※87 マイナンバー制度

日本に住民票を有するすべての人が持つ12桁の番号のこと。主に「社会保障」「税金」「災害対策」で、効率的に個人情報を管理するためのシステム。

※88 マイナポータル：

パソコンやスマートフォン上で、手続がワンストップでできたり、自治体からの案内が確認できる、政府が運営するマイナンバーに関するサービスのこと。

※89 ワンストップサービス：関連するすべての手続等を1か所で完了できるようになっているサービスのこと。



取組方針

1. 適正な情報公開と個人情報保護の推進

- 情報公開制度の適正な運用により、市民への積極的な情報の公開や提供に努めます。また、市民への制度の周知や公開文書を閲覧できる市民情報コーナーの充実を図ります。
- ホームページ等を活用した審議会等の設置状況や会議開催の案内、会議録の公開に取り組みます。また、個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取り扱いに努めます。
- 特定個人情報保護条例に基づき制度を適正に運用することにより、マイナンバーを含む特定個人情報^{※90}の適正な取り扱いを確保します。
- 市民の生活に密着した情報について、多様なメディアや情報機器を活用し、それぞれの特徴を生かした的確でわかりやすい情報発信に努めます。

2. 市民参画の機会の充実

- 市民と広く意見交換できる機会の拡大に努めます。
- 各種委員会等の委員の選任において、公募委員の拡充を図ります。また、市の施策等の決定にあたっては、市民の意見を積極的に収集し市政運営への反映に努めます。
- 市民から意見を出しやすい広聴制度の充実に努めます。
- 出前講座の実施や研修会の開催など、市政運営に関する学習機会の提供に努めます。

市民の役割

- 広報紙等を活用し、行政情報を積極的に把握することが必要です。
- パブリックコメント等を活用した市政に対する意見の提出や提案を行うなど、積極的な市政への参画が必要です。
- 市が設置する委員会やワークショップ等への積極的な参画が求められます。
- 行政手続きの簡略化につながるマイナポータルの利用が求められます。

※ 90 特定個人情報：個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報のこと。

施策 25

市民との協働によるまちづくりの推進

施策の 目指す姿

市民が主体的にまちづくり活動へ参加することにより活躍できる場を創出し、市民との協働による取組が進んだ「まち」を目指します。

集落機能の維持のため、地域住民が主体となって運営する新たな地域づくりが進んだ「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 本市には、平成30年(2018年)3月末現在、NPO法人が14団体、市民活動団体として登録している団体が54団体あり、市民活動支援センターの利用実績は平成27年度(2015年度)からの3年平均で年間363団体2,204人となっています。
- 本市においては「伊万里市食のまちづくり宣言」を行うとともに、「伊万里市食のまちづくり推進条例」を制定し、市民や事業者との協働による食のまちづくりを進めています。
- 設計段階から市民の意見を大いに反映させた市民図書館は、図書館友の会である「図書館フレンズいまり」が20年以上にわたって主体的に運営に協力しています。

課 題

- 地域社会における住民どうしのつながりは希薄化する傾向にあり、地域で活動する組織の維持が困難になる事例が出てきています。
- まちづくり活動への参加者の高齢化や固定化が進むなか、活動を持続していくためには、地域におけるまちづくりの担い手として若手人材の発掘や育成が必要です。
- 人口減少や高齢化が進む中、地域住民が地域で暮らし続けるために不可欠な生活サービスを確保する仕組みづくりが必要です。

取組方針

1. まちづくりの担い手の育成

- 市民による自発的な活動を促進し支援に努めます。また、活動の中心となるリーダーの育成に取り組みます。
- 市民ネットワーク「いまり」の活動を強化することにより、市民活動支援センターを拠点とした市民活動団体への支援を強化します。
- ボランティア活動やまちづくりについての学習機会の拡充に努め、市民のボランティア活動やまちづくり活動への意欲の向上を図ります。また、活動の実践に取り組みやすい機会の創出に努めます。



- 高校生をはじめとした若い世代を中心に市民のまちづくりへの関心を高める取組を進めます。また、市民が参加しやすいまちづくり活動の促進に努めます。

2. まちづくり活動の活性化

- 地域のつながりにより構成される組織の活性化を促進します。
- 地域の課題を住民みずから考え解決を目指す取組の強化を図ります。また、新たな形での地域運営組織の設立を促進するほか、地域の実情に合った持続的な活動の支援に努めます。
- 新たな形の地域運営組織の活動が自立的で持続的なものとなるよう、コミュニティビジネス^{※91}の創設や担い手となる人材の育成等を支援します。
- 遊休化した不動産と地域資源を活用した、民間主導による公民連携のリノベーション^{※92}によるまちづくりを推進し、地域課題の解決を図ります。
- 市職員が、地区公民館を中心に、地域の課題解決を図るまちづくり活動の支援に努めます。

3. 食のまちづくりの推進

- 食のまちづくり・食育推進基本計画に基づき、食のまちづくりの普及・啓発を図りながら、市民との協働による「食」をテーマとした活力あるまちづくりを進めます。
- 農林水産物の付加価値向上や安全で安心な農作物等の供給による農林水産業の振興および地産地消の推進を図ります。
- 地域の伝統に根付いた食文化の継承、安全や環境に配慮した食育の推進、食による健康増進と健康管理に努め、食育および健康づくりの推進を図ります。
- 食と器の連携など、特産品の活用による観光の振興および交流の促進を図ります。

4. 読書のまちづくりの推進

- 市民図書館を生涯学習の拠点として位置付け、まちづくり活動に必要な資料の提供により、市民みずからが学び、課題を解決することを支援します。
- 市民図書館を、「図書館フレンズいまり」の活動など、市民との協働の実践の場とすることにより、市民との協働によるまちづくりの推進を図ります。
- 子どもの読書活動推進計画に基づき、市民の読書への理解と関心を深め、地域社会全体で子どもの読書活動を推進することで、読書のまちづくりを展開します。

市民の役割

- ◎地域や地域のまちづくり活動への参加意識を持ち、住民みずからによる地域の活性化や暮らしの維持を図る活動への積極的な参画が必要です。
- ◎市民活動団体等の活動に関心を持ち、活動への参画や支援が必要です。

関連する個別計画

第3次伊万里市食のまちづくり・食育推進基本計画、
第3次伊万里市子どもの読書活動推進計画

※91 コミュニティビジネス：地域社会のニーズを満たす有償方式の事業のこと。利益の最大化ではなく地域の利益の増大を目的とする。

※92 リノベーション：既存建物に修繕・改造などを施すことにより、その機能を向上し価値を高めること。

施策 26

男女協働参画社会の形成

施策の 目指す姿

誰もが互いの違いや多様な生き方を認め合い、ともに社会のあらゆる分野に参画し、個性や能力を発揮し活躍できる「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 社会のあらゆる分野で責任を分かち合い、多様な生き方を尊重する社会を実現し、次代を担う子どもたちに引き継ぐため、平成28年（2016年）に「伊万里市男女協働参画を推進する条例」を制定し、これに基づいた実行計画として第4次伊万里市男女協働参画基本計画を策定し推進しています。
- 国・県と比較して、あらゆる年代で女性の就業率が高く、結婚・出産後も就労を継続する割合が高くなっています。
- 平成28年（2016年）に実施した調査では、「男は仕事・女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に賛同する市民の割合は19.2%で、前回調査より8.5ポイント減少している状況です。
- ワーク・ライフ・バランス^{※93}の推進に取り組む事業所は24.1%で、前回調査より6.5ポイント増加しています。
- 市が開催する審議会等に参画し女性の意見の反映を図る組織として、「いまり女性ネットワーク」を設立しており、平成30年（2018年）12月末時点で、登録された女性41名が32の審議会等に委員として参画しています。

課 題

- 家庭や職場で男性優遇と感じる人は減少していますが、地域や社会通念・しきたりでは増加しており、すべての分野で不平等感をなくすことが必要です。
- 地域や職場における男女間格差の是正を図るほか、仕事と育児や介護との両立支援など、ワーク・ライフ・バランスを促進するための環境整備が求められています。
- 社会のあらゆる分野での男女協働参画社会実現のためには、行政運営をはじめ、地域や事業所、市民活動等における政策や活動方針等の意思決定において、男女協働参画やダイバーシティ^{※94}推進の視点を生かした仕組みづくりが必要です。
- 性的マイノリティ^{※95}など、性に関する新たな課題への対応が求められています。
- 女性に対するDV^{※96}や性暴力、職場などにおけるハラスメントは、犯罪となる行為を含む深刻な社会問題であり、暴力やハラスメントを容認しない社会環境づくりと支援体制の強化が求められています。

※93 ワーク・ライフ・バランス：

仕事と生活の調和のこと。ひとりひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

※94 ダイバーシティ：

年齢や性別、学歴・職歴、国籍・人種・民族、性的指向・性自認といった側面から人を制限せず、積極的に取り入れていく取り組みのこと。

※95 性的マイノリティ：

性的指向及び性自認に関して少数派である人々のこと。

※96 DV：

Domestic Violence の略。夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において起こる身体的、精神的、性的な暴力のこと。



取組方針

1. 男女協働参画意識の醸成

- 男女協働参画をはじめ子育て支援や労働に関する情報等について、多様な手段を活用した市民への情報提供に努めます。
- 誰もが参加しやすい形態での講演会や研修会の開催など、学習機会の提供に努めます。

2. 男女がともに活躍する社会づくりの推進

- 女性の参画を積極的に推進し、政策方針決定の場並びに防災・災害復興体制などにおいて、男女のニーズの違いに配慮し、男女協働参画の視点を取り入れた社会づくりを進めます。
- 幅広い分野での女性の人材発掘を行い、女性自身の意識や行動の改革を進めます。

3. 働きやすい環境づくりの促進

- 業種に関わらず、ダイバーシティ推進の視点を取り入れ、労働環境や職場環境を確保する取組を促進します。
- 事業所と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進し、働き方や暮らし方の意識改革に取り組みます。
- 男女協働参画推進モデル事業所として、市役所内において取組の推進を図ります。

4. 性に関する理解の促進

- 性に関する正しい知識、理解を促進するため、性教育や性に関する人権問題についての教育の充実を図るとともに、正しい情報の提供に努めます。
- 性の多様性に関する理解の促進を図ります。また、県や関係団体との連携を強化し、性的マイノリティに関する相談体制の充実や相談窓口の周知を図ります。

5. 男女間のあらゆる暴力の根絶

- DVやデートDV、ハラスメントなどは、防止と早期発見が重要であることから、講演会等の開催や若い世代への未然防止教育の実施等、効果的な取組を継続して推進します。
- DV被害者の支援にあたっては、被害者の発見から保護、自立支援など、多くの段階にわたって関係機関と連携し、被害者の立場に立った切れ目のない支援に努めます。

市民の役割

- すべての人が性別にとらわれず生き生きと活躍できる環境づくりに積極的に協力することが必要です。
- 家庭や地域、職場などあらゆる場面でダイバーシティの推進に関する視点を持つことが必要です。
- 男女のそれぞれの価値観やライフステージに応じた多様な働き方や暮らし方への理解を深めることが必要です。

施策 27

自立した行財政運営の確立

施策の 目指す姿

市民と情報を共有し財政基盤の健全化を図りながら、行政事務の省力化・効率化を進め、持続可能な自立した「まち」を目指します。効率的な組織体制の確立と、政策立案能力に重点を置いた人材の育成を進め、人口減少に的確に対応する「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 本市では、行政改革大綱実施計画や財政基盤安定化計画に基づき、行財政運営の効率化に向けた取組を進めています。
- 国内景気は回復期にあるとされているものの、本市ではその波及効果が十分には得られておらず依然として厳しい財政運営が続いています。
- ふるさと応援寄附金については、特産品を活用した返礼品の充実により、平成27年度（2015年度）以降の寄附額は毎年10億円を超えており、行財政運営を行う上での貴重な財源となっています。

課 題

- 人口減少への対応が必要となるなど、新たな行政課題への対応が求められています。
- 義務的経費が増大し財政の硬直化が進む中、社会経済情勢の変化に適切に対応するため、行政サービスを効率的、効果的に提供する体制を構築する必要があります。
- 安定した財源の確保を図るとともに、限られた行政資源の中で、行政事務の共同化や広域化も視野に入れながら、一層の行財政運営の効率化や省力化が必要となっています。

取組方針

1. 健全な財政基盤の確立

- 所得や資産などの把握による適正な課税に努めます。また、納税者の納付機会の利便性を高めながら自主納税意識の定着を図り、税収入の安定確保に努めます。
- 市が保有する私債権の適正な管理を図るため、債権管理条例に基づく取組を進めます。
- ふるさと応援寄附の有効活用を図るほか、使用料や手数料などの受益者負担等の見直しや市有財産の適正な管理、運用による歳入の確保に努めます。
- 事業の実施にあたっては、重要度や緊急度を考慮し優先順位を定めます。また、国や県の事業の活用や計画的な財政運営による負担の軽減と年度間の平準化に努めます。
- 公共施設については、利用実態を把握し、統廃合や民営化のほか、集約化、複合化など、今後の施設の在り方を十分に検討したうえで更新や整備を進め、歳出の縮減に努めます。
- 今後の厳しい財政状況について、市民との積極的な情報共有に努め、健全な財政基盤を確立する取組への理解を促進します。



2. 地籍調査の推進

- 事業完了に向け計画的に国土調査（地籍調査事業）を進め、土地の権利関係を明確にし、適正な土地情報に基づいた課税等に活用します。

3. 行政改革の推進

- 行政改革大綱実施計画の取組内容を常に見直し、限られた人員を効果的に配置する機構改革の推進等を図り、多様化する市民ニーズや変化する行政課題への対応を図ります。
- スクラップアンドビルト^{※97} の考え方や PDCA サイクル^{※98} を繰り返しながら、業務改善に取り組み、限られた経営資源の効果的な配分に努めます。
- 民間の経営資源やノウハウの活用が行政サービスの向上や扱い手不足の解消などにつながる事業については、その導入を図ります。
- 佐賀県西部広域環境組合や伊万里・有田地区医療福祉組合、伊万里・有田消防組合などの一部事務組合の円滑な運営を促進します。
- 他自治体との連携を推進し、地域経済の活性化や事務の効率化、サービスの向上を図ります。
- 市民サービスの向上と行政事務の高度化、簡素化を図るため、マイナンバー制度の活用による行政機関等との情報連携に取り組みます。
- 行政事務の省力化・効率化を図るため、行政事務システムの活用をはじめ、佐賀県公共ネットワーク^{※99} によるシステムの共同化等に取り組みます。

4. 職員の能力向上と人材の活用

- 職員研修の機会を拡充するなど、能力開発を行う総合的な人事システムの充実を図ることにより、企画立案能力や調整能力を持つ職員の育成に努めます。
- 職員の業務に関する意識改革を促します。また、高度で効率的かつ自発的な行政経営を推進するため、職員自身による行政運営に関するカイゼン^{※100} や提案などを促進します。
- まちづくり活動のファシリテーターとしての職員の育成を図ります。また、職員の地域への派遣に取り組みます。

市民の役割

- ◎本市の行政サービスに関する意見を寄せることが求められます。
- ◎本市の財政状況への関心を高めることが必要です。

関連する個別計画

第4次伊万里市財政基盤安定化計画、伊万里市公共施設等総合管理計画、
第6次伊万里市行政改革大綱・実施計画

※ 97 スクラップアンドビルト：

組織の新設にあたっては、既存組織の再編合理化によることとし、組織の膨張を来すことのないようにすること。

※ 98 PDCA サイクル：

計画（Plan）を、実施（Do）し、評価（Check）して、改善（Action）に結びつけ、その結果を次の計画に活かすサイクルのこと。

※ 99 佐賀県公共ネットワーク：

単に「公共ネットワーク」と言う事もある。佐賀県庁と県の出先機関、県立学校、市町等の約 150 施設を結ぶ光ファイバーネットワークのこと。

※ 100 カイゼン：日本企業で活用されてきた「全員で職場を継続的に改善していく」こというボトムアップの活動のこと。

施策 28

移住・定住の促進

施策の 目指す姿

まちの魅力の情報発信を強化しながら、若者をはじめとした移住者の住宅確保や就労などを支援し、移住・定住先としての魅力が充実した選ばれる「まち」を目指します。

市の現状と課題

現 状

- 体験移住ができる体験住宅の設置や移住者に対する住宅建設や購入、空き家の改修に対する奨励金の支給など、移住促進のための事業に取り組んでいます。
- 観光の振興や移住・定住の促進を図るため、本市を紹介するプロモーションビデオやポスター、チラシ等を制作し市外へのPRに努めています。
- 都市圏のホテル等で「伊万里フェア」を開催するなど、本市の食や特産品等の魅力を活用したイベント等を実施しています。
- 婚活事業については、本市はいち早く取組を始めており、平成30年（2018年）12月末時点で、541組のカップルが成立し、成婚報告は累計で211名となっています。

課 題

- 移住先として本市を選択してもらうため、移住者に対する支援の充実と十分な情報発信が必要です。
- 移住者を定住につなげるための取組や市内の若者の市外への流出に歯止めをかける取組が必要です。
- 若者の移住や定住につなげるため、婚活を促進する取組が必要です。
- 本市の地域イメージを向上させ、交流人口の拡大を図り、移住・定住の促進につなげる戦略的で統一的な情報発信を行うシティプロモーションの推進が必要です。
- 本市の魅力について、市民から積極的に市外への情報発信を行うような取組が必要です。

取組方針

1. 移住の促進

- 移住に関する相談窓口の設置や移住体験の場の提供など、本市への移住に関する相談・支援の充実に努めます。
- 空き家情報バンクなど移住者に対する市内の住宅情報の提供に努めるとともに、住宅購入等についての経済的な支援など、移住にかかる住宅確保の支援に努めます。
- 企業誘致の推進や市内企業への支援などにより、移住に不可欠な就労の場の確保に努めます。また、市内外への市内企業の紹介により、市内企業への就業を促進します。
- 移住に伴う経済的な支援など、移住の動機づけとなる情報について積極的な発信に努めます。
- 移住者による体験談やアドバイスなど、移住者の目線からの情報発信を促進します。
- 市外在住の本市出身者や市内企業の就労者などに対し、積極的な市内情報の提供に努めます。



2. 定住の促進

- 移住者からの相談への対応や移住者と地域住民または移住者どうしの交流の場づくりなど、移住後の生活の確立から定住につながる取組を進めます。
- 地域おこし協力隊による地域おこしや移住者への支援活動を促進しながら、地域おこし協力隊自身の地域との交流を促進し、活動後の本市への定着を図ります。
- 若者を中心とした市民の就労の場の確保に努め、市内への定着を図ります。
- 郷土愛教育の推進などにより、市民の地域への愛着と誇りの醸成に努めます。

3. 婚活の促進

- 結婚を希望する独身者への相談支援や情報提供を進め、婚活イベントの充実に取り組むなど、結婚につながる出会いの場の提供に努めます。
- 若者世代の婚活の取組を支援するため、婚活サポーターの活動の充実を図ります。また、婚活に対する地域や団体・企業の理解を深める取組を進めます。

4. シティプロモーションによる移住・定住の促進

- シティプロモーション戦略の確立を図り、「伊万里」の名の浸透と多様なメディアを活用した統一感のある効果的な情報発信に努めます。
- 観光地や特産品、観光イベントやまちづくり活動、歴史的な建造物や逸話、伝統や文化など、あらゆる本市の魅力について、市内外への積極的な情報発信に努めます。
- 観光やイベント情報等をNPO法人や企業などへ提供し、市内外への情報拡散の促進に努めます。
- 市外からの来訪者に好印象を与える受入体制を整備し、SNS等での本市の魅力の情報拡散を促進します。
- 市民との協働により、新たな本市の魅力の創出と再発見を図り、地域資源のさらなる磨き上げに努めます。

市民の役割

- ◎ 移住者を快く地域に迎え、地域での暮らしを身近なところから支援することが必要です。
- ◎ 婚活への理解を深めることが必要です。
- ◎ 日頃から本市の魅力を市外に発信していくことが必要です。

IV 資料編

1. 伊万里市総合計画策定条例

平成30年3月23日

条例第1号

(総合計画の策定)

第1条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 基本構想及び基本計画で構成され、総合的かつ計画的な市政の運営を図るために指針をいう。

(2) 基本構想 本市の目指す将来の都市像を掲げ、その都市像を実現するための基本的な方向を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な計画で、基本構想における将来の都市像を踏まえた施策の基本的な方向及び体系を示すものをいう。

(位置付け)

第3条 総合計画は、市の最上位の計画とし、市長が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(審議会への諮問等)

第4条 市長は、総合計画の策定又は変更に当たっては、あらかじめ、附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する市長の附属機関をいう。）に諮問するものとする。

2 前項の規定による諮問に応じて調査し、及び審議するため、伊万里市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

3 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員30人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とし、役職をもって委嘱し、又は任命された委員の任期は、その役職の在任期間とする。

5 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(総合計画の公表)

第5条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定又は変更について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(伊万里市総合計画審議会条例の廃止)

2 伊万里市総合計画審議会条例（昭和46年条例第3号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている総合計画は、この条例に基づき策定された総合計画とみなす。



2. 伊万里市総合計画審議会規則

平成30年3月23日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊万里市総合計画策定条例（平成30年条例第1号）第4条第5項の規定に基づき、伊万里市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 民間団体の代表者
- (2) 市及び関係行政機関の職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募による市民

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第5条 会長が必要と認めるときは、審議事項を専門的に分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織し、部会長は、委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の結果を審議会の会議に報告しなければならない。
- 4 部会長に事故があるときは、委員のうち、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、政策経営部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

3. 伊万里市総合計画審議会委員名簿

規則区分	団体名	役職	氏名	備考
1号委員 民間団体の代表者	伊万里市区長会連合会	会長	石井 司朗	副会長
	伊万里市民生委員児童委員協議会	会長	清水 正彰	
	小中学校連合 P T A	理事	原 美沙	
	伊万里市ボランティア連絡協議会	会計	中島 瑞恵	
	伊万里市民まちづくり推進会議	副会長	池田 まゆみ	
	いまり女性ネットワーク	会員	山口 弥生	
	伊万里市男女協働参画懇話会 いまりプラザ	会長	川原 フジエ	
	伊万里商工会議所	事務局長	松尾 佐智男	
	伊万里市農業協同組合	理事	吉田 喜美子	
	伊万里金融協会	会長	小木 学	
	伊万里市消防団	女性部長	梶原 照子	
	伊万里記者会		青木 宏文	
2号委員 市及び関係行政機関の職員	伊万里公共職業安定所	所長	山口 康旗	
	佐賀県政策部政策課	課長	種村 昌也	
	伊西地区県立学校校長会	会長	青木 久生	
	伊万里警察署	署長	原田 崇	
3号委員 学識経験を有する者	西九州大学社会福祉学科	教授	滝口 真	
	佐賀大学大学院学校教育学研究科	教授	上野 景三	
	西南学院大学商学部	教授	藤川 昇悟	
	佐賀大学理工学部都市工学科	准教授	後藤 隆太郎	
	佐賀大学理工学部都市工学科	教授	大串 浩一郎	
	佐賀大学経済学部	准教授	戸田 順一郎	会長
4号委員 公募市民	公募委員		谷口 茂雅	
	公募委員		加藤 奈津実	
	公募委員		村上 武大	
	公募委員		松尾 梨香	
	公募委員		島田 美代子	
	公募委員		石本 洋子	



4. 伊万里市総合計画審議会部会委員名簿

(健康福祉部会)

役職名	所属		氏名
部会長	西九州大学社会福祉学科	教授	滝口 真
委員	伊万里市民生委員児童委員協議会	会長	清水 正彰
	伊万里市ボランティア連絡協議会	会計	中島 瑞恵
	いまり女性ネットワーク	会員	山口 弥生
	公募委員		加藤 奈津実

(教育文化部会)

役職名	所属		氏名
部会長	佐賀大学大学院学校教育学研究科	教授	上野 景三
委員	小中学校連合 P T A	理事	原 美沙
	伊万里記者会		青木 宏文
	伊西地区県立学校校長会	会長	青木 久生
	公募委員		島田 美代子

(産業振興部会)

役職名	所属		氏名
部会長	西南学院大学商学部	教授	藤川 昇悟
委員	伊万里商工会議所	事務局長	松尾 佐智男
	伊万里市農業協同組合	理事	吉田 喜美子
	伊万里公共職業安定所	所長	山口 康旗
	公募委員		谷口 茂雅

(基盤整備部会)

役職名	所属		氏名
部会長	佐賀大学理工学部都市工学科	准教授	後藤 隆太郎
委員	伊万里市男女協働参画懇話会 いまりプラザ	会長	川原 フジエ
	伊万里金融協会	会長	小木 学
	公募委員		松尾 梨香

(環境安全安心部会)

役職名	所属		氏名
部会長	佐賀大学理工学部都市工学科	教授	大串 浩一郎
委員	伊万里市区長会連合会	会長	石井 司朗
	伊万里市消防団	女性部長	梶原 照子
	伊万里警察署	署長	原田 崇
	公募委員		石本 洋子

(新しい協働創造部会)

役職名	所属		氏名
部会長	佐賀大学経済学部	准教授	戸田 順一郎
委員	伊万里市民まちづくり推進会議	副会長	池田 まゆみ
	佐賀県政策部政策課	課長	種村 昌也
	公募委員		村上 武大



5. 質問書

伊企政第181号
平成30年11月 1日

伊万里市総合計画審議会
会長 戸田 順一郎 様

伊万里市長 深浦 弘信

伊万里市総合計画（基本構想・基本計画）の諮問について

伊万里市総合計画策定条例第4条の規定により、伊万里市総合計画
(基本構想・基本計画)について、別冊のとおり諮問いたしますので、
よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

6. 答申書

平成30年12月27日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市総合計画審議会
会長 戸田 順一郎

伊万里市総合計画（基本構想・基本計画）について（答申）

伊万里市総合計画策定条例第4条の規定に基づき、平成30年11月1日付
伊企政第181号において諮問された伊万里市総合計画（基本構想・基本計画）
については、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおり答申いた
します。

7. 第6次総合計画策定経過

年月日	内容
平成 29 年 7 月 19 日	第 1 回企画委員・企画幹事合同会議
//	第 1 回企画主任会議
7 月 5 日～7 月 24 日	第 6 次伊万里市総合計画策定のための市民アンケート 回収票数：1,079 票（回収率 30.8%）
8 月 28 日	第 2 回企画主任会議
8 月 29 日～9 月 13 日	団体意向調査
9 月 21 日	第 1 回若手職員チームによるワークショップ
9 月 24 日	第 1 回いまりん Cafe 第 6 次伊万里市総合計画策定のためのワークショップ
10 月 7 日	第 2 回いまりん Cafe 第 6 次伊万里市総合計画策定のためのワークショップ
10 月 14 日	第 3 回いまりん Cafe 第 6 次伊万里市総合計画策定のためのワークショップ
10 月 17 日	第 2 回若手職員チームによるワークショップ
平成 30 年 3 月 19 日	第 3 回企画主任会議
7 月 11 日	第 4 回企画主任会議
10 月 15 日	第 2 回企画委員・企画幹事合同会議
11 月 1 日	第 1 回 伊万里市総合計画審議会（諮問）
11 月 1 日～11 月 30 日	伊万里市総合計画審議会 部会 (健康福祉部会 教育文化部会 産業振興部会 基盤整備部会 環境安全安心部会 新しい協働創造部会)
12 月 18 日	第 2 回 伊万里市総合計画審議会
12 月 27 日	（答申）
平成 31 年 1 月 9 日～2 月 1 日	市民意見提出手続（パブリックコメント）
3 月 25 日	定例議会にて議決（第 6 次伊万里市総合計画策定）

第6次伊万里市総合計画

発行年月：令和元年6月

発行：伊万里市 企画政策課

〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1